

令和8年3月5日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金藏
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第1号）

令和8年3月5日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第54号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 中能登町職員の旅費に関する条例の全部改正について

議案第57号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第59号 中能登町長寿祝金条例の一部を改正する条例について

議案第60号 令和7年度中能登町一般会計補正予算

議案第61号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第62号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第63号 令和7年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第64号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第65号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第66号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第67号 令和8年度中能登町一般会計予算

議案第68号 令和8年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第69号 令和8年度中能登町介護保険特別会計予算

- 議案第70号 令和8年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第71号 令和8年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第72号 令和8年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第73号 令和8年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第74号 令和8年度中能登町下水道事業会計予算
- 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
(高齢者グループホーム「しあわせの里」)
- 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
(在宅複合施設「ほのぼの」)
- 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
(デイサービスセンター「ひまわり」)
- 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
(中能登町保健センター「すくすく」)
- 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
(能登上布会館)
- 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
(姫塚いきいき公園)
- 議案第81号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第3 常任委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、
5番 澤 良一議員から入院治療のため、欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は10名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和7年度中能登町議会3月定例会議を再開いたします。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から3月19日までの15日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員、職、氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、3番 合田 宏議員、4番 角 久子議員を指名します。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 日程第2

議事日程のとおり、議案第54号から議案第81号まで、以上の議案28件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（南 昭榮議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和7年度中能登町議会3月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案について、ご説明をいたします。

まず初めに、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックが、2月6日から22日にかけて開催され、日本選手団は、スノーボードやフィギュアスケート、スキージャンプ、スピードスケートなど冬季大会史上最多となる24個のメダルを獲得し、前回の北京大会の18個を大きく上回る成績を収めました。

中でも、スノーボード競技では、金メダル4個を含む9個のメダルを獲得するなど、日本選手が大きく躍進する結果となりました。

また、フィギュアスケート競技では、三浦璃来、木原龍一ペアが、フリー演技で世界最高得点を更新し、前日の5位から大逆転で悲願の金メダルを獲得したことは、日本中に大きな感動を与えたものと思います。

また、本日から第6回ワールドベースボールクラシックが開幕し、20か国が4つのブロックに分かれ、予選ラウンドが行われます。2連覇を目指す侍ジャパンの活躍を大いに期待し、日本中に元気を届けてもらえるよう応援したいと思います。

このような中、現在、日本では、エネルギーや食料品を中心とした物価高騰が続いており、我々の生活に深刻な影響を与えております。

国では、ガソリンや電気、ガスといったエネルギー価格の抑制や低所得世帯、子育て世帯への給付金の支給など、様々な対策を実施しており、町でも、国の対策に沿った町独自の支援策を実施しているところであります。

支援策の一つである商品券の配布につきましては、3月中に全世帯へ配布できるよう、現在、準備を進めておりますので、よろしくご願いたします。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次、ご説明をいたします。

初めに、議案第54号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、条例中の「学校評議員」の表記を「学校運営協議会委員」に改めるものであります。

次に、議案第55号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、令和7年度の人事院勧告で、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号 中能登町職員の旅費に関する条例の全部改正についてであります。

この条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正により、国家公務員の旅費制度の見直しが図られたことを受け、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国民健康保険税の算定において、これまで基礎課税分などに、新たに子ども・子育て支援金分を加えて保険税を賦課・徴収することとなり、また、課税限度額の上限や低所得者の軽減判定基準額も引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、番組プラン提供元のサービス料金の改定に伴い、町サービス料金の改定など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 中能登町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、高齢者の平均寿命の伸びや社会情勢などを勘案し、時勢に即した事業にするため、長寿祝金の支給要件等についての所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号 令和7年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億7,916万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億7,104万6,000円とするものであります。

また、第2表の繰越明許費の補正につきましては、情報管理事業のほか29の事業について、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

第3表の地方債の補正につきましては、自然再生・地球温暖化対策事業債のほか、12の事業について、事業費の決算見込みなどにより、起債の限度額を1,130万円減額するものであります。

補正予算の歳入で増額の主なものは、第14款国庫支出金で民生費国庫負担金として2,090万7,000円、総務費国庫補助金として2,460万6,000円、災害復旧費国庫補助金として8億463万7,000円であります。

また、歳入で減額の主なものは、第14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金として3億6,087万9,000円、第15款県支出金の民生費県負担金として、2億1,728万9,000円、総務費県補助金として2,436万3,000円、民生費県補助金として5,568万7,000円、農林水産業費県補助金として9,989万6,000円、災害復旧費県補助金として5,619万5,000円、第18款繰入金の基金繰入金として8億9,020万1,000円あります。

次に、補正予算の歳出で増額の主なものは、第3款民生費の保育園運営費として1,919万7,000円、第6款農林水産業費の地域農政推進対策事業費として1,399万7,000円、県営土地改良事業費として2,865万4,000円あります。

また、歳出で減額の主なものは、第3款民生費の老人福祉事務事業として1,950万円、災害救助費として2億167万6,000円、被災者生活再建支援事業として1億3,087万5,000円、第6款農林水産業費の農業機械再取得等支援事業費として1億円、日本型直接支払制度事業として1,383万1,000円、社会資本整備円滑化地籍整備事業として1,018万9,000円、第8款土木費の被災宅地等復旧支援事業として1,017万9,000円、住宅・建築物耐震改修等促進事業として2,374万円、第11款災害復旧費の林道災害復旧事業費として5,745万3,000円、公共土木施設災害復旧事業費として3億4,774万8,000円であります。

次に、議案第61号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,236万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,166万4,000円とするもので、補正予算の主なものは介護サービス及び支援サービス等の負担金の減額、介護給付費準備基金の積立金の増額であります。

次に、議案第62号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,349万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,756万4,000円とするものであります。補正予算の主なものは一般被保険者高額療養費の負担金の増額であります。

次に、議案第63号 令和7年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ992万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,026万9,000円とするもので、決算見込みによるものであります。

次に、議案第64号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出そ

れぞれ376万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億59万1,000円とするもので、決算見込みによるものであります。

次に、議案第65号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入で7万3,000円を増額するもので、災害復旧事業債に係る利息について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、議案第66号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出で1,667万3,000円を増額し、資本的収入で1,866万円、資本的支出で1,500万円をそれぞれ増額するものであります。

補正予算の主なものは、下水道施設の維持管理費の増額と、現在の維持管理業務に改築更新事業などを含め、一体的に長期管理する官民連携方式の導入に関する可能性調査業務を行うものであります。

次に、議案第67号から議案第74号までの令和8年度の当初予算につきましては、原材料価格の高騰や人手不足により人件費などが上昇している状況ではありますが、従来の行政サービス継続に必要な経費や既存施設の維持管理費用に加え、復旧・復興プランに沿った事業の推進及び旧鹿島庁舎の解体などの震災により先送りとなっていた事業の実施に必要な経費などを計上いたしました。

まず、議案第67号 令和8年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億7,500万円とするものであります。

第2表の地方債では、各事業の地方債限度額を総額で19億880万円とするものであります。令和8年度の新たな事業のうち主な事業として、第3款民生費の社会福祉事業では、旧デイサービスセンターいこいを新たに、ひきこもり対策等の支援施設として整備する経費、第6款農林水産業費の団体営土地改良事業費では、ため池の耐震調査業務としての地

質調査に係る委託料、第8款土木費の道路維持費では、道路強靱化計画の策定に係る委託料、町営住宅建設費では、現在、建設中の復興公営住宅の買取りに係る経費、第9款消防費の消防施設費では、鹿西分団車庫詰所の建設費及び高規格救急自動車の更新費、中能登消防署の改修費、防災対策費では、防災行政無線の更新費及び給水車の車庫整備費、防災安全交付金事業では、防災備蓄倉庫と防災資機材倉庫の建設費、第10款教育費の学校教育事務局費では、GIGAスクールタブレットやスクールバスの更新費、中学校管理費では、中能登中学校アリーナ棟空調設備の工事費などを計上しました。

次に、議案第68号 令和8年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金などの予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億649万6,000円とするものであります。

次に、議案第69号 令和8年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,000万円とするものであります。

次に、議案第70号 令和8年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、一般被保険者への療養給付費や国民健康保険事業費納付金などを計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,500万円とするものであります。

次に、議案第71号 令和8年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、春木地内の分譲宅地販売に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,534万8,000円とするものであります。

次に、議案第72号 令和8年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、ケーブルテレビの加入促進を図り、放送サービスの運営費や音声告知端末サービスの

管理に係る経費、放送センター設備関連機器の更新に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,078万4,000円とするものであります。

次に、議案第73号 令和8年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を5億485万2,000円、収益的支出を5億394万円とし、資本的収入を6億4,603万9,000円、資本的支出を9億6,340万9,000円とするものであります。

主な事業としましては、水道事業の運営費や水道の導水管耐震化事業、下水道災害復旧事業に伴う水道管の支障移設工事を行うものであります。

次に、議案第74号 令和8年度中能登町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出を11億3,995万8,000円、資本的収入を、23億5,168万6,000円、資本的支出を26億1,192万円とするものであります。

主な事業としましては、下水道事業の運営費や下水道施設の改築更新事業、災害復旧事業などを行うものであります。

次に、議案第75号から議案第80号までの公の施設の指定管理者の指定については、高齢者グループホーム「しあわせの里」のほか5施設について指定期間満了に伴い、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第75号の高齢者グループホーム「しあわせの里」につきましては、有限会社しあわせの里を指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第76号の在宅複合施設「ほのぼの」につきましては、社会医療法人財団、董仙会を指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第77号のデイサービスセンター「ひまわり」及び議案第78号の中能登町保健センター「すくすく」につきましては、社会

福祉法人中能登町社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第79号 能登上布会館につきましては、能登上布振興協議会を指定管理者に指定するものであります。

最後に、議案第80号 姫塚いきいき公園につきましては、春木区を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間は、いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第81号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。令和8年3月31日で期間満了を迎える中能登町過疎地域持続的発展計画について、計画期間の変更や事業の見直しを行うもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきまして、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明

○議長（南 昭榮議員） これより、本定例会議に上程されました議案28件について一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第60号から議案第74号までの議案については、予算決算常任委員会に付託の予定であります。議案第60号から議案第66号までの補正予算につきましては、9日の予算決算常任委員会で行いま

すので、ここでの質疑は省略します。

また、議案第67号から議案第74号までの当初予算については、説明及び質疑ともに、予算決算常任委員会で行いますので、ここでの説明及び質疑は省略します。

それでは、議案第54号について説明を求めます。

議案書は、5ページから6ページとなります。

木幡学校教育課長

〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

議案第54号 中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は5ページから6ページまでですが、説明資料の3ページでご説明いたします。

まず、今回の改正の理由ですが、学校運営協議会委員の報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、中能登町立学校学校評議員設置規程が廃止されているため、当該職名を学校運営協議会委員に置き換えるものであります。

この条例の施行期日は、公布の日であります。

なお、説明資料の4ページは新旧対照表であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第54号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第55号について説明を求めます。

議案書は、7ページから8ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

議案第55号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は8ページですが、説明資料の5ページで説明をいたします。

まず、改正の理由ですが、令和7年度の人事院勧告において、駐車場などの利用に対する通勤手当が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場などの利用に対する通勤手当の規定を新たに設けるものであります。

この条例の施行期日は、令和8年4月1日であります。

説明資料の6ページから7ページまでは、新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第55号について質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第56号について説明を求めます。

議案書は、9ページから23ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

議案第56号 中能登町職員の旅費に関する条例の全部改正について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は10ページから23ページまでですが、説明資料の8ページで説明をいたします。

まず、改正の理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員の旅費制度の見直しが図られたことを受けて、町の条例について所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、大きく3つあります。

まず、1点目ですけれども、旅費の計算などに係る規定の簡素化を行うものであります。宿泊料について、これまで定額支給でしたが、上限付の実費支給として、より実態に即したものとします。また、デジタル化の進展を踏まえまして、旅行命令簿及び旅費請求書などの様式を廃止いたします。

2点目は、旅費の支給対象の見直しを行うものであります。出張や勤務の実態に応じて自宅発の出張にかかる旅費の支給を可能とします。また、出張した職員に代わり、旅行代理店などに対して直接の支払いを可能とします。

3点目は、適正な支出の確保を行うものであります。この条例または規則の規定に違反して旅費を受給した職員に対して旅費の返還を求めるとともに、給与などから控除を可能とする規定を新設いたします。

それでは、議案書の10ページをご覧ください。

まず、第1条では、この条例の趣旨及び適用範囲について、第2条では、この条例における文言の定義を規定しております。

次に、11ページをご覧ください。

第3条では、旅費の支給について、12ページ、第4条では、旅行命令等について、13ページ、第6条では、旅行の種目、第7条では、旅費の計算、第8条では、旅費の請求手続について規定をしております。

次に、14ページをご覧ください。

第9条では、鉄道賃について、以下の条文

では、各種目について規定をしております。

次に、20ページをご覧ください。

ここでは、この条例の整備に伴い、中能登町議会の議員報酬及び費用弁償などに関する条例の一部改正など、所要の改正が必要となるものについて、合わせて見直しを行うものであります。

この条例の施行期日は、令和8年4月1日であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。議案第56号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、議案第57号について説明を求めます。

議案書は、24ページから29ページとなります。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書の24ページをご覧ください。

議案第57号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

改正文は、25ページから29ページですが、改正内容について説明資料の9ページで説明をいたします。

説明資料9ページをご覧ください。

令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設をされました。今回の条例改正は、この制度の創設に伴うものが主な内容となります。

1の改正理由は、令和8年度から、国は、児童手当の抜本的拡充や妊婦のための支援給付等の子育て世帯の経済支援に充てるため、子ども・子育て支援納付金を医療保険者から

徴収することとし、医療保険者は、被保険者に対し、現行の医療保険分に加えて、新たに子ども・子育て支援金を賦課・徴収することとなったため、その保険税率等について一部改正を行うものです。

2の改正概要ですが、国民健康保険税の算定において、これまでの基礎課税分である医療保険分、後期高齢者支援分及び介護納付金分に、新たに子ども・子育て支援金を加えて、保険税を賦課・徴収することとなります。

この新たな支援金の徴収制度が少子化対策に係るものであることを考慮し、子供がいる世帯の賦課額が増えないよう、18歳に達する日以後の年度末日以前までの子供、これは高校生年代までの子供になりますが、その子供に係る支援金の均等割額を徴収しないこととし、その軽減相当額分を18歳以上の被保険者に別途、18歳以上均等割額として加算徴収する仕組みとなります。

今回新たに徴収される、子ども・子育て支援金においても、現行制度と同様、低所得者に対する応益分の均等割と平等割に対する軽減措置を適用し、また、支援金に係る保険税に3万円の賦課限度額を設けております。

令和8年度分については、石川県が示した標準保険税率に基づき、所得割率を0.28%、均等割額を1,160円、18歳以上均等割額を40円、平等割額を800円と設定しました。

なお、参考に、国の試算によると、国民健康保険の被保険者1人当たりの子ども・子育て支援金の平均月額額は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みと算出しています。国全体の支援納付金が年々、段階的に増額となるため、保険料も3年間で段階的に増額になるものです。

令和9年度の支援金に係る税率については、県へ納付する事業費納付金の額を基に必要な金額を算定し、令和8年度中に改めて算

定されます。

また、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、課税限度額の上限についても基礎課税額の医療分の上限額を66万円から67万円へ引き上げました。

加えて、均等割額と平等割額に係る軽減判定基準額も引き上げ、低所得者の軽減措置の対象を拡大しました。

10ページからは、今ほど説明した改正点を表にしたものです。

①の表は、保険料の料率についてで、一番右の子ども・子育て支援分が新規に追加をされます。

②の表は、課税限度額の引上げについてで、基礎分の医療分が1万円引き上げられ67万円となり、子ども・子育て支援分が新たに3万円と設定されます。

11ページの③の表は、低所得者の軽減措置の拡大についてで、5割軽減の判定基準額の被保険者数に乗じる金額を5,000円引き上げ、31万円とし、2割軽減の判定基準額の被保険者数に乗じる金額を1万円引き上げ、57万円とするものであります。

3の施行期日は、令和8年4月1日です。

12ページから26ページは、新旧対照表となります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第57号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第58号について説明を求めます。

議案書は、30ページから32ページとなります。

岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、議案

書は、30ページ、説明資料は、27ページをお願いいたします。

議案第58号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてです。上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

ここからは、説明資料27ページで説明させていただきます。

1の改正理由は、ケーブルテレビの番組プラン提供元のサービス料金の改定に伴い、町サービス料金の改定を行うとともにケーブルテレビ事業の民間譲渡に向けた協議を円滑に進めるための事業整理として、町独自サービスであるセットトップボックス（STB）の貸与及び多チャンネルプランのうちのエンジョイプランの廃止を行うものであります。

2の改正概要としまして、第1条関係では、多チャンネルプランのうち、スーパープランの料金を、STB1台目の料金4,180円を4,510円に、2台目の料金2,090円を2,255円に、3台目以降の料金1,393円を1,503円に改定するものであります。

次に、第2条関係では、町独自プランを廃止するもので、まず1点目の老朽化した町貸与のSTBの廃止として、条文中のSTBの表記と機器の種別料金を示した、別表第1を削除するものであります。

2点目は、町が独自で番組を調達しているエンジョイプランの廃止として、別表第2中のエンジョイプランを削除するものです。

3の施行期日は、利用者への周知期間を考慮し、第1条関係は、令和8年7月1日とし、第2条関係は、令和8年10月1日とするものであります。

なお、議案書の33ページには、条例の改正文をまた、資料の28ページから30ページには、新旧対照表を記載しております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第58号について質疑はありません

か。

古玉議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） それでは、改正理由のところについてお聞きます。

こちらはケーブルテレビ事業の民間譲渡に向けた協議を円滑に進めるとあるんですけど、これいつ頃民間譲渡を考えておられるのかという点が一点と、もう一点この円滑に進めるといことなので民間譲渡された場合に、急激に金額が上がらないようにするために、今この段階で金額を上げるということによってよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長

○岩田 正企画情報課長 古玉議員のご質問にお答えいたします。

譲渡につきましては、現在協議を進めている最中でありまして、いろいろな課題が今山積しております。音声告知端末の問題もありますし、伝送路、線の、不要な線といいますか、ケーブルテレビネットワークの不要なケーブルも金沢ケーブルのほうには持っていけないということも分かってきましたので、それらを整理していきますと、早くても令和10年4月を目標に考えております。

ただ、もっと早く費用対効果の面も考えますと、早くすることもできないかということで今担当レベルでは話ししておりますので、今後、引き続き金沢ケーブルテレビ株式会社と協議して進めてまいりたいと考えております。

もう一つの質問についてですが、現在の今の要綱改正は、テレビの番組の発売、提供元が料金が上がったので、それに基づいてうちの番組も上げるということが一点となります。

もう一つの問題は、今私どもが貸与していますSTB、セットトップボックスというものが各家庭に貸与しているものがありまして、それがもう廃止となっておりますので、

その辺を撤去した上で譲渡に向けていきたいということを考えておりますので、料金が上がるとかという問題ではなく、整理をした上で譲渡に向けて進めていきたいと考えておりますので、もしかしたら料金のほうは現在よりも下がる場合もございますので、その辺をまだ1年、2年かけて調整して、皆さんにお示しできるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（南 昭榮議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 分かりました。

また、価格が少しでも皆さんにとって、手頃であるように、また努力していただきたいと思います。よろしく願います。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） その他質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第59号について説明を求めます。

議案書は、33ページから34ページとなります。

田嶋長寿福祉課長

〔田嶋洋子長寿福祉課長登壇〕

○田嶋洋子長寿福祉課長 それでは、議案書の33ページをご覧ください。

議案第59号 中能登町長寿祝金条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

説明資料の31ページで説明をいたしますので、そちらをご覧ください。

まず、改正理由ですが、高齢者の平均寿命の伸びや社会情勢等を勘案し、時勢に即した事業とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、改正概要ですが、長寿祝金の支給要件等を見直すものであります。

内容ですが、1つ目は、支給要件の見直しで、現在、77歳に1万円、88歳と99歳にそれぞれ2万円、100歳に10万円を支給していますが、改正により、77歳と99歳への支給を廃止するものであります。

なお、88歳と100歳への支給は、これまでどおり継続いたします。

2つ目は、その他要件の見直しで、まず、アで100歳の者について町内に住所を有する期間を「10年以上」から「5年以上」に改正するものであります。これは、住所地要件が、現在、100歳だけが「10年以上」となっていることから、全て「5年以上」に統一するものであります。

次に、イで長寿祝金は、支給額に相当する額の商品券等に代えることができるよう改正するものであります。現在、支給は口座振込としていますが、改正により、88歳には2万円相当の商品券を支給することとします。このことで町内事業所の消費喚起、さらには地域振興につながることを期待できます。

なお、100歳につきましては、これまでどおり口座振込とします。

最後に、施行期日は、令和8年4月1日であります。

なお、32ページは新旧対照表となります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。ただいまの59号について質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第60号について説明を求めます。

議案書は、35ページから64ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案

書の35ページをご覧ください。

議案第60号 令和7年度中能登町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億7,916万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億7,104万6,000円とするものであります。

また、繰越明許費の補正については、第2表繰越明許費によるものとします。

地方債の補正については、第3表地方債補正によるものとします。

次に、40ページから42ページまでをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。

まず、40ページ上段の総務費、事業名、情報管理事業から42ページの表の最後、災害復旧費、事業名、公共施設災害復旧事業費までの合計30の事業について、年度内に事業の完成が見込めないことなどにより、令和7年度から令和8年度へ事業の繰越しをするものであります。

主なものですが、40ページの上から6行目、第6款農林水産業費の事業名、農業機械再取得等支援事業費で2億4,514万円、次に表の一番下ですけども、第7款商工費、事業名、緊急経済対策費2億1,092万4,000円、41ページの下から2行目、第11款災害復旧費、事業名、農業用施設災害復旧事業費で1億3,548万3,000円、その下の事業名、林道災害復旧事業費で1億9,658万5,000円、42ページの1行目、第11款災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧事業費で1億65万5,000円などを令和8年度に繰越しをするものであります。

次に、43ページをご覧ください。

第3表地方債補正であります。

自然再生・地球温暖化対策事業債については、補正前の限度額470万円を440万円減額し、30万円とするものであります。

以下、ご覧の各種事業債について、実績見込みに基づきまして、地方債の発行限度額の増額または減額を行うものであり、補正前の合計額32億1,350万円を、1,130万円減額し、32億220万円とするものであります。

次に、46ページをご覧ください。

ここからは、歳入になりますが、主なものについて説明をいたします。

まず、中段の第13款使用料及び手数料については、事務事業の実績見込みによる増額または減額を行うものであります。

次に、46ページの中段から48ページまでの第14款国庫支出金及び第15款県支出金についても各事業の実績見込みによる増額または減額を行うものであります。

続いて、48ページの下段ですけれども、第16款財産収入の利子及び配当金344万円の増額は、各種基金の利息を計上したものであります。

次に、第17款寄附金のふるさと応援寄附金では、140万円の減額であります。これは、企業版ふるさと納税について、実績見込みにより減額をするものであります。ご寄附をいただきました皆様方に改めまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

次に、49ページをご覧ください。

第18款繰入金の基金繰入金では、財源の調整のため、財政調整基金8億8,985万5,000円を減額するものであります。これは、各種事務事業の実績額の確定見込みにより国や県などからの補助金額が確定したこと、それから公費解体の国庫補助については、過年度分の交付不足分の精算収入があったことなどから、基金の取崩し額が減額となりました。

第21款町債は、先ほど第3表地方債補正で説明をいたしましたので、ここでは省略をさせていただきます。

歳入の説明は以上です。

続きまして、51ページをご覧ください。

ここからは歳出であります。

第2款総務費、1項1目一般管理費、事業名2の一般管理事業では349万3,000円の増額をお願いするものであります。

補助金の水道事業会計7万3,000円の増額は、水道事業会計において発行した災害復旧事業に要する地方債の償還に対して、一般会計から補助を行うものであります。

次の積立金、財政調整基金利子288万9,000円は、歳入で説明をしましたが、基金の利息について基金に積み立てるものであり、その下の減債基金利子以下についても同様であります。

次に、事業名5の情報管理事業で354万8,000円の増額をお願いするものであります。

委託料の業務委託で765万2,000円の減額は、戸籍の附票への旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修費で354万8,000円の増額をしますが、標準化システムの導入にかかる費用の実績見込みにより、1,120万円の減額となり、差引きをしまして765万2,000円の減額を行うものであります。

その下、使用料及び賃借料の1,120万円の増額は、ガバメントクラウドのシステム使用料が当初見込みを上回ったため、所要額を増額するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、51ページ下段をお願いいたします。

2目、事業名1広報広聴事業で620万6,000円の減額補正をするものです。

内訳としましては、10節の4印刷製本費で広報なかのとの印刷の入札残として84万1,000円、27節繰出金でケーブルテレビ事業特別会計への繰出金として536万5,000円を減額するものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 宮川会計課長

〔宮川清美会計管理者兼会計課長登壇〕

○宮川清美会計管理者兼会計課長 同じくその下をお願いします。

3目会計管理費、事業名2出納事務費13万2,000円の増額をお願いするものであります。

11の3節手数料ですが、これは、振込に係る手数料が、決算見込みにより不足することから、13万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、51ページ一番下の段をお願いいたします。

6目、事業名1給与費です。こちらは、補正額はございませんが、歳入の国勢調査の県支出金で15万7,000円の充当替えに伴う財源内訳の組替えを行うものであります。

次に、52ページをお願いいたします。

事業名3コミュニティ施設費で231万6,000円の減額をするものです。

内容としましては、12節委託料の業務委託で、今年度、能登部下集会所の耐震診断業務委託を実施する予定でありましたが、能登部下区との施設の譲渡に向けて協議を進めており、まだ方向性が決定していないため、今回は耐震診断を実施しないこととし、方向性が決定した段階で事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、その下の段、事業名6結婚推進事業では404万7,000円の減額をするものです。

内容としましては、18節の2補助金の結婚新生活支援事業補助金で実績見込みにより減額するものであります。

次に、その下の段、事業名9公共交通事業で187万7,000円の増額補正をお願いするものです。

内訳としましては、10節の6備品修繕料で20万8,000円の増額は、おりひめバスの排気

浄化装置のNOXセンサーの不良により、上流と下流の2か所の部品交換を実施するものと、18節の2補助金で166万9,000円の増額は、北鉄能登バスが運行しております、羽七東線と後山線の生活バス路線維持対策事業の運行補助額が確定したことによる増額であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 続いて、52ページ中段をお願いいたします。

8目石川県復興基金事業費の地域コミュニティ施設等再建支援事業については、予算の増減はありませんけども、財源の内訳について変更するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 辻口住民窓口課長
〔辻口 要住民窓口課長登壇〕

○辻口 要住民窓口課長 それでは、同じく議案書52ページ下段をお願いいたします。

2款3項1目、事業名2戸籍住民基本台帳費になります。補正額は356万2,000円の減額になります。

7節の報償費、10節の需用費、11節の役務費においては、いずれも事業実績見込みにより、合わせて28万2,000円を減額するものです。

12節の委託料におきましては、戸籍総合システム改修等業務において変更契約を行ったほか、戸籍への振り仮名記載に係る業務委託など事業実績見込みにより328万円を減額するものです。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、53ページ上段をお願いいたします。

5項2目、事業名16国勢調査費です。こちらは、補正額はございませんが、先ほど1項6目、事業名1給与費でご説明しました15万7,000円の県支出金の充当替えに伴う財源内訳の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 同じく、53ページ中段をお願いします。

7項防災費2目、事業名1復興対策費で79万3,000円の減額をお願いするものであります。

1節の3非常勤職員報酬の16万8,000円の減額は、復旧・復興まちづくりアドバイザー会議における委員報酬でありましたが、令和6年度末に中能登町復旧・復興プランの策定が完了したため、外部有識者による会議については、ある一定の目的は果たされたことから、会議委員の報酬を減額するものであります。

次に、10節の2燃料費の6万4,000円の減額、13節の使用料及び賃借料の56万1,000円の減額につきましては、当初、リース車両を借り上げる予定でありましたが、別の車両の確保ができたことから、それぞれ減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 田島長寿福祉課長
〔田島洋子長寿福祉課長登壇〕

○田島洋子長寿福祉課長 それでは、引き続き53ページ下段をお願いします。

3款1項1目、事業名2社会福祉事業で24節積立金1万4,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、地域福祉基金の利子を当該基金に積み立てるもので、利子見込額の増額に伴う補正であります。

次に、3目、事業名2老人福祉事務事業で27節繰出金1,950万円の減額につきましては、介護保険特別会計の決算見込みにより、一般会計からの繰出金が減額となったためであります。

次に、事業名3在宅福祉対策事業で118万7,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、12節委託料で業務委託52万7,000円の増額につきましては、外出支援サービス事業のうち、リフト付車両による実績見込みが月平均10人の利用となり、当初の月平均6人を上回る見込みとなり不足分を計上いたしました。また、除雪援助事業で当初では延べ50人の利用を見込んでいましたが、1月の大雪により実績見込みが65人となったため不足分を計上いたしました。

次に、19節扶助費、介護慰労金支給事業で66万円の増額につきましては、支給延べ月数が当初は312か月でしたが、実績見込みが345か月となるため不足分を計上いたしました。

次に、事業名4老人ホーム入所措置事業で19節扶助費の老人保護措置費21万6,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、現在、養護老人ホームに入所している方について、11月から3月にかかる冬季加算等に不足が生じるため必要額を計上いたしました。

次に、事業名6老人福祉施設費につきましては、予算額の補正はありませんが、財源内訳の変更であります。

続いて、54ページ上段をお願いいたします。

事業名7地域包括支援センター事業費で12節委託料の業務委託100万円の減額につきましては、予防給付ケアプラン作成に係る委託料で、実績見込みによる減額であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 山本健康保険課長
〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書
54ページ中段をご覧ください。

第3款2項1目、事業名2児童福祉事務事
業で187万5,000円の増額補正をお願いするも
のであります。

内容は、22節の5国県等返還金で17万
5,000円の増額です。内容は、子育て世帯訪
問支援事業等、子ども・子育て支援交付金分
と早期療育相談等、児童虐待防止対策等総合
支援事業等の補助金分であります。この実績
額の精算による超過交付分を返還するもので
す。

その下の24節の積立金で子ども・子育て
支援基金170万円の増額です。

令和7年度のふるさと応援寄附金の寄附者
のうち、活用希望施策に「子育てしやすいま
ちづくり」を選択した方の寄附金の額が12月
分まで合計額で174万2,000円となっております
ので、年間寄附額を200万円と見込み、当
初予算額の差額、170万円を増額補正をする
ものであります。

次に、その下、2目、事業名2保育園運営
費で1,919万7,000円の増額補正をお願いする
ものであります。

内容は、18節の1負担金で管外委託児童負
担金で810万円の増額です。これは、町外の
保育施設に通園している園児に係る増額分
です。

その下、18節の2補助金で施設型給付費で
1,045万3,000円の増額です。これは、町内の
私立こども園の「とりやの子ども園」への
給付費の増額分です。

保育給付費は、乳幼児の年齢別に国が定め
る公定価格として1人当たりの金額が決まっ
ておりますが、いずれも、人事院勧告に基づ
く人件費の上昇や物価の高騰を反映し、公定
価格の上昇改定があったため、当初予算額に

対して年度見込額が大幅に増額となったこと
によるものであります。

その下、22節の5国県等返還金で64万
4,000円の増額です。これは、子ども・子育
て支援交付金の実績額精算による超過交付分
を返還するものです。

内容は、延長保育事業、病児保育事業、子
育て短期支援事業、一時預かり事業の各事業
に係る経費となります。

その下、第3目、事業名1児童館運営費で
金額の増減はありませんが、財源内訳の組替
えとなります。

次に、その下、第4目、事業名1学童保育
事業で22節の5国県等返還金36万7,000円の
増額補正をお願いするものです。

内容は、子ども・子育て支援交付金の実績
額精算による超過交付分を返還するもので
す。事業内容は、放課後児童クラブ運営に係
る経費の補助金の精算となっております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 藤岡土木建設課長
〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書
55ページ上段をお願いします。

3款3項1目、事業名1災害救助費で2億
167万6,000円の減額であります。

主な内容は、13節使用料及び賃借料で932
万6,000円の減額、これは賃貸型応急住宅の
家賃等を支払うもので、現在21世帯が入居し
ております。

次に、14節工事請負費で1億9,235万円の
減額、これは住宅の応急修理制度で、罹災証
明で半壊以上は70万6,000円、準半壊は34万
3,000円を補助するものでありますが、それ
ぞれ決算見込みによる減額であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 辻口住民窓口課長
〔辻口 要住民窓口課長登壇〕

○辻口 要住民窓口課長 それでは、同じく
議案書55ページ中段をお願いいたします。

事業名2被災者生活再建支援事業になります。補正額は1億3,087万5,000円の減額となります。

19節の扶助費において、被災者生活再建支援金、基礎支援金の申請受付が2月2日をもって終了したため、その実績額と加算支援金の事業実績見込みにより減額するものです。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 山本健康保険課長
〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 次に、55ページ下段をご覧ください。

第4款1項1目、事業名2保健衛生事業で686万円の減額補正です。

内訳は、27節繰出金で国民健康保険特別会計の事業確定見込みによる一般会計からの法定割合による各種繰入れ分の減額によるものです。

次に、その下、3目、事業名1公衆衛生事業費で51万6,000円の増額補正をお願いするものです。

内訳は、10節の1消耗品費で狂犬病予防接種の個別接種に係る経費2万1,000円の増額です。

その下、18節の1負担金で七尾市の「ななか斎場運営費」で2万円の増額です。七尾市からの通知により増額補正したもので、運営費の経費の22.63%を負担するものです。

その下、22節の1償還金で墓地公苑区画返還金47万5,000円の増額です。これは、墓地公苑条例施行規則により、使用前に区画を返還した場合、納付した永代使用料の2分の1を返還することができる規定となっており、今回4件分47万5,000円を増額補正するものです。

次に、56ページ上段をご覧ください。

4目母子保健費、事業名1母子保健事業で22節の5国県等返還金45万8,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、産後ケアや産婦健診、1か月児健

診などの実績により、既に交付されている補助金を精算還付するものです。

次に、その下、5目老人保健医療費、事業名1後期高齢者医療事業で18節の2補助金24万円の増額補正をお願いするものです。

内容は、集団健診、個別健診で受診者増等により事業実績額が増加したことにより、町の負担分の見込額が増加し、健診事業の委託元の後期高齢者医療広域連合への補助金24万円を増額するものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 続いて、56ページ中段になります。

4款衛生費2項1目1事業の環境衛生事業費で436万5,000円の増額補正となります。

12節委託料85万円の減額につきましては、公共施設LED化事業の実施において、ローカルPFI導入に係るアドバイザー業務委託並びに公募型プロポーザル方式に関する支援業務委託の精算により減額をするものでございます。

次に、18の1負担金のバイオマスメタン発酵施設581万1,000円の増額につきましては、メタン発酵施設の電気使用量の増加によるもので、一般廃棄物投入量に応じて負担をするものでございます。

次に、七尾市へのごみ処理に関する負担金は、これは、ななかりサイクルセンターの災害復旧工事の精算により69万6,000円の減額となったものでございます。当町の負担割合22.45%となっております。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 前田農林課長
〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 議案書56ページ下段をお願いいたします。

6款1項2目、事業名1地域農政推進対策

事業費では1,399万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

18節の2補助金で地域農業構造転換支援事業補助金として1,447万1,000円を増額するので、地域の担い手4経営体に対し、農業機械購入補助金の割当て内示がありましたので補填するものであります。

続く、経営発展支援事業につきましては、事業費確定による減額であります。

続いて、事業名2農業機械再取得等支援事業費では、事業費確定見込みにより1億円の減額補正であります。主な理由としましては、再建内容の見直し等であります。

令和7年度の完了見込みにつきましては、13件で1,666万円、令和8年度への繰越し予定は、21件で2億4,514万円となります。

57ページをお願いいたします。

4目、事業名1農業振興費では、イノシシの捕獲状況により219万6,000円の減額補正であります。2月末の捕獲数が64頭であったため減額するものであります。

事業名2日本型直接支払制度事業では1,383万1,000円の減額補正であります。

事業費の確定に併せ、予算組替えを行い、備品購入費として書類整理用の棚の購入費85万3,000円を計上いたしました。各地区から毎年50冊近くの日報、領収書等をつづったファイルが提出され、5年期間となるためのものであります。

18節の2補助金では、取組単価の変更、取組組織の減により各事業で減額するものであります。

58ページをお願いします。資料につきましては34ページとなります。

7目、事業名3県営土地改良事業費では2,865万4,000円の増額補正であります。県からの追加割当て内示及び事業費確定により、18節の1負担金を増額するものであります。

34ページの県営ほ場整備事業では、中能登北部地区で事業費1億7,000万円の増額であ

ります。また、37ページの県営老朽ため池整備事業、春木佛面下池では事業費が1,000万円、38ページの西馬場横手の池では事業費2,400万円の増額となるものであります。

また、22節の5国県等返還金では1,000円を新たに計上するものであります。

これは、令和5年度県営ほ場整備事業、越路南部地区において、委託料の減額を反映せず負担金を徴収したことにより、返納が生じたものであり、地区に対し917円を返納するものであります。

事業名4町単土地改良事業費では200万円の減額補正であります。

9月補正で法定外公共物の修繕工事分を計上しましたが、再度、協議が必要となったため今年度の事業を取りやめるものであります。

事業名8団体営土地改良事業費では、予算組替えによる補正であります。

次に、8目、事業名1地籍調査事業費では、事業費確定により104万円を減額補正するものであります。

事業名2社会資本整備円滑化地籍整備事業では、事業費確定により1,018万9,000円の減額補正であります。

説明は以上となります。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、59ページ2段目をお願いいたします。

7款1項1目、事業名3緊急経済対策費で補正額はございませんが、160万円の企業版ふるさと納税の充当に伴う財源内訳の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 藤岡土木建設課長〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書59ページ中段をお願いいたします。

8款土木費1項1目、事業名2土木総務費

で779万4,000円の増額をお願いするものであります。

18の2補助金で下水道会計の補助金で下水道会計の収支均衡を図るものであります。

次に、2目石川県復興基金事業費で、これは能登半島地震による復興基金事業になります。

まず、事業名1被災宅地等復旧支援事業で1,017万9,000円の減額であります。18の2補助金で、これは被災した宅地被害の復旧工事に対して補助をするものであり、決算見込みによる減額であります。

次に、事業名2応急仮設住宅維持管理費用支援事業で275万円の減額であります。

主な内容は、10の7施設修繕料で40万円の減額、これは建設型応急住宅の修繕料、12節委託料で123万1,000円の減額、これは退去時のハウスクリーニング代、13節使用料及び賃借料で111万9,000円の減額、これは応急仮設住宅に配備してある小型除雪機3台分の機械借り上げ料で、それぞれ決算見込みによる減額であります。

次に、事業名4住まい再建・賃貸入居支援事業で140万円の減額であります。18の2補助金で、これは応急的な住まいから恒久的な住まいとして県内の住宅を賃貸する際に1世帯当たり一律20万円を支援するもので、決算見込みによる減額であります。

次に、60ページをお願いします。

2項2目、事業名1道路維持費で679万9,000円の減額であります。14節工事請負費で、これは町道の舗装や横断暗渠等の修繕をするもので、決算見込みによる減額であります。

次に、3目、事業名2道路新設改良費で10万円の減額であります。21の1補償金で、これは工事に伴う電柱移設等の補償費で、決算見込みによる減額であります。

次に、事業名3社会資本整備総合交付金事業、事業名4地方創生道整備推進交付金事業

では、予算の増減はありませんが、それぞれ財源の内訳を変更するものであります。

次に、3項1目、事業名1河川総務費で526万円の減額であります。

主な内容は、7-1節報償金で22万円の減額、これは河川愛護事業の除草作業に係る地区への報奨金で、決算見込みによる減額であります。

次に、16節公有財産購入費で504万円の減額、これは金丸冠水対策事業において、今年度中の用地取得が難しくなったため、減額をするものであります。

次に、4項1目、事業名1町営住宅管理費で150万円の減額であります。

主な内容は、10-7節施設修繕料で、これは町営住宅退去に伴う修繕で30万円以上の修繕が対象となり、決算見込みによる減額であります。

次に、2目、事業名1住宅・建築物耐震改修等促進事業で2,374万円の減額であります。

主な内容は、12節委託料で11万円の減額、これは入札残金になります。

次に、18の2補助金で、まず1つ目、住宅耐震化事業補助で1,161万円の減額、これは能登半島地震で被災のあった住宅の耐震化事業になります。

次に、その下、61ページの上段になりますが、木造既存建築物耐震改修工事費等補助で1,140万円の減額、これは昭和56年5月31日以前、いわゆる旧耐震基準で建築された建物の耐震化事業で、いずれも住宅の耐震改修関係の補助であり、想定した申請件数がなかったため減額するものであります。

次に、その下、危険ブロック塀撤去補助で62万円の減額についても決算見込みによるものであります。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 同じく、61ページ中段をお願いいたします。

9款消防費1項1目、事業名1消防総務費で790万4,000円の増額をお願いするものであります。

18節の1負担金の七尾鹿島広域行政推進に係る事務費負担金の内訳になりますが、消防本部運営費で182万6,000円の増額として、来年度の消防新規採用職員7名分の被服費及び人事院勧告による人件費の増分であり、また、消防署運営費で607万8,000円の増額として、中能登消防署職員の共済組合負担金等の増分及び人事院勧告による人件費の増分であります。

次に、2目、事業名1消防施設費で補正の増減はありませんが、財源内訳の組替えを行うものであります。

続いて、3目、事業名1防災対策費で、こちらも補正の増減はありませんが、財源内訳の組替えを行うものであります。

次に、その下、事業名2防災安全交付金事業で補正の増減はありませんが、財源内訳の組替えを行うものであります。

これは、行政サービス庁舎隣接のグラウンドに建設する防災備蓄倉庫に係るもので、まず、建築確認申請にかかる収入印紙代について事務処理の調整のため、26節の2その他の公課費から11節の3手数料に14万2,000円を振り替えるものであります。

次に、12節委託料の500万円の増額につきましては、防災備蓄倉庫建設位置の基礎下の土質について地質調査により改良等の検討が必要となったことから、14節工事請負費より500万円を組替えするものであります。

なお、これにより工事請負費が減額となりますが、工事費用の概算事業費の積算精度を上げており、減額された費用であっても建設可能であることが確認できたため、組替えによる補正とさせていただいたものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 木幡学校教育課長〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 続いて、61ページ下段をお願いいたします。

10款1項2目、事業名2の学校教育事務局費で46万7,000円の減額をお願いするものであります。

まず、減額分として19扶助費で46万8,000円の減額ですが、これは特別支援教育就学援助費の決算見込みによるものであります。

それから増額分として、62ページにまたがりませんが、24積立金の1,000円は、中能登町立学校教育振興基金の基金利子増加に伴うものであります。これらに伴い、財源の内訳についても決算見込みによる補正を行っております。

次に、2項1目、事業名2小学校管理費で7,000円の増額ですが、24積立金、鳥屋小学校教育振興基金の基金利子増加に伴うものであります。

また、財源内訳の補正も行っております。主なものは地方債について、当初計画では、過疎債の満額充当を予定しておりましたが、割当て配分が変更になったことに伴い、地方債の充当を280万円減額し、一般財源を充当しております。

次に、その下、3項1目、事業名1の中学校管理費では、予算の増減はございませんが、財源内訳の補正をしております。主なものは、入学祝い金の財源として、ふるさと応援寄附金100万円を充当し一般財源を減額しております。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 笹谷生涯学習課長〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、62ページ中ほどをお願いいたします。

4項社会教育費1目、事業名2社会教育活動推進事業費で25万9,000円の減額をお願い

するものであります。

内容は7-1報償金で放課後スポーツ教室の実績見込みによるもの、また各種事業費の確定による財源の組替えであります。

次に、3目、事業名1図書館活動推進事業で136万6,000円の減額をお願いするものであります。

内容は、13使用料及び賃借料で、これは今年度に図書館システムを新しく導入しましたが、10月から再始動しましたので4月から9月の賃貸借料を減額するものであります。

次に、4目、事業名2生涯学習センター管理運営事業で233万4,000円の減額をお願いするものであります。

内容は、17備品購入費で、これは公用車の購入の事業費が確定したことによるもので、当初キャラバンクラスのバンを検討しておりましたが、納車時期が未定ということで再検討した結果、軽自動車のバンに変更したため減額となったものであります。

次に、事業名3ふるさと創修館等費で112万円の減額をお願いするものであります。

内容は、10-5光熱水費で電気料の決算見込みによるものであります。

次に、事業名4カルチャーセンター等費で862万1,000円の減額をお願いするものであります。

内容は、まず10-2燃料費で183万2,000円の減額、これはカルチャーセンターのセントラル空調が故障して使用しておらず、A重油を補給していないことから減額をするもの、次に、12委託料、業務委託で504万円の減額、これはまずセントラル空調が故障していることから空調設備保守点検が不要であったため154万円の減額、またカルチャーセンターが4月から1月まで休館していたことからシルバーの日常施設管理350万円を減額するもの、次に、14工事請負費で174万9,000円の減額、これはカルチャーセンターの2階空調設備が完了したことにより精算したものであ

ります。

次に、63ページをお願いいたします。

5項保健体育費1目、事業2体育施設維持管理事業で補正の増減はありませんが、事業費の確定による財源の組替えであります。

次に、事業3スポーツ振興事業で110万円の減額をお願いするものであります。

内容は、18-2補助金で、これは小中学生の全国大会等派遣費の実績見込みによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 前田農林課長

〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 議案書63ページ中段をお願いいたします。

11款1項2目、事業名1林道災害復旧事業費では5,745万3,000円の減額補正であります。

能登半島地震で被災しました小田中地区の林道災害復旧工事に係る工事費を令和8年当初予算へ移行したため、減額とするものであります。

説明は以上となります

○議長（南 昭榮議員） 藤岡土木建設課長

〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書63ページ下段をお願いします。

11款2項1目、事業名1公共土木施設災害復旧事業費で3億4,774万8,000円の減額であります。

主な内容は、3-7時間外勤務手当で70万円の減額、10-1消耗品費で700万円の減額、14節工事請負費で3億4,004万8,000円の減額になります。それぞれ決算見込みによる減額であります。

なお、補助災害につきましては、全て災害査定を終了しており、全部で35か所ありますが、そのうち令和7年度までに18か所を発注、令和8年度は4か所、令和9年度以降は13か所の発注を予定しております。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 笹谷生涯学習課長
〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、64ページをお願いいたします。

4項文教施設災害復旧費2目、事業1社会教育施設災害復旧事業費で補正の増減はありませんが、事業費の確定による財源の組替えであります。

次に、3目、事業1文化財災害復旧事業費で補正の増減はありませんが、事業費の確定による財源の組替えであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 藤岡土木建設課長
〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書64ページ中段をお願いいたします。

5項1目、事業名1公共施設災害復旧事業費で515万円の減額であります。

主な内容は、10-7施設修繕料で75万円の減額、これは地震による一時入居者の退去に伴う修繕で、決算見込みによる減額であります。

次に、12節委託料で440万円の減額、これは金丸住宅復旧事業の設計業務及び工事監理業務について、それぞれ決算見込みにより減額をするものであります。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 同じく64ページ下段をお願いいたします。

5項2目、事業名1公用施設災害復旧事業費で853万3,000円の増額をお願いするものであります。

18節の1負担金の消火栓維持管理（災害復旧関係）であります。これは、能登半島地震により被害を受けた公用施設の復旧事業を行うもので、道路に埋設されている消火栓ボックス17か所の修繕実績に伴い、水道事業会

計に負担するものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） ここで、執行部から説明の訂正の申出がありましたので、これを許します。

田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 訂正をお願いいたします。

議案書は56ページ中段になります。

4款衛生費2項1目1事業、環境衛生事業費の補正額を436万5,000円と申し上げましたけれども、正しくは426万5,000円となります。訂正し、おわびを申し上げます。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第61号について説明を求めます。

議案書は、65ページから74ページとなります。

田島長寿福祉課長

〔田島洋子長寿福祉課長登壇〕

○田島洋子長寿福祉課長 それでは、議案書の65ページをご覧ください。

議案第61号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,236万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、25億3,166万4,000円とするものであります。

続いて、70ページをご覧ください。

歳入になります。

主なものについて説明いたします。

初めに、1款1項1目第1号被保険者保険料で合計325万5,000円の増額です。これは、現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料、滞納繰越分普通徴収保険料について徴収の実績によりそれぞれ増額または減額するものであります。

以下、2款の国庫支出金以降は、介護給付

費等や各種事業等の実績見込みに応じて、それぞれ増額または減額するものであります。

なお、70ページ中段の2款2項9目の現年度分特別調整交付金2,987万7,000円の増額、また、その下、現年度分総合事業特別調整交付金16万9,000円の増額は、能登半島地震の被災者に対する介護保険料と介護サービス利用料等の減免に対する国の補填分で、決算見込みによるものであります。

続いて、72ページをご覧ください。

歳出になります。

初めに、1款1項1目一般管理費で93万円の減額です。

内容は、12節委託料の業務委託33万円の減額につきましては、令和8年度に策定する第10期介護保険事業計画の基礎資料とするための在宅介護実態調査について入札残による減額であります。

また、18-2補助金で介護分野資格取得支援事業助成金60万円の減額につきましては、これは、介護人材の確保のために町内の介護施設に働いている方が、介護分野の資格を取得するための費用助成であります。当初では14人分を計上しましたが、実績見込みが2人のため減額するものであります。

次に、2項2目認定調査等費で11-3手数料63万5,000円の減額につきましては、介護認定に必要な主治医意見書の手数料について実績見込みより減額するものであります。

次に、2款1項1目介護サービス及び支援サービス等諸費で1億7,453万3,000円の減額につきましては、各サービス費の給付実績に基づき、それぞれ増額または減額するものであります。

次に、その下、特例給付償還費で負担金50万円の減額につきましては、能登半島地震の被災者に対する介護サービス利用料の自己負担分を特例給付として償還払いするもので、決算見込みによるものであります。

続いて、73ページをご覧ください。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費で157万円の減額につきましては、12節委託料及び18-1負担金において、要支援認定を受けた方の予防事業や予防サービスの実績見込みに基づき、それぞれ増額または減額するものであります。

次に、2目一般介護予防事業費の給与費につきましては、補正額はありませんが、財源内訳の変更を行うものであります。

続いて、その下、一般介護予防事業費で12節委託料の業務委託23万7,000円の減額につきましては、各種介護予防事業の実績見込みによるものであります。

次に、2項1目包括的支援事業費の給与費につきましては、補正額はありませんが、財源内訳の変更を行うものであります。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金4,903万2,000円の増額は、今回、歳入が歳出を上回ったため、収支差額を介護保険の基金に積み立てるものであります。

最後に、5款1項3目償還金701万3,000円の増額は、能登半島地震の被災者への特例給付に対する一般会計繰入れ相当額について、国から特別調整交付金として補填されたため一般会計へ返還するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第62号について説明を求めます。

議案書は、75ページから83ページとなります。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書

75ページをご覧ください。

議案第62号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,349万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,756万4,000円とするものであります。

80ページをご覧ください。

歳入です。

上段、第1款国民健康保険税につきましては、実績額に基づき、各課税区分をそれぞれ増額、減額補正したものであります。

中段、第5款1項県負担金の普通交付金は、歳出の療養費、高額療養費等に見合った県支出金です。その下の特別交付金は、能登半島地震の減免等に係る特別調整交付金が主なものです。

第6款財産収入は、財政調整基金の利子です。

80ページ下段から81ページ上段にかけての第7款1項他会計繰入金は、歳出実績に基づき、一般会計からの法定割合の繰入金をそれぞれ減額補正したものであります。

81ページ、最後の第7款2項基金繰入金は、収支を調整するために、財政調整基金からの繰入金を減額したものであります。

次に、82ページをご覧ください。

歳出です。

関係説明資料は、42ページから44ページです。

議案書82ページ上段、第2款保険給付費で事業名一般被保険者療養費、その下の審査支払手数料、その下の一般被保険者高額療養費の各項目は、それぞれ実績見込みにより、不足分を増額補正するものです。

補正額は、それぞれ、療養費が81万円、審査支払手数料が15万6,000円、高額療養費が1,250万円の増額です。被保険者は、年々減少しておりますが、1人当たりの医療費と1件当たりの医療費は増加しており、入院して

の高額な治療が増加したことが推測されます。

次に、下段から次のページ83ページ上段にかけての第3款の各種納付金の項目と第8款の償還金につきましては、補正額に増減はなく、保険税の歳入補正に伴い財源の組替えを行ったものであります。

第7款基金積立金は、基金利子を積み立てるものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第63号について説明を求めます。

議案書は、84ページから90ページとなります。

藤岡土木建設課長

〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書84ページをお願いします。

議案第63号 令和7年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算で、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ992万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,026万9,000円とするものであります。

89ページをお願いします。

歳入になります。

1款1項1目1節不動産売払収入で992万7,000円の減額であります。令和7年6月2日から、分譲宅地「春木」4区画を販売しておりますが、現時点では1区画の売払いとなっており、決算見込みにより土地売払代を減額するものであります。

次に、3款1項1目1節繰越金で1,000円の減額であり、決算見込みによるものであります。

90ページをお願いします。

歳出になります。

1款1項1目、事業名1一般管理費で953

万8,000円の減額であります。

主な内容は、10－1節消耗品費で4万8,000円、11－2節広告料で2万2,000円、12節委託料で13万3,000円、これは登記手数料の買戻し特約の設定及び解除になります。

次に、27節繰出金で933万5,000円、いずれも決算見込みによりそれぞれ減額をするものであります。

次に、2款1項1目、事業名1分譲宅地造成費で39万円の減額であります。12節委託料で、これは公共嘱託登記業務委託分で、決算見込みによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第64号について説明を求めます。

議案書は、91ページから97ページとなります。

岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、議案書91ページをお願いいたします。

議案第64号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算になります。

令和7年度中能登町のケーブルテレビ事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億59万1,000円とするものです。

次に、96ページの歳入をお願いいたします。

まず、1款1項1目1節の放送サービス加入金28万6,000円の増額は、加入者の増加に伴う実績見込みによるものです。

次に、その下の段の2項1目1節の工事負担金5万5,000円の減額と3節の通信事業負担金38万円の増額は、実績見込みによるものです。

次に、その下の段、2款1項1目1節の放送サービス利用料120万円の増額は、事業の実績見込みによるものです。

次に、その下の段、3款1項1目1節の一般会計繰入金536万5,000円の減額は、事業の実績見込みによるものです。

次に、その下の段、5款1項1目1節の雑入21万1,000円の減額は、実績見込みによるもので、内訳としましては、雑入2万9,000円の増額は、音声告知端末1台分の賠償が発生したものです。また、有料広告料24万円の減額は、月額2万円の1社分の年額が減少したことによるものです。

続きまして、97ページの歳出をお願いいたします。

1款1項1目、事業名2一般管理費では376万5,000円の減額補正をするものです。

内訳としましては、1節の3非常勤職員報酬6,000円の減額は、ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会における委員1名の欠席によるものです。

次に、11節の3手数料17万円の減額は、光変換信号機V－ONUの設置及び撤去などの実績見込みによるものです。

次に、12節委託料の業務委託191万9,000円の減額は、番組制作業務の入札残によるものです。

次に、13節使用料及び賃借料160万円の減額は、光ファイバーやヘッドエンド設備の賃借料やエンジョイプランの番組供給費、著作権及び放送機器借上げ料の実績見込みによるものです。

次に、18節の1負担金5万円の減額は、4Kの衛星放送負担金の実績見込みによるものです。

最後に、26節の2その他公課費2万円の減額は、消費税及び地方消費税が還付となったことによるものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第65号

について説明を求めます。

議案書は、98ページから100ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、98ページをお願いいたします。

議案第65号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和7年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条です。予算書第3条収益的収入の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款事業収益で7万3,000円を増額するものでございます。

100ページをお願いいたします。

5目繰入金、一般会計からの繰入金7万3,000円につきましては、令和6年能登半島地震で被災を受けた水道施設を復旧するための費用の一部を補うものでございます。復旧には、災害復旧事業債を活用しておりまして、その返済に充てる繰入額に応じて、国から特別交付税で財政支援が受けられる仕組みとなっております。制度上、認められた基準内繰入れとして計上するものでございます。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第66号について説明を求めます。

議案書は、101ページから106ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、議案書101ページをお願いいたします。

議案第66号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和7年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、予算書第3条収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款事業収益及び支出の第1款事業費でそれぞれ1,667万3,000円を増額するものでございます。

102ページをお願いいたします。

第3条です。予算書第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入では1,866万円を増額するものです。

支出のほうです。第1款資本的支出では、1,500万円を増額するものでございます。

続いて、第4条です。他会計からの補助金を779万4,000円増額し、6億3,811万円に改めるものでございます。

続いて、105ページをお願いいたします。

収益的収入7目メタン発酵施設維持管理負担金590万円の増額につきましては、メタン発酵施設の電気使用量が増加しており、一般廃棄物の投入量に応じ負担金が増えるものでございます。

続いて、2項3目他会計補助金の779万4,000円は、これは一般会計からの基準外繰入れとなります。

次に、3項3目その他の特別利益297万9,000円は、災害復旧に係る国庫補助金で補助率は99.3%でございます。

続いて、支出でございます。

1項2目処理場費の委託料で1,350万円は、これは下水道施設の電気料金の増額に伴う補正となります。

包括的民間委託の契約約款の第23条により、物価水準の変動が1%を超えた場合、請負代金の変更が可能となっております。今回は、高圧分で32%の増で1,100万円の増、低圧分では20%の増で250万円の増となっております。合計1,350万円を増額するものでございます。

次に、4目の総係費17万3,000円は、これはコンビニ収納手数料が不足する見込みであ

るため補正をするものであります。

続いて、3項3目臨時損失で300万円の計上は、下水道管の閉塞が依然として発生しており、管路の清掃や応急工事費として増額するものでございます。これらの経費につきましては、国庫補助対象で補助率は99.3%となっております。

続いて、106ページをお願いいたします。

資本的予算となります。

まず、1目の下水道事業費分担金116万円は、これは新規加入者の増加分を計上しております。

続いて、2項1目国庫補助金1,500万円は、令和8年度国庫補助事業費の前倒し内示により増額をするものでございます。

続いて、8項1目負担金等、受益者負担金、下水道事業費分担金250万円は、これは旧励志館跡地で建設中の災害公営住宅20戸分の分担金の計上となっております。

続いて、支出でございます。

1項1目建設改良費の委託料1,500万円は、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託となります。

令和8年度国庫補助事業費の前倒し内示により補正をするものでございます。財源は国庫補助金100%となっております。

このウォーターPPPとは、人口減少や人手不足が進む中で、下水道施設の維持管理や更新業務を長期・包括的に委託し、官民両方の負担軽減、効率的な運営、付加価値の創出を図る仕組みとなります。

今回の調査業務では、下水道施設の現状と課題の整理、それと対象施設の検討や事業手法の検討、それとPPP/PFI導入の可能性調査を行うものでございます。また、民間事業者へのサウンディング型市場調査を実施し、将来にわたり安定的な下水道サービスの提供を目指すこととしております。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第75号

について説明を求めます。

議案書は、107ページとなります。

田島長寿福祉課長

〔田島洋子長寿福祉課長登壇〕

○田島洋子長寿福祉課長 それでは、議案書107ページをご覧ください。

説明資料は、45ページですが、議案書で説明をさせていただきます。

議案第75号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、高齢者グループホーム「しあわせの里」で指定管理者の指定期間が令和8年3月31日で期間満了となるため、引き続き指定の更新を行うものであります。

指定管理者となる団体は、所在地、石川県鹿島郡中能登町能登部下76部115番地、名称は、有限会社しあわせの里、代表取締役、谷内博であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第75号について質疑のある方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第76号について説明を求めます。

議案書は、108ページとなります。

田島長寿福祉課長

○田島洋子長寿福祉課長 続きまして、議案書108ページをご覧ください。

説明資料は、46ページですが、議案書で説明をさせていただきます。

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。次のとおり、公の施設

の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、在宅複合施設「ほのぼの」で、指定管理者の指定期間が令和8年3月31日で期間満了となるため、引き続き指定の更新を行うものであります。

指定管理者となる団体は、所在地、石川県七尾市富岡町94番地、名称は、社会医療法人財団董仙会理事長、神野正博であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第76号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第77号について説明を求めます。

議案書は、109ページとなります。

田島長寿福祉課長

○田島洋子長寿福祉課長 続きまして、議案書109ページをご覧ください。

説明資料は、47ページですが、議案書で説明をいたします。

議案第77号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、デイサービスセンター「ひまわり」で、指定管理者の指定期間が令和8年3月31日で期間満了となるため、引き続き指定の更新を行うものであります。

指定管理者となる団体は、所在地、石川県鹿島郡中能登町末坂2部57番地1、名称は、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会会長、杉本栄蔵であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第77号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第78号について説明を求めます。

議案書は、110ページとなります。

山本健康保険課長。

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 議案書110ページをご覧ください。

議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について。次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明資料は48ページになりますが、議案書で説明をいたします。

1の公の施設の名称は、中能登町保健センター「すくすく」です。

2の指定管理者となる団体の所在地は、中能登町末坂2部57番地1で、名称は、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会で、代表者は、会長の杉本栄蔵です。現在の指定管理者を引き続き指定するものであります。

3の指定管理の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第78号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第79号について説明を求めま

す。

議案書は、111ページとなります。

岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、議案書は、111ページ、説明資料は、49ページをお願いいたします。

議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について。次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1の公の施設の名称は、能登上布会館です。

2の指定管理者となる団体は、能登上布振興協議会です。

3の指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第79号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第80号について説明を求めます。

議案書は、112ページとなります。

前田農林課長

〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 議案書112ページ、資料50ページをお願いいたします。

議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について。次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、公の施設の名称は、姫塚いきいき公園、2、指定管理者となる団体は、春木区です。3、指定の期間について令和8年4月1

日から令和13年3月31日までの5年間であり
ます。

説明は以上となります。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第80号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第81号について説明を求めます。

議案書は、113ページから174ページとなります。

岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、議案書は、113ページ、説明資料は、51ページをお願いいたします。

議案第81号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更についてです。

中能登町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ここからは、説明資料51ページで説明させていただきます。

1の変更理由につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく本計画は、過疎地域における持続的発展を図ることを総合的かつ計画的な対策を実施するため、地方税の減収補填措置や過疎対策事業債などの支援措置が設けられており、現行計画の計画期間が令和7年度までであることから、今回この計画期間を変更するものであります。

2の変更概要につきましては、1点目は、現行の計画期間の令和3年度から7年度までを令和8年度から12年度までの5か年に変更す

るものです。

2点目は、本文中にあるデータなどを最新の数値に変更するとともに、本文中の文章の見直しを行うものです。

3点目は、令和8年度以降に実施予定の事業計画の見直しを行うものです。

3の施行期日は、令和8年4月1日であります。

なお、議案書の114ページから174ページは、計画書であり、今回の変更箇所につきましては、朱書き表示としております。

また、説明資料の52ページから63ページは、新旧対照表であり、こちらも今回の変更箇所につきましては、朱書き表示としております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第81号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑を終結します。

◎常任委員会付託

○議長（南 昭榮議員） 日程第3 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第54号から議案第81号までにつきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時04分 散会

令和8年3月16日（月曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金藏
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第2号）

令和8年3月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） 改めて、おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から、自宅療養のため、5番 澤良一議員から、通院治療のため、欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内であります。質問回数は、質問事項ごとに、3回までとなっております。また、通告以外の関連質問は控えるようお願いいたします。

以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔・明瞭で的確な答弁を求めています。

それでは、発言順に質問を許します。

8番 土本 稔議員

〔8番（土本 稔議員）登壇〕

○8番（土本 稔議員） それでは、皆様おはようございます。では通告に従い質問いたします。

予算編成について伺います。

令和8年度予算編成において、予算内示書に概要が掲載されております。記載されている内容は、そのとおりであり、納得する文書であります。復旧復興を最優先にしつつ、今後のまちづくりビジョンをどのように描けるかが重要だと思います。

概要の中段では、新たな施策を展開してい

く上で、既存の施策の縮小や廃止検討による財源の捻出はもはや避けられず、事業の拡充と縮小、この両者を一体に捉える必要があります。事業の統廃合など、効率化を進める上で、必要な財源を確保しつつ、重点的な施策分野に対し、大胆な予算配分を行うなど、事業の取捨選択を通じて、メリ張りのある予算編成を継続的に行う必要があると考えておりますと掲載されております。

令和8年度予算案は、過去最大の予算編成であり、一般会計でも約152億円となり、重点的な施策に対し、大胆な予算配分にも見えるわけであります。

しかし、大規模な予算配分の内訳は、大まかに防災無線の更新、旧鹿島庁舎、鹿西武道館の解体費用、復興公営住宅の建設や中学校の体育館の空調設備など、以前から決まっていた事業のような感じがして、大胆な予算配分なんではいしょうけど、まちづくりのビジョンというか、その先の将来イメージが見えにくいと思うのであります。

過去最大の予算編成となりますが、来年度予算の目玉施策とは何ですかと問われたとき、皆さんならどのように答えますでしょうか。

また、事業の取捨選択を通じてとありますが、不要な事業とはどのような事業なのか。予算規模が小さい事業ほど直接町民に影響する事業が多くあり、なかなか判断ができず、創意工夫と決断力が問われるわけでありませう。

令和8年度予算において、私、一目置く事業は、長寿祝金条例の一部改正であります。内容は、長寿祝い金の支給要件を見直し、削減した予算を使い、さらなる高齢者の福祉サービスの充実を図る内容であります。執行部の皆様においては釈迦に説法かもしれませんが、当然予算を削減すれば、支給対象者からは文句が出るでしょうし、窓口での苦情もあるかも分かりませう。その覚悟の上で、健康

寿命の伸びや社会情勢等を勘案し、犠牲に即した事業とする判断は、誠に評価するものではありません。

しかしながら、全体を見ますと、経常的な経費予算のみでも、財政調整基金による財源補填が常態化しており、基金の取崩しにより残高の減少が続いております。なので、何をすることも金がないという結果になり、具体的なまちづくりビジョンが見えにくい状況であります。

いやいや、執行部の皆さんにおいては、第3次中能登町総合計画及び総合戦略を策定し、なかのと未来ビジョンがありますという反論はできると思います。町の課題に取り組むビジョンではありますが、能登半島地震の復旧・復興関係を除けば、今までと課題は大きく変わらないかと思えます。

少子高齢化や人口減少などによる様々な課題は、口で言うほど簡単な解決策はなく、全国の地方でも常態化している課題でもあります。計画に基づき取り組むことは大切ですが、すぐに解決する課題ではなく、着実に一歩ずつ進んでいくことが、最も近道なわけです。

ここで、1点目の質問であります。予算編成に当たり、どれも重要な施策であります。まちづくりの施策において、町長の公約や議員からの一般質問からの答弁、それから各種団体からの要望、様々な要件を検討し、予算編成されていると思います。

では、来年度予算編成において、復旧復興を最優先にしつつ、まちづくりに対しどのような考え方、優先順位で編成したか伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、予算編成について、ご質問にお答えします。

来年度予算編成において、復旧復興を最優先にしつつ、まちづくりに対してどのような

考えを編成したのかについてですが、予算編成の最優先は、能登半島地震からの復旧・復興事業であり、一般会計における当初予算152億7,500万円のうち、およそ22億7,400万円、割合にするとおよそ15%が、復旧・復興事業で構成をされております。

また、8年度については、震災を通じて培った経験や顕在化した課題を踏まえて、今後の災害に備えた防災基盤の強化など、災害に強いまちづくりにも重点を置いた予算となっております。復旧・復興事業に防災対策に係る予算を加えると、およそ35億7,300万円となり、一般会計全体を含めると、およそ23%となります。

この数字が示すとおり、令和8年度当初予算においても、能登半島地震への対応や防災・減災に係る予算は、今なお大きく、引き続き、最優先に取り組むべき重要課題と認識をしております。

防災対策の主な事業としましては、町内一円の防災行政無線を更新し、非常時における情報発信体制を再構築することで、タイムリーな情報提供をより安定的なものとし、安心して安全な行動や暮らしの実現を後押しするものであります。

また、防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫の整備により、非常時に必要となる水や食料品をはじめとする備蓄品について、来年度策定予定の備蓄計画に基づき、不足数、在庫数などを明確にし、適正なストックの管理体制を構築するものであります。

指定避難所の機能強化策としましては、中能登中学校アリーナ棟において、空調の整備を予定しており、避難所生活の環境改善でなく、平常時における部活など、教育環境の整備にも寄与するものと考えております。

このほか、町消防団、鹿西分団の車庫・詰所の移転や今年度導入した給水車車庫の整備を計画しており、これらを防災備蓄倉庫や防災資機材倉庫と合わせて行政サービス庁舎周

辺に集約することで、防災機能の強化が図られるだけでなく、関係機関同士の連携強化にもつながると考えております。

また、防災以外の事業としましては、カルチャーセンター飛翔整備に係る基本構想の策定業務や鹿西高校の魅力向上支援事業など、復旧・復興の先を見据えたまちづくりに対する予算も計上しました。

まちづくりの方向性については、現在、策定中の町総合計画に掲げる施策方針等を踏まえながら、復旧・復興の進捗度合いや財政状況などを考慮しつつ、計画的に取り組んでまいります。

復興までの道のりは長く、地道な取組が必要ですが、今後とも持続可能な行政運営と強固で安定した地域・社会基盤の構築に向け、各施策を着実に進めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、ご理解のほどご協力をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 来年度予算編成において、防災対策を重点、最優先として予算編成を組んでいるということですが、私も予算のほうを拝見させていただくと、ある程度理解はしておるんですけども、多くの住民、町民の皆さんはやっぱり震災によって復旧・復興に多額の費用がかかるから各種団体の補助金を削減したり、イベントを縮小したりと活動を抑制しているようなイメージが先行してしまっていて、つながりと明るい希望が持てるまちづくりというのは何でしょうかと直結してしまうわけでありまして。

例えばですけども、住民から住民の直接関係してくる件で、例えば昨年開催された町制20周年記念音楽祭、町民アンケートから町祭を続けてほしいという意見もあり、どんな形か分からないが、続けていきたいと町長が答弁されておりましたが、どこに反映されているのか、ちょっと私はよく分からなかった

と。そう思うと、一般質問の町長の答弁は、願望を伝えたのかなというのになってしまいます。なので予算の優先順位と思うわけでありまして。予算上で分かることは、中能登町では特別なイベントは計上していませんが、姉妹都市交流事業費は掲載されております。言葉は選ばなくてはちょっといけないのですが、姉妹都市、紀宝町のみなとフェスティバルにはお呼ばれに行くよと。直訳すると、ほかの自治体のイベントには参加して、当町のイベントは時間と労力、予算が必要なのでやらないと。何か他人の土俵で相撲を取るような印象を受けるのであります。せっかく昨年行った経験を生かして何か工夫してほしいと思うのであります。

行政サービスの継続や復旧・復興の事業は、多様な業務があるため、現在、応援職員を派遣していただいている状況であります。このような状況で、地元要望や議員からの指摘などから、予算計上は、さらなる業務や事業を増やすことは、働き方改革に反するのではないかと職員の皆さんの声が聞こえてきそうな気がするわけでありまして。

思い出すと、前袋井教育長になぜ教職員の多忙化が進まないのかを問うたときに、本来はスクラップ・アンド・ビルドだが、現場は現実にはビルド・ビルド・ビルド、増えてばかりだと言っていたことを思い出しました。

新規事業が増える、新規事業ばかり増えるサービスは向上するが、予算の関係や事務手続が増えたりと思うようにいかないのは皆さんのほうが十分理解しておられると思います。

しかしながら、公の精神でよりよいサービスを向上したくても、予算がついてこないということになってしまうのであります。なので、私は長寿祝金支給事業のように見直すのも一つの手段としてよいのではないかと考えております。

しかしながら、いきなり削減は反発しか生

まないのであります。ならば、災害の補助金みたいに期間を限定してみればどうかと思うのです。いいか悪いかは別としてですけど、例えばですけど、環境衛生費、住宅用太陽光発電システム導入、雨水貯留槽の導入、この件については令和10年までです。その費用を定住促進に充てると。理由は、私、単純な発想ですよ。単純な発想、カーボンニュートラルに反するのであれば、給食配膳車も同じことだと思っております。また、危険ブロック塀撤去補助、これについても、この事業を危険空き家等除去費と合わせるとか、公費解体も町内大きく進んでブロック塀だけ補助してもなと思うのであります。

もう一点申し上げますと、分譲宅地造成事業であります。現在、春木地区で販売しておりますが、全区画4区画のうち、3区画が売れていない状況であります。現状を考えますと、新築住宅の単価が震災後大きく上がって、買手もなかなか悩んでいると想像します。

このことを踏まえますと、旧鹿西庁舎の解体の後や町の休有地に宅地造成しても、売れ残るような気がするわけであります。それに、春木分譲宅地が完売しなければ次のステップに進めないのであります。町内を見ますと、公費解体が完了し、各地区空き地が目立つようになったわけであります。ならば、空き家と同じ手法で空き地バンクに取り組んでみればと思うのであります。土地の価格は安価であり、もともと家が建ってあった場所なので上水道も下水道もある。建てる方にとっては、土地代も安く済むし、地域においては、地区の区民が増えるということで、移住者の取り合い、奪い合い、競争が生まれるわけであります。売主、買主、そして地域が全てがウィン・ウィンになると考えました。町が多額の費用をかけて造成するというのも一つの手段であります。空き地バンクは、もしかして地域にとって小さいかもしれませま

せんが、つながりと明るい希望がまちづくりに少しでも近づくのではないかと思うのです。これ私の想像ですけど。

それに、来年度予算にある、これ難しくて、能登半島地震復興観光拠点整備等促進事業、インバウンド誘客推進事業、能登経済復興広域連携事業、能登の魅力発信移住関係人口推進プロジェクト、これ説明資料見ても同じような、違うんでしょうけど、ぱっと見、同じような内容が重なって見えて、何が何だかというところがありまして、自治体の最小の経費で最大の効果を発揮できるのか、思うわけであります。この先ほど挙げた事業も大事な事業なんでしょうけども、言いたいことは、何か外側ばかりを重点に置いているような気がして、急ぎ過ぎるといえるのか、やり過ぎ感をちょっと感じるわけですけど、そう思うと事業のスクラップ・アンド・ビルドも必要だと改めて思うわけであります。

では、再質問であります。

これ、私の素朴な疑問なんです。素朴なあれなんですけど、現在、応援職員を派遣していただき、業務を遂行している現状を踏まえて、定例会、一般質問があるたびに議員から提案や指摘があって、予算や業務が増える傾向になってしまっていますが、その辺りをどのように捉えているのか、所感を伺います。これ、誰でもいいです。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 土本議員の再質問にお答えします。

今ほどの質問は、業務が増えて職員がどう負担を感じるかという、そういうようなことでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。確かに今コロナのときから、それから震災を経験して、業務量が従来の通常分以上の負担があります。それから制度改正、いろいろあります。ということで限られ

た職員が対応している中で、業務量が増えているということで、職員間では疲弊といえますか、負担が増えていることに対しての声は上がっていることは認識をしております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） そのとおりなんですけども、業務が議員からの一般質問でいろいろ指摘されたことに対して全て乗りこなそうとすれば、それは無理が出てくるわけがあります。これ自分で質問を考えとって私の答えは議員も一緒になって汗かいてほしいよと、そんなことになってくるわけでありませうけれども、職員の皆さんにおいては、健康チェックその他留意しながらこなしていただきたいな、そんなことを思いながら、これ皆さんいつもどう思って答弁しとるんかなと思って聞かせていただいたんです。

予算内示書の概要には、今後、引き続き継続可能で健全な財政運営を行うため、予算編成を通じて、ふるさと納税の推進や各種サービス料金の見直しなどによる財源の確保に資する取組の強化並びに事務事業の改廃協議を進めることで、歳出削減に取り組むとあります。

一般的なことで申し上げますと、サービス料金の値上げが一番手っ取り早いのです。今で言うガソリン代の値上げとか燃料費の値上げと理屈は同じなわけです。しかしながら、行政の場合は、最後の手段ですよ。

では、ふるさと納税の推進ですが、先般の新聞記事で、2025年中能登町が2,963万円、対前年比82.8%減で県下ワースト1でありました。いろんな工夫が必要なんだろうけども、商品開発やPRなんですけども、そもそも論ですよ、毎年ふるさと納税をしていたくには、簡単に言うと日用品や食材が想定されます。では、皆さん、タブレットもあるもので、中能登町のホームページをご覧いただきたいと思います。開きますと、一番最初に

トピック欄が出てきまして、そこにふるさと納税の画面が映ります。それをタップして中に入りますと、ふるさと納税の説明文があり、その下に行きますと、おすすめ4種類の欄が出てくるわけでありませう。そこにおにぎりの里という欄がありまして、そこをクリックすると返礼品のお米が映ります。通常の能登米コシヒカリは選べますが、特別栽培米は売り切れ状態、これ大分前からですね。町内の特別栽培米を作ってるのは2農業者だけじゃないと思うんです。それに能登牛や能登豚、おすすめの欄からこれ外れてしまつとるんです、欄がないんで。探せばあるのでしょうか、そこまでするなら、ほかの自治体にも同じようなものを選んでしまうんです。皆さんのほうがよく分かつとると思うんですが、カタログギフトみたいな返礼品競争、町がおすすめしないような品物を選びますかねという原点がそこにあります。返礼品の開発や全国のPRの前に、私が言いたいのは、まずスタートラインの工夫が必要です。

予算編成において、財政調整基金による財源補填し、基金を取り崩している状況であり、人口減少や町税の地方交付税の増収が見込めないのが現状です。要は貯金がなくなり将来現状のサービスが維持できなくなるということでもあります。でも、ほかの自治体も同じ条件であり、さらには奥能登地区の自治体はそれ以上となります。

私、県内19市町の財政調整基金残高を調べました。そしたら、町単位ですけども、中能登町はトップです。他の、ほかの市に負けないくらい基金がありました。しかし、何が分かるか分かりませう。貯金は多いほうがいいよねって、家庭でも同じことが言えるわけでもあります。

そこで、ほかの自治体の職員さんのOBさんでしたけれども、OBさんに伺いました。中能登町は財政が厳しいと言っておりますが、奥能登地区ではもっと厳しいと思います

が、復興と並行して、住民が帰ってくる施策や定住施策、子育て施策といろいろ取り組んでおりますが、どうなんですかねと伺ったら、答えはこうでした。中能登町さんはお金があるからねと。業務をする上で、財源確保から各課、そこは市やったんで、市は財政課に相談するわけですね。しかしながら、財政課が全て有利な補助制度や基金を把握できないとおっしゃっておいりました。その方いわく、財政課も担当課も、両方して、双方してアンテナを伸ばして有利なメニューを探すんだと。震災を経験した市、残った職員さんは、まちづくりに対して正義感の塊、正義感の塊で何とか町を残したいという思いでやっていますよと。中能登町さんはお金があるから、そこまでしなくても蓄えありますし、と言われてしまいました、私は思わず苦笑いしかできませんでした。どうしてもやりたい、やらなくてはならない事業は、財政課と担当課が協力し、時には県と相談しながら、有利な補助メニューを見つけ、実現したときの達成感、それが職員のやりがいだと言われました。そうではなくては、せっかく課長になったのに、いや、やりたいことができないようであれば、部下は育ちませんよねと、おっしゃるとおりであって、一般企業でも同じことが言えるのであります。

町では、地域医療の課題、福祉の課題、子育て、教育、様々な課題があると思います。私、気になっておるんですが、今年度、しょっぱなから保育園のトングから始まり、サルモネラ菌など、対応に追われておいりました健康保険課長、再質問ですが、次の予算編成において、健康保険課長として、次に取り組みたい事業は何でしょうか、伺います。

○議長（南 昭榮議員） 山本健康保険課長
〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 土本議員の質問にお答えします。

まず、子育て支援ということで、今一番い

ろんなアンケートにも、一番そこが今声がある、要望があるというところでありますので、取りあえず財源を確保するというので今、保育園の統廃合、そして民営化を進めていった上でそれを通じたところでまたいろんな子供の居場所づくりとか、そういうところも進めていきたいというふうには考えておりますが、子育て支援施策の計画に従って、順次年々チェックしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 応援しとる思いで聴かせてもらったんですけども、課長の苦勞も、多大なる苦勞も十分理解するところにおいて、もっと進めていただきたいと思う気持ちから質問させていただいたわけです。

基金を取り崩しながら増収も見込めない、スクラップ・アンド・ビルドを取り入れると言いながら、議会では、成り手不足を背景に議員報酬の見直しを要望すると。矛盾を感じるわけでありましたが、削減するところは削減し、執行部に対して正々堂々と議論できる対等な立ち位置をつけるべきだなと自問自答いたしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、トキ放鳥について伺います。

石川県は本州最後のトキの生息地で、トキにゆかりが深い土地であり、全国に先駆けて、トキの分散飼育に取り組んでまいりました。

本州発のトキ放鳥は、5月31日に羽咋市余喜グラウンドゴルフ場で放鳥式が行われ、トキが放鳥されます。トキは、特別天然記念物に指定されており、学名はニッポニア・ニッポン、すばらしい名前やなと思うんですが、江戸時代初期に加賀藩史料にトキの生息の記録があり、昭和4年に眉丈山に生存が確認された歴史もある、当町にゆかりのある鳥でもあります。トキの放鳥は、環境づくりの大切さや豊かな里山環境の保全につなげるため

あります。

では、質問です。

トキ放鳥の機運をきっかけに、環境に配慮した農業への取組について伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 令和8年5月31日に羽咋市で本州初のトキ放鳥が決定をされております。当町においても、これを機に環境負荷低減を目指し、栽培技術の向上や生産拡大、環境と調和した農業を生産者や関係団体と連携をしながら推進していきたいと考えております。

また、令和8年度産米からは、「トキめく能登の未来」米づくり認証制度の取組が始まります。これは、化学肥料及び化学合成農薬の削減とトキの餌場の環境整備に取り組むもので、ここで作られたトキ認証米を将来的には、学校給食へ供給したり、ふるさと納税へ活用したりできるよう、農家と協力しながら、進めていきたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 通常、一般的に言われるのはトキ米とか皆さん農家の方、呼ばれております。トキ米の認証や環境に配慮したお米の生産により、先ほど言われたふるさと納税の返礼品の利点もあるでしょう。お米だけでなく、環境に配慮した野菜づくりもこれから支えるべきと考えます。

では、再質問です。

来年度、農産物ブランド化事業が計上されております。お米以外に環境に配慮した園芸品目の取組は、今後必要だと思いますが、どのように考えているか、伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 また後から課長に補足させますけど、今要するに有機栽培というか、今、鳥屋の末坂で長屋さんがBLOF農業をやっておいでます。これBLOF農業って言ったら道の駅にも今たくさん出てますので、本当に食べたらずぐ、ニンジンなんか食べれ

ばすぐおいしさが分かりますので、それを今研修生として中能登町もそうですが、習いに皆さん行っておいでます。それで有機農業をやろうということで、品物を今出しております。なかなか生産状態が追いつかないというような状態にありますので、今やまびこのほうでもそれを一緒にこれから取り組む体制をしております。

それにはやっぱりこの肥料的なものとか、いろんなものをやっぱり自分とこで肥料を作りながら、もう堆肥ですね。例えば大塚さんからちょっとそういう肥料を、要するに牛の肥料です。ふんの肥料を確保しながらやるといふ、土から変えていくという中での農業をやっています。土を耕して微生物をいっぱい作って要するに薬を使わない取組というか、それをやっていますので、それ今東京のほうでも、原宿のほうでもこの長屋さんの野菜持って行っておりますが、大変評判がよくて、すぐ売り切れてしまいます。ただ、これからの販路の拡大とかいろいろ含めて、今、長屋さんにはいろんな面で県内外から生徒さんが来ていますので、中能登町としてもやっぱりこれを民の力を借りて、これから推し進めていきたいと考えています。

○議長（南 昭榮議員） 前田農林課長

〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 土本議員の再質問にお答えいたします。

野菜につきましては、環境に配慮した取組として、これまで石川県のエコ農産物というふうなことでネギなどに取り組んできております。また、先ほど町長からもありましたように、道の駅のほうでも有機コーナーというふうなものを作って、なかのと有機栽培研究会のほうで出品していただいております。

今回、当初予算で農産物ブランド化事業として予算計上しております。令和4年からこれまで実施してきました園芸品目産地化支援

事業というふうなものを一部見直しした上で実施することとしておまして、JAの直売所への出荷できる農家の育成のため、また種苗の補助以外にもそういった環境に配慮した取組をしておる農家の支援というふうなものもまたメニューに入れながら考えていきたいというふうには思っておるところでございます。

また、先ほど町長からもありましたように、今の羽坂の長屋さんを中心に取り組んでおるそのBLOF理論というようなものの野菜ですけれども、先日もその理論の提唱者であります小祝さんって方と一緒に話す機会ありましたけれども、かなりやはりいろんな意味ですばらしい人やというふうなことは感じましたので、そこもまた支援しながら進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 分かりました。環境に配慮した農業の取組は、町から農家に無理くりお願いして栽培するのではなくて、農家の皆さんが理解した上で広めていかないと続かないわけであります。その仕掛けをするのが行政側であります。安心・安全な食材が手軽に手に入ればと思うわけであります。

健康は、まずは食事からとも言われております。運動やリハビリと同様に、毎日の食事、そして食材が重要だと思っております。病院に行く前の段階で食い止める。その一つが口に入れる環境に配慮した食材ではなかろうかと思うのであります。

また、教育観点から、小学校の児童が田植をしている風景を見ます。子供たちが自然、環境、社会、他者との関わりを通じて興味や関心を持つことで、情操を養い、豊かな心を持つと思っております。毎年いいことしてるなと感心しております。

さらに、子供たちが田植をした田園にトキが生息したらと、想像するだけでもすてきではありませんか。

大きく解釈すれば、環境に配慮した農業を進めることは、健康を増進し、子供たちにおいては、情操を養い豊かな心を育てることにまいります。つまり、中能登町民憲章の「心とからだを鍛え、健康で安心して暮せるまちをつくります。」につながるのであります。環境に配慮した農業は、まちづくりであり、なかのと未来ビジョンの一つではなかろうかと思うのであります。

トキ放鳥をきっかけに、未来を描きましょうと申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、11番 甲部昭夫議員

〔11番（甲部昭夫議員）登壇〕

○11番（甲部昭夫議員） 今回は、えらい早く順番が当たりましたんで、大分気負っておりますけれども、また皆さん、聴いていただきたいと思っております。

今回、鹿西高校の教科書代無料化について、町が本年度当初予算に計上する方針が議会への説明よりも先に新聞報道として詳細に掲載をされました。私は、この事業そのものを問題にしているのではありません。問題にしているのは、議会説明よりも先に外部の報道が打たれ、手続の在り方、順序の問題と庁舎内での情報管理の在り方についてであります。

以下、質問に移ります。

本来なら、議会への説明があつて、後、新聞報道されるべきところが、今回はそれは結果として新聞報道があつて後に議会説明という順序でした。これは、結果として議会審議の前に政策が既成事実化する構造を生みまます。すなわち、議会軽視と言われても仕方がないのではないかと。議会は執行の追認機関ではありません。町長は、この順番が、順序が統治手続として適切であったとお考えでしょうか。特に、中能登町議会は、通年議会の適用をしており、町長の決裁も難しいとこに

あったと思いますけれども、今回の記事には、教科書代無料化、そしてその対象、背景など、かなり具体的な内容が載っております。これは通常の取材だけでできる情報とは思いませんでしたが、つまり内政の内部の情報が外部に出た、情報漏えいの可能性があるのではないかと。町長は、この点をどのようにお考えでしょうか。

以上、お伺いしたいと思います。ここで一遍、ご返事をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 今回の新聞報道につきましては、町からの情報は一切提供しておらず、内部からの情報漏れはないと思います。

私も議員しとったときから、やっぱり議会軽視ということがもう頭の中にありますので、それは常に議会に先にお話をしてということになっとるんですが、ただやっぱり今、皆さんのタブレットの中に内示会の前に資料入ります。今、今年の内示会の資料が入りますの中で、やっぱり報道機関がどういうふうにリンクしたのか、ちょっと分かりませんので、その辺新聞報道されましたけど、内示会の資料には、先に多分1日か2日前に多分内示の資料として入ってますので、その辺のことは報道機関に聞いてみなくちゃ分からないということでもあります。

○議長（南 昭榮議員） 甲部議員

○11番（甲部昭夫議員） これは、私もこんな今まで何度かありまして、町長どうのこうのとか、議会がどうのこうのってそんなことについてもめるつもりも一つもございませんが、ただただ、これはおかしかったなど、順番を先やったなというような入替えがおかしいがかなというようなことをやっぱり一番感じたもんですから、町長ともいつも日頃お会いしておるんですけども、こんなこと言うのも言いにくいですが、あえて、あえて今回町長にこのことをお願いをして、この問題を何とか町長に今後ないようにしていただきたい

など、そういうふうに思って質問をしておるわけでありませう。

必要なのは町長も言われたように、善処するとか、改善するとか、そんなことは何もないがで、ただ言わんがに、これから順番を逆にして議会から先にさせていただけりゃそれで何でもないんですけども、そういう意味では町の制度として固定する町長は、その辺を今後していただけるかどうかということさえ今ご返事いただければ私はすたとすたとここ帰っていきゃほんでいいわけなんで、それ以上のことは何も求めることはないであります。町長がその辺、どんなふうに思っておいでるか、私の言うのが無理なんか、町長が答えるのが無理なんか、その辺またきちっと言っていたら。ただ、こういうようなのが、新聞に出たりすると、町長ともよく風呂でお会いしたりするんですが、やっぱり口の悪い人がおって、「甲部、おまえ、このあいだ新聞に出とった、あれどんながいや、あんなもん、われ、なめられとるがんないかいや」って、こんなようなことを言う口の悪い人が何人もおるんですわ、やっぱり。そうすると私もやっぱり数十年というキャリアを持って議会をやっておる以上は、こうして議員としておる以上は、情けないというか、それに返答してもどうにもできんし、「いや、そんなこと言わんと町長来とんがい、町長に言うてくれや」ってこう言うと、その人らも合点しとって、町長には言わんがですわ。私ばかり言うて、そんで私はもう返答に困っておるんですけども、そういう現状もあって悔しいんですわ、正直な話。「まあ28年して、われ、おまえ駄目やな、わらちゃただしとんげんな」というようなことを言われると、ええなと思って本当に本来であればもっともつと文句言いたいんですが、それも言われんし、その辺を見とる人は見とるということだけは事実なんで、町長、その辺のご返事は今後絶対そういうことはせんと、せんとい

うより絶対って、これも通年議会で町長の範囲が決まってるんで、本当はこうやっていきやこんなことならなんだんでしょけど、何かのきっかけでこういうことにもなったんで、昔の時代のことを思うと、こういう問題で争いをしたこともありましたね。前の議会のときにも通年議会するときにはちょうどたまたま私がああとき、議長したときやったかなと思って記憶しとるんですけど、結構やっぱり猛者がおって、「そうでああだ」って言われたこともありましたね。そういうようなこともあって、今、通年議会ちゅうのは、うちの町は本当に適当にきちとした議会の流れをつくっておるといことで自負しておったんですが、たまたま新聞にこうして出たものですから、今回私も義理のある男ですけども、最後に宮下町長に今後こういうことはないというようなこと言っただければ、そんな幸せなことはないし、議会を長いことやって満足なことはないと思うほど気持ちのいいことになりますんで、そこを町長の口からきちとお聞きをしたいと、そういうふうに思っております。ご返答のほう、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 通年議会とそれとの関連性というのが分からないんですが、ただ言えることは、こういうやっぱりそういう漏れるということは、私らは一切言いません。ただ、新年度予算の場合やと、やっぱり新聞社は、どこの町でも目玉商品がないかということで、やっぱり議会が始まる前にそれを掲載しようということで、やっぱり多分、各社、多分目玉を取ろうとします。そういう中で、その情報を聞き出すために、私どもは言ってません。ただ、それがどういうふうに出たかということも新聞社に聞いてみな分かりませんので、その辺これから議会の皆さんも私らも一緒ですが、やっぱり慎重にこれからやっていかなければならないということを感じてお

りますので、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） はいじゃ今、町長おっしゃるように、そういうことは絶対返事のほうは、私の求めるようなことは言われませんということですから、それはそれとしてでも秘密のとか内部の情報漏れということもまずないということであれば、どういう形でそういうのに出てきたか、それを追求してどうのこうのではないんですが、こんなこと言っっても、これ話はできんですから、私のほうはそれで言うことは言いましたんで、今後、町長がそういうことのないようにできるだけ気をつけていただければ、それでいいわけなんで、結果的には。その辺を確約って言ったらあれやけど、できるだけということでご返事いただけないかなと、そういうふうに思います。

そういうような結論でどんなものでしょうか。ほんで私もここまで言うのにつらい思いをして、この問題はやっぱり報道関係の人もよう知ってるし、皆さんもよう知ってるし、「おまえ、なめられとらんないか、腹くさたって」というふうなこともあるんやけれども、こんなところにおると怒っても怒られんこともあるし、町長にはいつも顔見とお世話になっるとってこともあるし、何も言わんとほんならそろそろと帰るわけにもいかんですから、ちょっこり町長、うまいところで結論つけて帰らせていただくわけにはいかんですか。もう一言、ひとつお願いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 これからいろんな事業も出てきますので、それは逐次皆さんに先にお話をして、また皆さんと一緒にやっていかなければならないということは重々分かっておりますので、新聞社に話を先に言うとか、そういうことはしないような方向で持っていきたいとします。

○議長（南 昭榮議員） 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） まあ、それだけいただければ、それで私も言うことはございません。

最後に、これ鹿西高校というような名前も出ましたもんですから、私は一言お願いしたいんですが、決して鹿西高校の関係者の皆さんに、どうのこうのという文句を言ったり、こんなもん駄目やということをやるとるんじゃないということだけをご理解いただきたいなど。鹿西が、旧の鹿西にあってできた私らも知っとるんですけど、学校ができて喜んで、今、中能登町唯一の高校であります。頑張っているんな意味でのスポーツとか勉強に頑張っている優秀な方が出ておいでることも分かっておりますので、どうか頑張ってください、この中能登町を盛り上げて、将来いい町にさせていただける人材をつくっていただきたいと、そう思いますので、この関係者の皆さんにはおわびをして、お願いをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（南 昭榮議員） ここで、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、6番 古玉いづみ議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） まず、新しい年が始まって、この3か月弱、この間、約1か月半にもわたる国政と県政の大きな選挙がありました。

国政においては、与党が歴史的な大勝という結果となり、県政においては新しいリーダーが誕生しました。

この4年間、震災時の対応も含め、本当にこの県政のかじ取りを担った馳知事には大変にお疲れさまでございました。

こういった中、日本国内では、実質賃金が過去4年にわたりマイナス推移でしたが、2026年に1月にはプラスに転じました。少し明るいニュースかなと思いました。しかし、物価高が国民の家計を圧迫し、社会保険料の上昇など、課題も山積みです。

新しい国政の枠組み、そして山野新知事の下、新しい県政のリーダーシップに期待をしたいと思います。

町政におきましては、先月2月の全員協議会において、第3次中能登町総合計画及び総合戦略が提示されました。「なかのと未来ビジョン」、サブタイトルが「つながりと明るい希望が持てるまちづくり」というタイトルで、総合計画は2026年からの10年間、総合戦略は、2026年からの5年間となっています。

町長の挨拶文の中で、このようにあります。安心して子供を産み育てられる環境を整えること、働く場と働きやすさを確保し、再び中能登町を選んでもらえる流れをつくること、そして災害に強く、命と暮らしを守る地域基盤を築くことは、町の未来を支える根幹であります。そして、主役は町民一人一人であると、このように述べておられます。

今回、私の質問は、このなかのと未来ビジョンから重点課題対策として取り上げられている深刻な人口減少と、能登半島地震を踏まえた防災・減災、そして、小さい命を大事にできなければ、どんな命にも優しくなれないとの観点から、3点質問させていただきます。まっすぐ町民目線で臨みたいと思いますので、前向きな回答に期待いたします。

それでは、行きます。

明るい希望のもてるまちづくり。1番、住みたいと思えるふるさと。

2024年の全国の出生数が、統計開始以降初めて70万人を割り、68万人、そして合計特殊出生率が1.15と発表されました。大きな衝撃であると同時に、過去最低という文言にあまりにも慣れてしまい、物事の重大さが薄れて

きているのではないかと危機感を感じました。

中能登町では、長期的な人口減少が続いており、町の基盤機能を支えることが今後極めて困難になると予想されます。資料によりますと、2000年から2025年の25年間で、人口は約4,000人減少し、生産年齢といわれる15歳から65歳の割合が10%以上減っています。このように、日本全域で少子化の進行に歯止めがかからず、人口減少が深刻化してきていますが、少子化、人口減少の原因、そしてそういったことに起因する今後の懸念を町としてどのように理解しているのか、町長にお聞きいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、少子化、人口減少の原因についてですが、当町の人口減少につきましては、出生数が死亡数を下回る、いわゆる自然減の影響が大きい状況であります。

その背景には、少子化の進行に加え、これまでの人口動態の影響により若年層の人口が相対的に少なく、高齢者の割合が高い人口構造となっていることがあると認識をしております。

こうした人口構造の下では、出産年齢人口そのものが少ないため、出生数が増えにくい状況となっております。

また、人口移動の面では、進学や就職を契機として、若年層の町外への転出が顕著であり、社会減も長期的に人口減少を加速させる要因になるものと認識をしております。

次に、少子化、人口減少に起因する今後の懸念につきましては、こうした状況が続いていた場合、生産年齢人口の減少による地域産業の担い手不足や、地域コミュニティの維持、医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保が困難になること、地域社会全体への影響が懸念される場所でございます。

町といたしましては、現在、策定中のなかの未来ビジョンにおいて、令和8年度から

10年間を見据え、子育て環境のさらなる推進による定住促進、地域産業の活性化と若者のUターン促進による好循環、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策を町が進めるべき重点項目として位置づけ、未来への希望と行動の指針となり、誰もが明るい希望のもてるまちづくりが実感できるよう、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。今しがた町長が言われた少子化の原因や懸念点というのは、もっともだと思えますし、これはもう本当に当町だけではなく、日本全国で起こっていることです。

今、言われたように、どうしてもこの出産をする年代の若年層がどんどんどんどん減っているのが子供が生まれません。そして、生まれても、やっぱり数が減っているから増えないという話でした。

結婚した夫婦の持つ子供の数というのは、過去10年間そんなに大きく変わっているわけではないんですね。何が原因かというのと、未婚化、晩婚化が大きな原因の一つであるというのは常々言われています。そういった方々が結婚したくないのかといえばそうでもなくて、統計を取りますと8割の方がいつかは結婚したいと感じているのが実際、現実ではあるけれど、それがかなっていないのはなぜなのか。それはやっぱり経済的な余裕がないからですよ。経済的に今後の負担を考えると、物価高を考えると、結婚して自分の今まで暮らしていた一人の生活から誰かを支えなければいけないとなったときに、それがかなうような家族構成をつくっていけないというのが今の社会状況なんじゃないかなというふうに思います。

そうした中で、やっぱり子育て環境を整える、定住を促進するUターン、もちろんこちらから大事ですけど、経済的なバックアッ

プ、そしてやっぱり働ける場所、様々な点で町としてできることは何なのかというのをやっぱり相対的に考えていかなければいけないのが今回の総合計画だなというふうに改めて感じました。

それで、ちょっとお伝えしたいというか、お話ししたいのが、私、先週の土曜日、昨日、一昨日に、宝達志水町で開催された100人女子会という会合に参加をしまりました。笹川議員もおられまして、以前開催された会には角議員も参加されてました。

今回で9回目の開催となりまして、過去には中能登町でも開催されたことがあります。この会合では、いろんな県内の様々な自治体から子育て中のママさん、起業をした方や移住してこられた方、いろんな年代の女性が集い、その中には少し怖いもの知らずの男性も混ざってたんですけど、そういった方々が、能登の様々な課題について話し合い、発表し合うという、そういったものでした。

毎回、私、大体ほとんど参加してきてるんですけど、今回特に参加して思ったのは、宝達志水町だったので、羽咋であったり七尾、中能登、その中能登地区からの参加者が多かったんですけど、子育てしているママさんも大変多く参加されていたということもうれしく思いましたし、その方たちが実は移住してきて、この地域を選んでいるんだという方がいらっしゃったんですよ。それに関してすごくうれしいなと思いました。なぜ金沢とか住みやすい都会のほうに住まないのかというと、やっぱり子育て施策がすごく充実しておむつが無料だったり保育料が無料、出産祝い金も当町では、ほかの自治体と比べて金額が高いなんて、子育てに対して補助が手厚いということをすごく褒めていただけたなと私は思っております。

そういったうれしい感想をいただいた一方、支援をやっているというだけで、そういういを取っているだけで、支援の中身が当

事者に寄り添っていないというものもあると涙ながらにお話しされている方も実際おいでました。

こういった声をしっかり拾って、よりよい子育て環境をつくっていくというのを、本当に大事なことなんだなと思ったんですね。改めて思ったのは、本当に子育て中の、子育てだけじゃないんですけど、ママさんであったり女性の声というのは、すごく生の声なんですよ。女性の声をこうやって拾うような機会をもっともっとたくさんつくって、それをやっぱり反映していかないと、女性、正直男性も参加されてたんですけど、理想論、こんなこと言ったら別に非難してるわけじゃないんですけど、理想論がどちらかという強くて、こうであったらいいというのは分かるんですけど、いや、地に足つけて生活してる女性から見ると、そうじゃなくて本当に必要なことはこれなんだというような意見をやっぱりちゃんと言ってくれるわけですよ。そういった意味でも、女性の声ってすごく大事だと思います。

私、今回のこれですね、総合計画を見ておりました、なかのと未来ビジョンを見てまして、参加されてる方は、いろいろな団体の会長さん、副会長さんなりがおられました。子育て世代、子育て中のお母さんとか、そういう方、今現在本当に現実に補助を必要でしてたり、こういうことがあったらいいなということを実際感じて生活しておられる方はどのくらいいるのかなと、ちょっと見たときに、この中にそんなにいないんじゃないかなというふうに感じたんですよ。それを踏まえて、もっともっとやっぱり子育て中の、特に女性の声というのは、こういったものに反映していく、そして今後もそういった方たちが集って様々な意見を言い合えるような場というのをやっぱりつくっていかなければいけないと思うんですけど、町長はその辺どうお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 昨日も、のの保育園の卒園式がありました。卒園する子供たちが14人で、子供たちに挨拶をしながら、子供たちに中能登町へみんな大人になったら帰ってきてくれるがって聞きました。ただ14人おっのうち7人が帰ってきたいと、子供がですよ。子供が7人ほど帰ってきたいということを言いました。帰ってこることが、本当に中能登町へ帰ってくるのが分かるとんのかどうか分かりません、実際。だけど、今小さいもんで帰ってきたいという思いもあるんでしょうけど、ただやっぱり半分の子がそういうことを思っとうちゅうことを考えれば、本当に、のの保育園は結構このコーポとりやとか、あの辺で移住してきた人が多いちゅうことを聞いてるので、帰り鳥屋小学校の校長先生もいたので、聞いていたら古玉議員言われるように、やっぱり子育てが中能登町がいいよということでおっしゃっています。

ただ、やっぱりこれからはこの未来ビジョンの中にももちろん出てくると思いますが、やはりこれは若い人の生活水準を上げないと駄目やと思うんですよ。例えば東京で暮らしたら1,000万かかるのが、せめて600万か、2人かで仕事して600万、700万でやっぱり生活水準を上げないと駄目なので、それについてはこれからこの地方創生の中にもうたってある仕事をつくり人を集めて町を整えてかってやっぱり生活水準を上げていくというのが規範なので、これを未来ビジョンの中で、既存の企業を大事にしていく。もちろん誘致する企業も来ていただく、誘致する企業も1社ほど来るようにこれからやっていくんですが、そういうことを含めてかって、この中能登町の世界一の企業とか、日本のシェアNo.1の会社、そういう会社たくさんあります。やっぱり隙間産業でニッチ産業の中で働いてきた中小企業でありますので、本当にこれ大事にしてかって育てて、この人たちがまた企業の常

設とかそういうことをしていただいて、やっぱりまた帰ってきて、中能登帰ってもいい企業あるんやよということを思わせるようなやっぱり町としても取り組んでいかなければならないと考えておりますので、何をおいても、若い人がしていける町、先ほども土本議員から分譲宅地の話も出ましたけど、やっぱりこれ今、分譲宅地をもちろん町としてもこれから4件ですが、まだ1件しか決まってませんが、これからまた決まったらまたどっかほかに遊んどる休有地であれば、そういうところをまたやりたいなと思っておりますし、今民間企業が民間のハウスメーカーが来られて、やっぱり地面を下げてやりたいという民間のハウスメーカーおりますので、そういうことをいろんな面でしていただいて、実際、中能登町へ親の反対を押し切ってかって、能登でも七尾でもそうですけど、本当に近隣の取り合いみたいなような格好になるんですが、中能登町へ来たいという若い人が結構おいでということを知っているんで、その人たちのために、今ちょうど中能登町は駅もありますし、利便性いいところなので、そういう人たちが来てもらうようなまちづくりをしていかなければならないと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。若い方たちに本当に選んでもらえるまちづくりをしていっていただきたいと思うんですけど、今回この総合計画をつくるに当たって、前からずっとずっと私が言ってきたんですけど、今の町の立ち位置であったり方向性というのが、もちろん私たちは議会としては知っているんで分かるんですけど、じゃ、ここはどんな町なんだろう、今何をやっているんだろうというのが、子供たちでも分かるような、そういったような概要版をぜひまた今後、うちの町はこういう町だよって、子供たちがじゃ聞かれて、志賀町の子に聞かれて、「中能登どんな町」、「いや、

うちの町はこういう町だよ」というのを言うようなそういったものを、前に私、今治市のところを紹介して、ぜひやってほしいというのを言ったりとか何回も言ってるんですけど、そういったことをぜひ進めていっていただきたいと思うんですけど、町長、どうですか。皆さんに分かりやすい町政をぜひ進めていっていただきたいという思いです。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 概要版というのは、非常にいいような試みやなと思います。今4月18日に金沢大学のサテライトキャンパスがカルチャーセンターの中にできます。大学生がこれから常時そこへ来てかって、中能登のため、能登のためにチーム能登ということで、金沢大学のキャンパス来ますんで、その生徒たちにも話ししてそういう概要的なこととお話ししてつくってもらおうとか、こともできますので、カルチャーは今年の予算にも計上されておりますが遊び場の一つの拠点としてかって金沢大学がここに入るといこと決まりましたので、大学生とともにいろんな結構若い子たちだけです。ぜひ、この若い人たちのお話を聞きながら、まちづくりをやっていかなければならないということ考えております。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。本当に室内遊戯場は、もう我々働くママの悲願ですので、今回の当初予算で進んでいくんだなって思うだけですごくわくわくしますし、やっぱりそういった話をすると、皆さんすごいママたちは目をキラキラさせながらやっとかという、物すごい前向きなポジティブなことになってますので、ぜひまたそういった若い方たちの意見も取り入れて、本当に中能登カラーでやっていっていただきたいなと思います。

以前我々、教育民生常任委員会で行きました大野市なんかは、もう本当に天空の城下町

みたいな感じで、OSORAという名前の遊技場だったんですけど、それも子供たちから名前を募集して作った本当に空に近いところにあって、こういった城下町というのを意識してるんだなというのがすぐ分かっちゃうような、そういった中能登らしさを前面に出したような場所にしていっていただきたいなと思います。

それでは、次行きます。

明るい希望のもてるまちづくり。2、防災・減災の推進。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、能登地方の地域経済や生活の基盤を大きく変えるほどの甚大な被害をもたらしました。本当に日本全国から多くの自治体職員、ボランティアの皆さんのご協力・ご支援の下、今日の中能登町があります。改めて全国の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

昨年、令和7年3月には、中能登町復旧・復興プランが策定され約1年がたちました。この間、公費解体も一部を除いて完了したとの報告を受け、また今年の夏の災害復興住宅20棟の完成に向けて工事が進められるなど、国や県と連携し、多くの施策を実施しているところです。

先般、県からの復興基金を活用し、防災・減災へ自助の強化を図るべくして防災用具に特化したカタログギフト、今世間を騒がせているカタログギフトなんですけども、全世帯に配布されました。町民への事前周知が少し足りなかったのか、多くの町民から自宅に届いた不審な郵送物として通報や連絡があったという点に関しては、今後の教訓として周知徹底をまたしていっていただきたいという思いですが、私個人としては多くの本当にありがたい、こういうのあったらよかったなというものを頼めてよかったという感謝の声が多くあります。

また、令和8年度当初予算にも、防災マップの作成や防災行政無線の大規模な更新、防

災備蓄倉庫の整備など、多くの防災・減災予算が盛り込まれています。防災・減災合わせて今、町長からもありました35億、一般会計の23%ということでした。

そして今回、この町の第3期総合計画においても、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて、防災・減災を重点事業と捉えています。インフラや自主防災力の強化、そして家庭用備蓄の促進などの施策を行う、こういったことが十分であるのかということをお聞きさせていただくんですけど、十分であるかというのは不十分だよという前提ではなくて、ほかに今これ整備しているのはハード面ですよ。ですので、ほかにどのようなことが考えられるのかという問題提起の意味として聞かせていただきます。

また、日々の防災意識向上のための具体的な取組は何であるのか、町長にお聞きいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 現在、策定中の第3次中能登町総合計画（案）では、まちづくりの理念や基本的な方向性を制定するものであり、持続可能な行財政運営に向けた計画推進の基本的視点の中において3つの視点を柱にしており、その中の1つの重点課題として、能登半島地震を踏まえた防災・減災を掲げております。

また、それらの具体的な取組に対し、数値目標を掲げておりますのが、第3期中能登町総合戦略（案）であります。ここでは、目指す姿として、防災に係る初動体制の整理とインフラ整備の推進による発災時において町民の命を守る体制整備を軸としております。

総合戦略におけるKPI（重要業績評価指標）につきましては、向こう5年間の防災減災対策重点事業に対して施策目標を掲げたものであり、それと連動する町復旧・復興プランについては、向こう9年間について各施策を具体化していることから、ご質問のインフ

ラや自主防災力の強化、家庭用備蓄の促進などの施策を行うことが十分かにつきまして、段階とタイミング、優先度を注視し、創造的復興を推し進めていくものと考えております。

次に、日々の防災意識の向上に対する具体的な取組の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、自助、共助、公助をいま一度見直し、特に地域の方々にも防災意識を高めていただきながら、地域と町が共助できる新たな防災体制の構築を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 それでは、日々の防災意識の向上に対する具体的な取組の詳細について簡潔にお答えいたします。

現在、町では中能登町復旧・復興プランにあるリーディングプロジェクトの防災拠点・防災支援拠点の整備方針策定業務を取りまとめ中であります。

この業務では、災害時の避難の在り方について検討しており、1次避難と2次避難の2つの定義と方針を具体化します。

また、能登半島地震の教訓を生かした避難体制の構築を進める上において、水害ハザードなどのリスクも勘案し、優先的に開く町避難所の環境整備の検討を図っております。

具体的には、拠点となる公共施設に対して、インフラの強靱化に加え、エアコンなどの空調設備、無停電化、太陽光発電による蓄電池事業、災害用トイレ、防災井戸などの機能強化を計画していきます。

また、ソフト対策としての重点事業では、1つ目として、町公式LINE、町独自の防災アプリ「ライフビジョン」の利用を促進します。

特に、ライフビジョンにつきましては、災害対応を優先していたことから、周知不足となったところもありますが、当町の防災情

報、行政情報を配信するツールであり、これらの情報が逐次更新され、目で確認できるとともに音声読み上げ機能もついているものですので、登録数の増加促進を図ってまいりたいと考えております。

2つ目は、自主防災組織の構築であり、先ほど申し上げました段階的避難を行う上において、1次避難における避難先につきましても、各地区の集会施設とするもので、開設運営主体は各地区の自主防災組織であります。

この自主防災組織は、区長、役員をはじめ、民生委員、班長などで構成されておりますが、最も重要となるのが、地域の防災士の方々であります。防災士をリーダーとした組織体制により、防災訓練等の実施や家庭備蓄などの普及促進を強化していくものです。

そして、3つ目ではありますが、コミュニティタイムライン計画の作成であります。コミュニティタイムラインとは、地域の災害対策や情報共有を目的とした防災行動計画であり、地区における災害時の行動を時系列で整理するものです。

災害発生時、いつ、誰が、何をするのかを明確にすることで、迅速な意思決定を支援するとともに、地域住民の主体的な災害対応や避難を促し、地域の防災対応力の強化を図ります。

なお、これにつきましては、令和8年4月中に各地区の関係者にお集まりいただいて説明会を開催し、ワークショップ形式によりコミュニティタイムラインを作成いただく予定であり、今月に開催されます区長会議において説明する予定としております。

参考ですが、コミュニティタイムライン計画の作成が実現すれば、石川県下では初の事例となります。

このように、防災意識向上に向けた取組は、形として出来上がるまでに時間を要しますが、できることから進めてまいりたいと考えていますし、新しい総合計画に基づいた防

災・減災の推進にも全力を挙げて取り組み、将来、防災の町中能登と言えるようなまちづくりを目指していきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。本当に様々なソフト面での施策を今後講じていくというお話でした。タイムライン、県下初の試みを今行っているということですし、やっぱり防災士が地域にしっかりと根差して、防災士がリーダーシップを取って、こういったことをやっていくというのは物すごく重要な点だと思います。ここにいる議会12名中9名ですかね、防災士、私も含め防災士ですので、本当に我々が先頭に立って、こういったことを引っ張っていかねばなど改めて感じました。

このタイムラインなんですけれど、せっかく県下初でつくる、どういったものが出てくるのかまだ分からないですけど、つくったら、そのつくったやつをやっぱり活用していく、どううまく我々の生活の中に適応していくかというところがすごく大事だと思うんですね。まだできていないのでどういったものか誰も分からないです。

多分紀宝町さんのほうで先進的にされている取組を我々もううまく取り入れていこうということだと思うんですけど、やっぱりつくったらつくったまま、あるから大丈夫じゃなくて、それをどうやってうまく適用していくかというところが重要な点だと思いますので、またできましたらそういったことを紀宝町の方々からもお知恵をいただいて、進めていただきたいと思います。

昨日、WBCで残念ながら日本は負けてしまいましたけれども、この電光掲示板で海外のメディアの方がすごく驚いたことがあったというのを皆さんご存じでしょうか。「地震の緊急速報を受信した場合は、落ち着いてそのまま席にお座りください。東京ドームは耐

震構造になっています。」というバックスクリーンにそういったものが試合の前に出るらしいんですね。それを見て、海外のメディアの方たちがこんなアナウンスがあるんだというのでびっくりされたというのを聞いて、日本はやっぱり災害大国で、そういった備えをしっかりとしなきゃいけない国なんだなというのを改めて感じました。東京ドームでは珍しくないことなので、日本人にしたらいつものことだよねということが海外の方にとったら、やっぱりちょっとびっくりする、驚きだったそうです。

災害時というのは、日常でやっていることしかできないというふうに言われます。防災の日常化という考えが注目されているとしまして、さきの定例会でも合田議員がフェーズフリーというお話をされていましたが、まさにその考えで、様々なこと、防災をふだんやることを大事にしていこうということで、例えば三重県の四日市市では、危機管理課が災害対策の小冊子を作っておられます。私、すごくいいなと思ってちょっと見てたんですけど、これかな。何かこんな感じなんですけれど、実はこれも災害対策、今すぐできること。例えば外出先では非常口を確認。カーテンは閉めて寝る。食器の重ね方を変える。トイレは行けるときに済ませる。地域の行事に参加する。少し多めにストックしとく。少し多めが合い言葉。車で出かけたならガソリン補給。こういうようなふだん当たり前のことをちょっとずつ心がけていくということが災害対策につながるんだよって、これはすごいまねしたらいいのになって思うようなことがあったので、ぜひこういった先進例のあるところの自治体をまねしていただいて、我々も、ふだんから備えていくという体制をぜひつくっていただきたいなと思いますけれど、危機管理課長どうでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
○清酒秀樹危機管理課長 古玉議員の再質問

にお答えいたします。

先ほど答弁の中にもありましたように、まず町としては、まず情報発信、それからタイムライン、そういったものをまず自助の意識と共助、そこを力を入れていきたいということで考えておまして、今の災害対策、まず家庭でできること何だということで、それぞれ考えてもらうために今回防災のカタログギフトというのもその一つの対策の一つということで、ぜひとも活用していただきたいということと、今各地区にそのタイムラインの作成とともに、地区の防災計画、地区の防災計画です。こちらのほうも新たなものをまた作成してもらうような、こういう計画もありまして、その中で、こういう初動の確認とか地震発生時はどういうこと、そういったような感じで項目出しをしていけるような、地区の中でのまずそういう意識を高める、そういうような計画というか、冊子を作ってもらうようにまた進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。もう何回も言いますが、災害時は日常でやっていることしかできないということです。ふだんからの準備、心がけを我々自身も率先垂範でやっていきたいなと思います。

それでは、最後3点目に移ります。

明るい希望のもてるまちづくり。3、命を大切に。

2月22日は、何の日か皆さんご存じですよ。にゃんにゃんにゃんの猫の日です。では、3月22日は何の日かご存じですか。3は桜の3で22にゃんにゃんでさくら猫の日です。さくら猫は私、ここでも以前も取り上げてるので、皆さん覚えていてくださると思うんですけど、地域猫で避妊・去勢手術をして、耳にさくら型の切り込みが入ってい

る、そういった猫のことを指します。

石川県では、犬猫殺処分ゼロを2022年に達成し、高い動物愛護精神を示したのは、官民連携での譲渡活動などの取組や、2020年の谷本県政のときに発令された県動物の愛護及び管理に関する条例の執行が背景にあると言われてしています。

金沢市では、県よりも早く2017年に犬猫の殺処分ゼロを達成し、当時市長を務め、積極的にこの活動を推進した山野新県政に早くも期待が膨らむところです。

今回、3点目にこの取り上げた命というワードですが、震災前のコロナ禍から町長は度々触れてきております。今年の漢字にも命と選ばれたときもありました。命がなければ何もならない。命を大事にしていく社会にしたいと、そういうことを町長も幾度となく語ってこられていました。

震災後解体が進み、飼い主のいない犬や猫の数が劇的に増えているという話があります。こういった現状に対して、町長の認識はどのようであるのでしょうか。小さな命に優しくできなければ、何に対しても優しくできないというふうに考えますが、当町の地域猫への去勢・避妊手術補助の実績はどうなっているのでしょうか。そして、さらに強化できるよう、その補助の金額の増額であったり、動物基金などとの連携、そしてふるさと納税等での支援の呼びかけを考えていってはいかがでしょうか、町長にお聞きいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、1点目の家屋解体に伴う飼い主のいない猫や犬の数が劇的に増えているという点につきましては、飼い犬については、狂犬病予防法の規定により、生後91日以上の子犬は、生涯1回の飼い犬登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられていることから、飼い主のいない犬についてはいないものと考えております。

仮にそういった犬が発見された場合には、

保健所と町が連携を図り捕獲しております。

飼い主のいない猫については、統計を取っていないため、総数は把握しておりませんが、近年の猫の相談件数は、毎年10件未満であり、地震後も激増しているとは認識しておりません。

しかし地震後は、1件当たりの相談で10頭以上の地域猫を把握するケースもあることから、飼い主のいない猫については増加傾向にあると考えております。

次に、2点目の地域猫の去勢・避妊手術の補助制度の実績についてですが、この補助制度は令和6年から1頭当たり5,000円の補助を行うもので、初年度は10頭、2年目の令和7年度は2月末現在で9頭の実績があります。

最後に、3点目の補助制度をさらに強化できるように金額の増額や動物基金などと連携、ふるさと納税等の支援の呼びかけを考えていないのかとのことですが、まずは補助金の増額につきましては、県内では5,000円前後の補助を行う自治体が多く、不妊費用の高額なメス猫の助成単価を加算している市町もありますので、他の市町の状況を参考に検討したいと思います。

次に、どうぶつ基金との連携につきましては、公益財団法人どうぶつ基金が無料不妊手術チケットを申請者に対して発行しており、行政が登録をすれば、行政枠として発行されるもので、無償で保護活動を行っている町民やボランティア団体の皆さんの負担軽減となるよう、登録手続を進めていきたいと考えております。

また、ふるさと納税等を利用した支援につきましては、他の自治体でふるさと納税を原資にし、動物愛護基金を設置し、飼い主のいない猫の不妊・去勢補助事業等を実施している自治体もあることから、現在の補助金制度の利用実績等を見極め、関係課と寄附金の活用事業の追加について、協議をしていきたい

と考えております。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） 前向きな回答ありがとうございます。まず、2023年6月の定例会議の一般質問で私がこの助成についてお願いしたところ、すぐに次の年の当初予算から組み入れていただきまして、昨年度、そして今年度と事業補助を行っていただいていることにも感謝いたします。

ですが、まだまだ認知されていないというのが現状だと思います。今、そんなに相談がないというお話だったんですけど、実は私の近所で非住家で解体したところから、何と40頭もの猫が出てきたというケースがありまして、私、近所で住んでたのに知らなかったんですよ。数匹は知ってたのに、まさかそんなにいたのというぐらいびっくりするぐらいいるんです。ですので、そういった活動をされている方は、どこにどういふのがいるというのは大体もう分かるらしいんですけど、我々住んでる人間でさえも気づかないぐらいあつという間に増えるのが本当に地域猫、飼い主のいない猫の現状です。

野良猫は汚いとか荒らすとか増えるなどの偏見があって、なぜ必要、手術が必要なのか、別に手術しなくてもいいじゃないかなど、本当になかなか知識が広まっていかない。そして単に飼い主を見つけてあげればそれで済むんじゃないのかというような話になってしまいますけれど、そんなに簡単な話ではありません。

実際に飼い主のいない犬・猫の手術のための捕獲は、完全に個人のボランティアさんに頼っています。私に関わっているボランティアさんは月に多いときで50頭を超える猫、今までに延べ2,000頭を超える犬・猫の保護に携わってきているというふうにおっしゃっております。実際にお宅にお邪魔したときも、まだ譲渡される前の猫ちゃん60匹がうじゃうじゃいたというぐらい本当にもう命を大切に

するために、全力で取り組んでおられるというのは、そういったボランティアさんたちの現状です。

やっぱりそのような方たちが汗をかいてくださっている。そういった中で、震災後解体で本当に犬・猫が増えているというのが現状であって、動物愛護センター、石川県としてありますけれど、そこと提携を組んでいる国際ビジネス学院というのが白山市にあるんですけど、そこは私の実際親戚も通っているところで犬・猫とかペットとかのトリマーであつたりとか、そういった補助をするような看護師さんだったりとかというようなことを勉強するところなんですけど、そこでは子猫を譲渡前に預かって譲渡するというようなことを民間としてお手伝い、動物愛護センターの県と別にお手伝いしてくださっているそうなんですけど、この震災後、やっぱり増えているというお話を聞きました。

中能登でこれだったら奥能登もつとすごいらんだろうなと思いつつ、今、今回この5,000円の補助を頂いているということですけど、かほく市では令和5年1月より、飼い犬、飼い猫において、補助対象は去勢が6,000円、避妊が1万円で、これは飼い主のいない猫だけでなく飼い主のいる犬・猫も助成をするというぐらい、助成が広がっているそうです。それぐらいやっぱり動物愛護において、長生きして、健康に長生きしてもらうということをすごく大事にしているというふうに私は感じました。

今言ったどうぶつ基金、町長から登録していただけるというお話だったんですけど、現在自治体を含め585団体が登録していて、無料不妊手術チケットの分配を受けることができるそうなんですけれど、これお隣の氷見市も登録団体ということで、私、電話して聞いてみました。氷見市では、令和5年度からこの登録をしていて、一昨年が60件で、昨年度が30件というふうなお話でした。本当に地域

の団体の方たちから、このチケットに関してはすごく感謝されているということで、これは手術のみならずワクチン、そしてノミ駆除も全額負担するようなチケットですので、本当に登録していただいてぜひ活用していただきたいと思います。

もう一つ、このふるさと納税なんですけれど、私、沖縄県八重瀬町というところを実はインスタグラムで見つけてまして、そこの町長さんが1億円超えたよってやってたんですよ。「えっ、保護猫のメニューで1億円超えるの。」と思ったら累計という話だったんですけど、令和3年から7年1月まで累計1億円を超えていて毎年1,500万から1,700万円のふるさと納税が何と入ってくるそうです。沖縄なんて海沿いなので、本当に猫ちゃんがたくさんいるそうで、たくさんいるってなると、もっともっとそこに捨てていく方たちも増えて、どうしようもないような状態だったので、ちょっとやってみたら、実はもう物すごく支援してくださる方がいて、何とその専用の会計年度任用職員をつけれるぐらいたくさんのご寄附をいただいているという話でした。

ですので、またこういったふるさと納税などを活用して、動物愛護、せっかくでするので、県が進めていっているのに遅れないように、中能登町は小さな命を大事にする動物愛護の町なんだよということも、ぜひぜひ今後条例制定なども前向きに考えまして進めていただきたいと思いますという思いであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（南 昭榮議員） 午後からの会議を再開いたします。

続いて、9番 笹川広美議員

〔9番（笹川広美議員）登壇〕

○9番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

最初に、子宮頸がん予防への取組についてお聞きいたします。

子宮頸がんは、発症年齢のピークが女性の出産年齢と重なります。子育て世代の母親が子供を残して亡くなるケースもあることから、マザーキラーとも呼ばれています。

日本では、毎年約1万1,000人の女性が新たに子宮頸がんを診断をされ、年間約2,900人の女性が子宮頸がんで命を落とされています。また、30代までに治療により子宮を失う女性は年間約1,000人おられます。子宮頸がんの予防には、検診とワクチン接種が重要となります。これまで子宮頸がん検診は細胞診が用いられてきましたが、2024年4月より厚労省の要件を満たす一部の自治体に限り、HPV検査単独法も住民健診で実施することが可能となりました。

このHPV検査単独法の受診者側メリットとしては、検査の陽性者のごく一部が、数年後に子宮頸がんの有病者となり得るため、そのリスク保持者が追跡管理されることで、子宮頸がんの早期発見、早期治療につながります。

また、現行の細胞診の検診間隔は2年ごとですが、HPV検査単独法では、受診者の約8割から9割が5年ごととなることから、全体として受診行動の負担軽減が期待できます。

がん検診未受診で最も多い理由が、受ける時間がないからが28.9%です。受診行動の負担が軽減されることで、受診率向上への影響が期待できます。また、検診間隔が延長されることで事務負担などの軽減が図られます。

HPV検査単独法の導入の動きは令和7年1月の横浜市から始まっており、昨年6月19日までの国の調査では、既に導入済みの自治体数はまだ4件というか、4自治体でありま

すが、令和7年度中に導入予定が5自治体、令和8年度と9年度に導入予定が54自治体、導入予定だが、時期を検討中が278自治体、導入するかどうか検討中が737自治体と1,000を超える自治体がHPV検査単独法導入や検討へと動き出しております。全国的にさらなる広がりが予想されます。

1点目として、中能登町では、このHPV検査単独法の導入をどのように捉えておられるのか、お聞かせください。

2点目は、HPV予防ワクチン接種状況と男子接種への助成について、お伺いいたします。

第一次予防として、HPV感染を防ぐためのワクチンが定期接種となり、現在小学校6年生から高校1年生相当の女子が対象とされております。HPVウイルスは性交渉で男女ともに感染します。男性がHPV感染した場合、性交渉により女性に感染を広げてしまうほか、中咽頭がん、肛門がんなどの発症のリスクがあります。男性が感染を防ぐことで、パートナーを守ることもなりますが、現在男性のHPVワクチン接種は任意となっております。接種を望む若者にとって約5万円の接種費用は大きな障壁です。国の対応が急務ですが、若い世代を守るためにと独自に助成する自治体が今増加をしております。お隣の富山県滑川市でも昨年4月から小学校6年生から高校1年生の男子を対象に、全3回分の費用の助成を始めております。先日も、石川県では小学校6年生までの子供医療費の無償化へ取り組むとお話をお聞きをいたしました。中能登町では、18歳の高校生までの医療費が無償化されておりますが、今後、このような県の補助を受けることで、町内の男子へのHPVワクチン接種助成への取組は開始できないでしょうか。

2点目として、現在の女子のHPVワクチン接種はどのような状況であるのか、合わせて今後の男子への接種助成に対する見解をお

聞かせください。

3点目は、ユースクリニックの設置であります。今テレビCMで娘の未来に私ができること、さらにもう1本は大人になる娘に私たちが今できることとのタイトルで、女子中高生と大物女優さんが登場する子宮頸がんの啓発CMが流れております。CMでは、春休み医師にご相談をと呼びかけています。子宮頸がん予防ワクチンは、対象となる子供たち、そして親御さんたちにはとても気になることであるはずですが、それでは、中高生の子供たちが気軽に足を運べる場所があるのでしょうか。現在の中能登町周辺では相談できる医療機関は乏しく、ハードルが高い現状であると思われま。

ユースクリニックについては、昨年9月の一般質問でも取り上げました。中高生や若者に子宮頸がんとHPVの知識や性感染症のこと、自分たちやパートナーを守るための行動など、気軽に話すことができる、また相談できるユースクリニックが必要ではないでしょうか。

医療へのアクセスがしづらい中能登町であるなら、そこをユースクリニックの設置により、助産師や看護師の資格をお持ちの方、薬剤師、保健師さんなど、医療の専門知識のある方々の協力をいただきながら、生活や健康アドバイスが受けやすい、そして予防医学につながる環境づくりが大事ではないでしょうか。宮下町長の見解をお聞かせください。

以上、子宮頸がん予防への取組について、3点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず1点目の、HPV検査単独法の導入をどのように捉えているのかにつきまして、現在、中能登町の子宮頸がん検診は、20歳以上の女性を対象に、がん細胞やがんになりそうな細胞を探す細胞診という方法を年1回実施していますが、これは国の指針により有効性が認められる対策型の検診で

あります。

HPV検査単独法は、30歳から60歳を対象に、子宮頸がんの原因ウイルスであるHPVへの感染を調べ、感染が認められた場合は、さらにがんになりそうな細胞がないかを調べますが、感染が認められなければ5年に1回の検診になります。

感染していても、がんになりそうな細胞がない場合は、生活を変える必要はありませんが、1年後、追跡調査としてHPVの検査が必要となります。

この単独検査の最大の導入メリットは、検診期間を5年に1回にできることですが、がんになりそうな細胞よりも早い段階でリスクが分かる一方で、検診結果より、次回の検査時期や内容が異なるという複雑性があり、適切な受診の勧奨をしなければ、期待される効果が得られないとも言われております。

議員ご指摘のとおり、単独検査は2024年4月から対策型検診となり、国の要件を満たす自治体に限り、実施が可能となっております。

要件としては、受診者の情報と検診結果を管理するデータベースがあり、個別の受診状況を長期に追跡することが可能であること、地域の医師会や検診実施機関の理解と協力が得られること、新しい検診の方法について住民への周知が図られることなどがあります。導入にはクリアすべき課題があります。

令和7年度では、県内HPV単独検査を実施しているところはありませんが、今後、研修等への参加などで情報収集し、先に実施している自治体の状況を見ながら、研究課題としていきたいと考えております。

2点目以降につきましては、担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 山本健康保険課長
〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、2点目

の現在の女子のHPV予防ワクチン接種状況と今後の男子への接種助成への見解を伺うについてお答えします。

現在、町では、小学6年生から高校1年生相当の女子に2回または3回のHPVワクチンの定期接種を行っております。

また、ワクチン接種と副反応の関係を精査するため、積極的勧奨を差し控えた時期があり、接種機会を逃した平成9年度から平成19年度までの生まれた女子を対象に、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年度からキャッチアップ接種として、ワクチン接種を実施しており、今年度で終了となります。

HPVワクチンの接種費用は、1回当たり2万7,000円で委託をしておりますが、定期接種、キャッチアップ接種のいずれも無料で接種をすることができます。

これまで町では、未接種者への勧奨や県外での予防接種費用の助成などの対応を行ってまいりました。現時点での女子の接種完了の割合はおよそ44%となっております。

子宮頸がんの予防には、まず、HPV感染を防ぐためのワクチン接種が必要であることから、今後も子宮頸がん予防の啓発とワクチン接種の勧奨を行ってまいります。

また、男子への接種の定期化につきましては、現在、国においても議論されているところであり、助成については、費用対効果、最新のエビデンス等の動向を踏まえて検討していきたいと考えております。

最後に、3点目の中高生や若者が、子宮頸がんとHPVの知識が得られ、性感染症のこと、自分たちのパートナーを守るための行動などを気軽に話せる、相談できる場所としてユースクリニックが必要ではないかの質問についてお答えします。

9月の定例会議の一般質問でも述べたように、ユースクリニックについては、町の保健室というイメージで、若者が自身の心や体、性の悩みなどについて気軽に立ち寄り、安心

して相談できる場所と認識をしております。

中高生の思春期は、次世代を産み育てる体づくりに重要な時期であり、特に10代の女性は、月経などの体の変化や避妊、性感染症など、性に関する悩みが生じてきます。

子供や若者が健康や性に関する相談できる体制を整えることは大切なことだと感じておりますが、ここで一番問題となるのは、多様化する思春期の健康課題に対応できる医療関係者の確保が課題であると認識しており、通常の医療関係者の確保が難しい状況でもあることから、早期の開設については難しいものと考えておりますが、引き続き、検討課題としてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 現状、いろいろお聞きをいたしました。

ユースクリニックに関してでありますけれども、午前中、古玉議員のほうからも先日出た、のとルネの100人女子会の子育て中の女性の皆さん集まった、そういったイベントに参加させていただきまして、いろんな子育てに奮闘されているお母さん方の声を生でお聞きをする機会を得ることができました。いろんな子育て支援、各自治体、中能登も本当に他市町に劣らないすばらしい取組をいただいておりますが、どこの自治体もこのちっちゃな妊婦さんの支援、出産された女性の支援、いろんな形でちっちゃい子供さんの支援等々たくさんされている中で、この思春期の小中学生をお持ちのお母さん方の声から、その世代の支援があまりされていない、もっと子供の居場所なり、またいろんなこの思春期に抱える悩みとか相談ができるような場所とか、また当日は能登での子育て、どんなふうによいところとか、どんなふうに感じますかとかいろんなテーマを掲げながらの懇談だったんですけれども、たくさん集われているお母さん方の中に都心から子供さんが学

校に行けなくなった状況で、この能登を選んで子育てしやすい自然の中で、しっかりと子供に寄り添って子育てしていきたいという思いで、今までのキャリアをご主人とともに、もう投げ捨ててこの能登に期待をされて来られたという方も何人かおいでました。そういう方々の声からも、そのそういった中高生に対するもっと支援を何とかしていただけないかというような声も直接伺いました。

本当に、これからのそういった思春期のユース世代の皆さんの支援って、本当にこの半島、能登半島地震経験した私たち能登の地域に住むこの大人の責任として大変重要な課題であるなということ、発災当初から感じてきましたけれども、こういった声、直接お伺いをしながら本当にしっかりその中高生に対する支援、しっかり前へ進めていく、確実に進めていく歩みをぜひ取っていきたいなということを実感をいたしました。こういった声、町長、いかが感じられますか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ちょっと難しい話で、中高生を対象につちゅうことで、輪島でティーンラボとか、そういうのが多分あると思いますので、果たしてこの例えば鳥屋診療所でそういうのを例えば先生が、小児科の先生が診てくれるかということでは、これ相談してみな分からんがですけど、何かもしできれば、そういうふうにしたいなということは思うんですけど、その辺また1回関係医とも相談しないと、お医者さんに相談しないとなかなか分からないという現状がありますので、また検討してみたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 私の思い描いているユースクリニックというのは、そんなに堅苦しくじゃなく、さっきも課長からも答弁ありましたけど、町の保健室みたいな本当にちょっと知識のある地域の方に少しアドバイスを受けれるような手軽な形からスタート、ゼ

ひできるものかと思っております。堅苦しく考えずにいろんな中能登にも看護師を経験された方とか、いろんな知識を持った方たくさんおられると思いますので、そういった方をいろんな連携というか、ついで探していただいて、お声がけいただいて、ぜひ前へ進めていくような形を取っていただければなと願っております。私自身もそういった動き、別に行政だけに頼るのでなく、地域の皆さんとそういったことが自分たちの地域で何かできないかということ、模索をしていきたいなと強く今思っているところですので、ぜひまたそういったことを行政と一緒に取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

近年はプレコンセプションケアという、こういった取組も注目される時代となっております。石川県でもいしかわプレ妊活健診として、新婚カップルへの支援体制がスタートしています。この支援では、将来の妊活に備え、ご夫婦の健康状態のチェックとして、医師などから妊活に関する正しい知識を学び、今後の妊活について直接相談できるものです。

プレコンセプションケアとは、若い世代が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うことであります。今の自分や将来の自分の健康だけでなく、次の世代を担う子供の健康にもつながります。

しかしこのケアは必ずしも妊娠・出産、子供を持つことが目的のヘルスケアではありません。妊娠・出産を希望しない方にとっても性や妊娠・出産について正しい知識を持つことは、自分や相手を守る大切なことです。人生100年時代に自分らしい幸せを実現するための新しいヘルスケアとして注目がされております。

こうした今の社会の動きからも、このユースクリニックの役割はとても意味のあることだと思っております。いろいろと午前中も地

元の鹿西高校の支援のことも触れられておりましたが、そういった地元の高校生、鹿西高校の魅力を高めることにもつなげられるものと私は思っております。ぜひ、中能登町の早期の取組を期待しております。

次に、2点目の質問であります介護業界の人手不足への対策について質問をいたします。

町外に住む私の実家の母も昨年より介護施設へ入所いたしました。施設職員の皆さんには本当にお世話になり感謝でいっぱいです。

日本では、今後ますます高齢化が進み、介護サービスを必要とする人は増えてまいります。介護業界の人手不足が大きな課題となっております。一昨年元旦に発災した能登半島地震では、介護職員も被災者となりました。そして、能登全域でこれまでの介護サービスが提供できない事態が起きました。中能登町においても、しばらくは特に人手の確保が難しかったのではないのでしょうか。

そこで、まず1点目として、地震発災直後における利用者へのサービス提供はどのような状況だったのでしょうか。また、運営における課題は何だったのでしょうか、お伺いをいたします。

2点目は、現在、そして今後の介護業界の人手不足をどのように捉えておられるのかお聞かせください。

厚労省では、27年4月に向けて、人口減少が進む地域などで訪問介護のサービスを維持するために、全国一律が原則の介護保険サービスを見直し、地域の実情に応じて職員の配置基準を緩和するなど、柔軟な対応を認めることになったとの報道がありました。基準より少ない職員でのサービスなどを認める方向とのことです。今後、中能登町での介護サービスはどうなっていくのか、非常に不安でもあります。

3点目は、互助インフラの構築として、ス

スケッター事業を導入できないでしょうか。スケッターとは、レクリエーション・清掃・配膳・下げ膳・傾聴などの手伝いを依頼したい事業所と介護や福祉に関心がある地域住民、有償ボランティアをマッチングするサービスです。介護職員だけではなく、地域住民に多様な関わり方で介護業界に関わってもらい、住民のちょっとしたお手伝いを通じて地域全体をカバーする令和時代の互助インフラを目指すものです。

囲碁将棋の相手、見守り、イベントなどの手伝い、庭の手入れ、ホームページの作成など、身体介護以外で介護職以外の方ができる幅広い多岐にわたるものをお手伝いすることになります。

スケッターでは、無資格、未経験でも可能な業務切り出しを提案し、介護業界外の潜在的関心層を巻き込み、関係人口を増やすツールとなります。施設職員が1日の業務の中で何を負担に感じているのか、業務切り出しによる見える化のワークショップ研修も行われています。

身体介護以外の仕事を隙間時間に行うスケッターによって、施設側は利用者のニーズに合ったサービス提供ができるようになります。スケッターの登録者は10代から80代までの幅広い世代が対象となり、意欲的に活躍をされています。学生、会社員、主婦、シニアなど様々であり、高校生から自分で登録ができ、小学生なら保護者と一緒に参加もでき、また生まれたばかりのお子さんを連れてお母さんも参加しているそうです。

皆さん、人の役に立ちたいというのが一番の目的であり、介護や福祉に関心がある方が多いようですが、スケッターが有償であることで、よりよい活動として、より継続的に行えることにつながるということです。

今、このスケッターという有償ボランティアの取組は全国に広がっており、昨年11月末現在全国の介護事業所約1,000か所で、登録

者約1万人がスケッターとして活躍されています。登録者の6割が20代から30代、スケッターという仕組みが、人手不足の介護現場に地域の若い方が入るきっかけになっているということです。介護関係者から注目の取組となっております。

厚労省では、このスケッターを令和6年度補正で支援事業を行っております。令和8年度からも介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業として、全国展開への支援が行われるものと思われまます。また、スケッターはどんな方でも参加できるということで、現役を引退した高齢者の社会参加を促進をし、孤立・孤独防止の観点からも協定を結ぶ自治体が多いようです。

介護人材の中長期的確保と、高齢者の社会参加促進をセットで取り組むことが、このスケッター事業を導入する多くの自治体の連携スキームになっているとのことであります。

また、埼玉県川口市では、スケッターをされている方の健康情報を分析するところまで行き、将来的な介護保険費の抑制にどれほどつながるかも含めて健康予防、健康促進の取組としているそうであります。

また、鬱病、ひきこもりなどの就労ステップに活用される事例もあり、若者支援やひきこもり支援の団体、さらに障害者の就労支援事業者からも関心が高まっています。

こうした事例からもスケッターが、有償ボランティアであることが、参加する人にとっても効果をもたらしていることを物語っております。

さらに、職場体験ツールとしても、大学、高校の事業連携が加速しており、九州国際大学では、単位取得のカリキュラムにも組み込まれています。スケッター事業の導入は、学校関係をも巻き込むこととなります。

そして、私たちも被災者となった能登半島地震では、能登町の福祉避難所のサポートを社長からの要請を受け、全国から頼もしいス

ケッターが集ったそうであります。地域福祉のあらゆる困り事にスケッターは活用ができることとなります。

このスケッター事業の連携協定を締結した自治体では、スケッター募集を呼びかける周知・広報の大きな看板、また懸垂幕が庁舎や駅前、町なかに掲げられ、地域住民と支え合うネットワークづくりに精力的に取り組んでいます。

スケッター事業による介護事業所の効果として、1つはサービスの質の向上、2つ目には職員の負担軽減、3つには事業所の魅力発信を地域住民が担ってくれること、4つ目には地域に開かれた事業所づくりができるといった効果が挙げられています。スケッターにより、人が人を呼ぶ、人が人を連れてくる好循環が生まれています。2040年問題へ向けて、1つは介護事業所が地域住民とつながり、採用力を高めていく方向を目指すことが必要と考えます。また、能登半島地震の経験から、地域の互助インフラの大切さを被災地の私たちは実感をしています。

3点目として、令和の互助インフラの構築のためにも、このスケッター事業の導入はできないでしょうか。介護業界の人手不足への対策として、3点にわたり宮下町長の答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、1点目の能登半島地震の発災直後による利用者へのサービス提供の状況と運営上の問題についてですが、令和6年能登半島地震におきまして、当町では幸いにも広範囲の停電や通信障害は発生しませんでした。

しかしながら、町内の介護サービス事業所においては、発災後から数日間にわたり断水等により、様々な対応を余儀なくされました。

入所施設におきましては、断水に伴い、排せつや入浴などの衛生管理が困難になったほ

か、利用者の状態に応じた食事形態での提供が十分に行えないなど、生活の維持に直結する課題が生じました。

発災が元日であったことから、施設の体制が十分でない中、職員が参集して、協力しながら、入所者のケアに当たっていただいたところでもあります。

また、在宅で被災した高齢者や要配慮者につきましては、避難所へ避難された方や、自宅での避難を継続された方など、状況は様々でありましたが、発災後より、ケアマネジャーや介護サービス事業所、町職員が安否確認をし、健康状態の把握や必要なサービス調整を行いました。

特に断水の期間は、どの事業所でも入浴ができないなど、十分な支援が行えない状況もありましたが、入所施設では体を拭いたり、在宅の方は訪問サービスの利用やご家族で対応していただいたりしたところでもあります。

今回の地震で明らかになった運営上の課題としましては、高齢者特有のニーズとして、食事形態への配慮や感染症及び寒さ対策などがあります。

また、町内の事業所間で相互に介護職員の派遣や物資の提供といった協力関係を築くことや、広域的な外部支援を円滑に受け入れるための体制づくりなど、日頃からの備えが重要であると聞いております。

2点目以降につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 田嶋長寿福祉課長
〔田嶋洋子長寿福祉課長登壇〕

○田嶋洋子長寿福祉課長 それでは、2点目の現在、そして今後の介護業界の人手不足をどのように捉えているかについてお答えします。

厚生労働省によりますと、15年後の2040年には、全国で介護職員が272万人必要となる中、57万人が不足するとの推計があり、介護

人材の不足は全国的な課題であるとともに、町でも喫緊の課題であると認識しています。

町では、介護人材の確保対策として、令和4年度から独自に介護職員等継続勤務奨励金制度及び介護分野資格取得支援事業助成制度を実施しています。

また、田鶴浜高校と鹿西高校に介護職の魅力発信のためのパンフレットを配布したり、県が行っている介護人材の取組について町内の事業所に情報提供を行うなど、介護人材の確保及び定着のための取組を行っています。

次に、3点目の互助インフラの構築として、スケッター事業を導入できないかについてですが、スケッター事業とは、笹川議員のおっしゃるように、介護施設などで介護の資格や経験がなくても有償ボランティアとして活動したい方と、掃除や洗濯などの間接業務を依頼したい介護サービス事業所をマッチングするサービスです。

町では、町内の事業所に対してスポットワークや有償ボランティアの受入れ状況などを確認したところ、一部の事業所では、シルバー人材センターによる短時間の仕事、いわゆるスポットワークを導入している状況でありました。

その一方で、必要だと思うが事業所側の受入れ態勢が整わない、資格や経験がない方でもできる業務の整理に人手が取られるので導入が難しいとの声も聞かれました。

笹川議員のおっしゃるスケッター事業は、介護施設側においても、有償ボランティア側の社会参加促進においても有用であると思いますが、県では令和7年度からスケッター事業と類似のスポットワーク活用事業を実施しており、町では町内の事業所に情報提供を行っているところです。

今後につきましては、介護サービス事業所の状況を聞きつつ、国や県が実施している既存の人材確保事業との連携を図りながら、スケッター事業も含めて多様な人材の確保につ

いて協議を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 今ほど課長のほうから様々なこの介護業界のこれからの不足のいろんな手だてというか、今やっておられることを挙げていただきましたけれども、こうした取組がしっかりとこの今多分2040年を見据えて効果を上げれるものと捉えて取組が進められているのでしょうか。ちょっとその辺お聞かせください。

○議長（南 昭榮議員） 田嶋長寿福祉課長

○田嶋洋子長寿福祉課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

町のほうでできる介護人材の確保対策事業は、先ほど申しましたように、できる範囲で様々なことを実施していますが、現実的に効果が見られるかという、やはり事業所の方からは介護人材不足の声は現在でも聞かれているところであるかなと思いますが、やはり町としてできる人材、介護人材不足確保対策については、引き続き助成制度であるとか、国・県からの情報を事業所に情報発信することで、事業所の方がその中からまた自分たちができる人材確保対策を選択していただければいいかなというふうに考えておりますので、引き続きこのような対策を行っていききたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 本当にいろんな形で頑張ってくださいなと思うんですが、しっかりとまた効果が出るよう、また私もいろんな状況もお伺いをしながら、後押しをさせていただきたいなと思いますし、本当にこれから自分自身も高齢になっていきますし、皆さんが本当安心して地元で暮らしていけるような、そんな先ほども申しましたが互助インフラみたいな地域で構築ができるような方向へもっていったらなと願っております。

す。ぜひまた今後とも、今回も安否確認にいろいろと関係の皆さんも走っていただけたということで本当に頭が下がる思いですけれども、しっかりとまた皆さんと力を合わせて、この中能登での介護の体制、しっかり強力なものにしていきたいなと願っております。また、よろしく願いをいたします。

今年は、この東日本大震災から15年の節目を迎えました。先日も東北の被災地の各知事が、これからの生活の再建、心のケアの課題について次のように語られておりました。相談件数は、15年たってもほとんど減らない。高止まりしている状況である。新しい団地に移ったが、なかなかコミュニティが皆さん、地域の皆さんとのお付き合いの仕方がうまくいかないという方もおられる。誰かが責任を持ってというのではなく、みんなで責任を持ってケアをしていく市町村、NPO、都道府県、みんなと一緒にサポートしていくことが何よりも重要なのではないかと語っておられました。同じく復興途上にあるこの能登の私たちにとっては、心して受け止めていくべき課題だと思いました。

私たちもこれから復興に向かって一人一人のケアを継続させるためには、まさに互助インフラの構築が必要なのではないのでしょうか。ぜひ中長期的な展望を持って、介護業界の課題の対策へ動き出していきたいと思えます。

それでは、最後の質問であります。

国の給食費の抜本的な負担軽減に対する対応について質問をいたします。

本年4月より、国は保護者の所得にかかわらず、公立小学校の給食費を児童1人当たり5,200円の支援を行うこととしました。そこで既に小中学校で給食費無償化を実施している当町における対応をお聞きをいたします。

1点目は、このたびの国の支援では、不登校やアレルギーなどで給食を食べられない児童への配慮として、自治体の判断で対象世帯

に支援金を給付する対応が可能とされております。当町の対応はどうされるのでしょうか、お聞かせください。

2点目として、今後、給食の量と質の向上は図られていくのでしょうか。国の支援5,200円を上回れば、その分は自治体負担とされております。対応をお聞かせください。

3点目は、このたびの国の支援では、給食でのオーガニックの活用、地産地消の促進に力を入れることにもなりました。この国の方針に伴った農林課や農業従事者など関係団体との連携は図られるのでしょうか、お聞かせください。

以上、3点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 国の給食費の抜本的な負担軽減に対する対応についてですが、教育長より答弁させますので、よろしく願いします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 それでは、お答えします。

1点目の不登校やアレルギー児童への対応はどうなるのかについてですが、当町では、不登校児童生徒については保護者から学校に対し、事前に欠食届を提出していただくことで給食を提供しておりません。

また、アレルギーを持つ児童生徒への学校給食については、毎年、保護者からの申出により、学校及び学校給食センターがアレルギーの原因となる食材について事前に聞き取りをし、アレルギー対応食を個別に提供しております。これらの対応につきましても、これまでも実施しており、今後もこの対応には変更はございません。

なお、お尋ねの学校給食以外での家庭での学校給食相当額の補助制度については、全国自治体で数例あることは承知しておりますが、当町にあっては導入を検討しておりませ

るので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

2点目の今後の給食の量と質の向上は図られるのかについてですが、当町の学校給食費は、令和7年度から小学校、中学校ともに完全無償化とし、町がその費用の全てを負担しており、保護者負担は発生しておりません。

令和8年度からは、学校給食を提供する公立小学校の在籍児童数に応じて、国及び県から市町村に対し、新たに市町村学校給食費軽減交付金が交付されることになるため、学校給食の賄材料費の一部として財源を充当することとしております。

交付が見込まれる金額は、およそ4,000万円ですが、この額は賄材料費全体のおよそ4割になり、残りは町負担となるものの、当町は令和7年度から小中学校とも学校給食費完全無償化を実施していることから、当該交付金は貴重な財源になると確認しております。当町としましては、これまでどおり学校給食の量と質を担保してまいりますので、ご安心いただければと思います。

3点目の給食でのオーガニックの活用、地産地消の促進に力を入れることになったが、農林課や農業従事者など関係団体との連携は図られているのかについてですが、これまでも地元産の食材については、地元業者や農協から直接調達しており、このうち、なかのと有機栽培研究会からは、ニンジン、コマツナ、カボチャ、カブ、トウモロコシなどといった有機野菜の一種であるBLOF野菜の提供をいただいております。

今後も引き続き、関係機関と連携を図り、調達してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 不登校の子どもたちに対しては、事前な届出で対応されてるということですが、それこそ給食だけは楽しく、学校にちょっと行ってみようかなど

か、いろんなまたこの取組によっては、子供にとって安心の場としての給食のそういう時間もつくれるのかなと思いますし、ぜひまたいろいろこういうこと、食を通しての支援等もぜひ寄り添って行っていただければなと思います。

あとオーガニック等に関しましても、今回のこの対応でしっかりとまた国としても進めていただきたいという形で言っておりますので、ぜひまたこれからこのいろんな意味で今オーガニック叫ばれておりますけれども、推し進めていただきたいなと思っております。よろしくお願ひをしたいと思います。

この学校給食、子供たちの健やかな成長を支えるとともに、この食への理解を深める食育の場でもあります。おいしい給食が食べられることは生産者への感謝の気持ちを育て、郷土愛を育てることにもつながります。子供たちの笑顔が日頃広がる町としての対応を今後ともよろしくお願ひをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） ここで、14時25分まで休憩をいたします。

午後2時17分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、2番 三浦克欣議員

〔2番（三浦克欣議員）登壇〕

○2番（三浦克欣議員） それでは、今日、本日最後の質問ということで、お疲れのところですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い質問したいと思ひます。

昨年6月に続いて、三浦の一つ覚えなんですけども、ふるさと納税の強化についてお尋ねいたします。

もう少し先にしようかとも思ったのですが、先日の新聞紙上で、ふるさと納税の2025

年の実績が次のくだけは午前中にお話されたので2回は言いません。そう来たかということで、これは看過できないということで、あえて質問することにしました。

令和8年度の当初予算も緊縮財政に主眼を置き、また、ふるさと納税等で自主財源確保とうたってあります。とはいえ、8年度当初予算を見ても、それを具現化する強い意志というか、評価に値する方策を感じることができませんでした。なので、この3月の時点での町のふるさと納税強化の具体的な方策についてお聞きいたします。

そもそも2025年度の他の自治体に流れた納税額はいかほどあったかの確認から始めたいと思います。ということで、①2025年度、他の自治体に流れた納税額はいかほどか、②返礼品（産品）を確実に増やすための具体的な戦略はあるか、③具体的な体制の強化を準備しているのかについて、お尋ねいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、1点目の2025年度の他の自治体に流れた納税額は幾らかについてですが、ふるさと納税は、自分のふるさとや応援したい自治体を選んで寄附を行う制度であります。個々の上限は異なりますが、寄附金額のうち2,000円を除いた額が、所得税や住民税から控除されるものであります。

令和7年度中能登町民が他の自治体へ行ったふるさと納税による控除額は、およそ1,965万円であり、これが三浦議員がおっしゃる納税額に当たると考えられてます。

次に、2点目の返礼品を増やす戦略・計画についてですが、当町の返礼品の魅力発信については、令和6年度から、ふるさと納税全般の事業を、宝達志水町などの他の自治体でも実績のある、中間事業者に業務委託をし、地元農家や事業者と話し合いながら、新規の返礼品事業者の登録やインターネットサイトへの商品登録などを通じて魅力発信を進めております。

令和6年度から新規の20の事業者と協議し、うち16事業者、24品目を登録し、少しずつではありますが、寄附の実績につながっております。

また、今年度は米や織物を活用した、六次産業化事業の商品開発にも取り組んでおり、現在、返礼品登録に向けて事業を進めているほか、金沢大学とも連携し、学生のアイデアによる返礼品やふるさと納税の戦略などのご提案もいただいております。

同時に、町ファンの獲得につながる取組も進めており、石川県人会などのふるさと納税の呼びかけのほか、今年度からは、町独自の取組として、東京原宿の老舗洋菓子店と連携した能登復興応援マルシェを、毎月第4土曜日に開催し、お店利用者や周辺住人の皆様に、特産品などの魅力発信や、ふるさと納税への呼びかけを繰り返し行っております。

マルシェについては、回を重ねるごとにリピーターの方も増え、来場者には、ふるさと納税をしている方も多数おられると聞いておりますので、中能登町のファン獲得につながる絶好の機会と捉えております。

町といたしましては、今後も出張販売等のイベントには積極的に参加し、町の魅力や特産品のアピールをしながら、関係性を構築し、ふるさと納税の新規獲得やリピーター獲得につなげるよう、取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくお願ひします。

次に、3点目の町として体制強化を考えているのかについてですが、現在、ふるさと納税業務につきましても、企画情報課で担当しており、主担当、副担当を含め、2名の職員が他の業務と兼務で担当しております。

ふるさと納税のファンの獲得につなげるためには、町の魅力を地道に粘り強くアピールし、全国から選ばれる自治体を目指さないと成果につながりません。そのためには、地元の農家や企業、各種団体とも連携しながら魅力ある返礼品の開拓を進めるとともに、在庫

管理や配送、販路などを、一気通貫に行えるサプライチェーンの環境のさらなる強化も必要だと感じております。

また、ふるさと納税制度やメリットを伝えるコンシェルジュの存在なども必要であると考えております。

町といたしましては、今後、ふるさと納税の増額を加速化させるため、または、これらの業務を推進するためにも、専任者やサポート職員などの人員が必要であると認識をしており、今後、強化したいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 他の自治体に行くその1,900万円ということで、それはそれなりの意義があるので仕方がないというふうに思いますが、いかに中能登の魅力を発信してファンを増やすかという町長からお話もあつたんですが、そういうことだと思います。

実はもう既にふるさと納税強化というのは、もうどこの自治体でもやっていて、もう遅きに失しているんですけども、中能登町はなかなかその対応がいつも後手後手になっているようなそんな気がしております。

昨年9月に質問しましたとき、岐阜の関市の取組の話をしました。関市は昨年も50億円を超えておりました。10年前は中能登町と同じ額だったのです。担当者の話は、伸びないのは、また言いますが、よっぽど産品がないか、やる気がないかということでした。魔法はないと。地道に泥臭く取り組むだけという自分たちのこれまでの取組のお話をお聞きしてきたということをこの場でも申し上げました。

今、思い出したんですけど、午前中ビルド・ビルドという話があつたんですけど、その担当者は、やることよりも、やらないことを見つけていくほうが難しく、そこの、いかにそのやらないことをやらないというの

を見つけていくことが大切だというふうにおっしゃっていたのを今思い出しました。

また、返礼品となる産品がないとよくお聞きするのですが、急に増えたりしないのであれば、例えば加工施設、お米でいうと、他の地域の生産のお米であっても、精米施設などがあれば返礼品となれるとのことで、いろいろ展開できる方法があると聞いています。その中の加工・販売の部分を行う、先ほど町長おっしゃったサプライチェーンというやつですね。その加工・販売の部分を行う事業所の存在が必要とのことでしたが、そのような事業所がないという現状があり、そこを突破できないということでした。なければ、誘致するという方法もあります。これはいわゆる企画情報課、担当課だけでは難しく、町を挙げて取り組む。また、これこそリーダーのトップセールスではないかというふうに思います。午前中、企業誘致というふうにお話されていましたが、そのふるさと納税というか、そういうのにつながる企業なのか、またお聞かせ願いたいと思いますが、とにかくうまくいっている自治体をいわゆる徹底的にまねる作戦だと思います。いかがでしょうか。

お隣の先ほどお話がありましたが、宝達志水町、やってますね。これも以前申し上げた茨城県の境町をまねて、まちづくり公社を立ち上げるということでした。その町は、ふるさと納税県一番の18億円、19億円でした。19億円とか20億円要らないんで、まず具体的な目標を持って取り組んで、町を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1点、ちょっとお話もあつたんですが、やはりふるさと納税に専念できる職員、兼務ではなく専念する職員を最低1名確保していただきたい。企画情報課ではなくても、総務課でもいいし、それこそ連携して目標を定めて積極的に取り組む体制を構築できないかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ほかの市町も3人か2人ぐらいでやってるんで、うちの町は2人ということやってます。今考えているのは、地域協力隊を求めて、手伝いをしてもらうというような方向でいこうかなということをおもっています。

さっきその誘致企業に関しては、今来られるのは、多分繊維産業です。繊維産業でここに皆さんご存じかどうか分かりませんが、LUNA SEAというバンド、知っておいでですか。河村隆一かじゅんいちか、河村何とかっておったんやね。その方のあれでONENESSという、そういうブランドの商品あります。それを今、テクシるの関係なんです、そこが開発しました。それを今、先行販売で東京のほうでこれから売っていくわけですが、それも一つの商品として今出そうかなということやってます。そこのこのLUNA SEAのONENESSというところは、高額の衣料品で5万円とか7万円とか10万円ほどの商品を扱ってるそうです。それはブランド商品なんで、都会におる方はみんな知っておいでだと思いますが、その方の今、力というか、今六次産業で誰だったっけ、中村さん。中村さんが六次産業で来ておいで、中村さんのこの力でそこへ今たどり着いて、今テクシるのほうでその商品を開発して、今これから売っていくわけですが、どれくらい売れるか分かりません。そのブランド商品ということで、うちが売るのは1万円か1万5,000円ぐらいということ売り出すんですが、そんなもんな、安いがじゃないかと言われるほど、ほんで3万でも4万でも売れるということ言われとるんで、もうこれが果たして成功するかどうか、ちょっと分かりませんが、先に進んでいかないと駄目なんで、やっていこうということをおもっています。

あと、繊維産業では前言うた丸井織物さん

やっとなるアラミド繊維の防弾チョッキの素材でパーカーとかTシャツとか、そういうのがもう結構今売れてきておりますんで、これから少しずつやっていかなんかということをおもいます。

このサプライチェーンに関しては、その販路とか、いろいろ米にしてもやっぱり精米するとか、そういう機械も要りますので、これはやっぱりこれから若い農業者が今40代の農業者が何人もいますので、その方たちがやっぱりそういう精米所とか、いろんな販路に流通する、何でもしなくちゃいけないので、金もかなりかかるとおもいますので、町も農林のほうで助成制度が多分あると思うんで、それを含めて何かやってかなければならないなということを感じております。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） 少し未来が見えてきたようにおもいます。地域アドバイザーの中村氏もとってもすごいおにぎりでお世話になってるんですけど、いろんなところに知り合いがいて、いろんなアイデアを持っておいでるので、中能登町に専属の職員を置いて、地域アドバイザーの方と一緒に取り組んでいただくということをお願いしたいというふうにおもいます。

まず目標ですね、いわゆる戦略というやつですが、私、陸上のコーチしていたときに、まずは上の目標、達成したい目標と下の目標、絶対達成する目標と2つ立ててました。例えば上の目標は、ふるさと納税でいえば、5年後に5億円という目標、5億円あれば、使える納税額が約2億円、1億貯金して1億で町民の皆様に向けて、あったらいいなを実現していく。下の目標は3億円とかに据えて、しっかり戦術を立てて取り組んでいくようお願いして、この質問を終わりたいとおもいます。

続いて、2番目の質問で復旧・復興プランの進捗度を感じるの、公費解体がほぼ終了

し、町の中がスカスカになってしまったというのが今現在という印象です。ここからどうやって復興していくのか、新しい道をどうやって築いていくかだと思います。

私は、復興プランのリーディングプロジェクトの大きな柱である道の駅周辺の防災拠点と2つの防災支援拠点の整備がこれから始まる復興最盛期の中心となる事業ではないかというふうに考えております。

特に2つの防災支援拠点の整備の中身についてお聞きし、またご提案したいというふうに思います。

まずは、午前中もお話ありましたが、カルチャーセンター飛翔周辺ですが、以前から提案しているとおり、避難所のモデル地域というコンセプトで進めていただきたい。当初予算にも、カルチャーセンター飛翔整備基本構想策定に500万円近く計上されておりますが、その策定のぜひ参考にさせていただきたいというふうに考えます。

もう一つは、中能登町社会福祉協議会を中心に、福祉・医療の拠点となっている鳥屋地区のゾーンの支援拠点としての位置づけであります。たしか9月、昨年9月の補正予算でリーディングプロジェクトの防災拠点、防災支援拠点整備方針策定業務ということで、740万円も計上されておりました。まずは、この2つの支援拠点の町としてのビジョンをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 防災支援拠点の具体的ビジョンは描けているかについてお答えいたします。

復旧・復興プランの大きな柱である防災拠点と2つの防災支援拠点の整備に係る具体的なビジョンと進捗状況についてであります。ご承知のとおり、中能登町復旧・復興プランでは、くらし、なりわい、ふるさとの各事業の取組を先導するリーディングプロジェ

クトとして6つの計画を立ち上げており、防災拠点、防災支援拠点の整備についても、その事業の1つであります。

復興まちづくりの考え方では、中能登町総合計画の土地利用構想を踏襲し、道の駅、織姫の里なかのとの周辺を防災拠点、役場総務庁舎周辺、役場行政サービス庁舎周辺をそれぞれ防災支援拠点として位置づけ、各種防災機能を整備し、大規模災害時における町民の安全・安心な避難生活の確保を行うとしております。

現在、町では、防災拠点・防災支援拠点の整備方針の策定を進めており、国土交通省の国庫事業により行っておりますが、本年3月末に最終の成果を取りまとめることができる予定であります。

この業務では、様々な計画を整理しつつ具体的に防災上の課題の検討を図った上において、防災拠点・防災支援拠点に必要とされる機能の整備方針を明確にするものであります。

まず、防災拠点については、収容規模の大きい公共施設が集中している道の駅、織姫の里なかのとを中心に、機能面、設備面を充実させ、町民はもとより、今回の能登半島地震の経験を踏まえた広域防災拠点機能も含んだ強固な拠点エリアとして整備するものであります。

また、防災支援拠点につきましては、防災拠点を補完し、集落避難所と連携・支援できるように整備するものであります。

具体的な機能であります。主立った例で申し上げますと、エアコンなどの空調設備、自家発などの無停電対策、太陽光などを活用した蓄電池対策、防災井戸、災害用トイレ、シャワー設備などの機能を検討いたしました。このほか、備蓄対策として大型の防災備蓄倉庫、資機材倉庫を設置する予定であり、役場行政サービス庁舎とラピア鹿島に次年度設置の予定であります。

町といたしましては、町復旧・復興プランにある集約と強靱化を図るべく、優先する重点事業を一日も早く前に進めていく考えであります。

ハード事業を着実に進捗するとともに、つながりを具現化すべく、自主防災組織の構築による防災体制の整備など、ハード・ソフトの両輪走行により、復旧・復興を押し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） これから進んでいくということなんですが、まだ具体的というか、のところまでいっていないのかなというふうな印象です。

また、何回も言っているんですが、TKB48の話です。TKB48実証実験をこの中能登のカルチャーの芝生広場で実現したい。まず、そこから次の景色が見えてくると思えます。今度5月に熊本市を中心とした広域でその実証実験するということでしたので、もしまたよければ御船町の情報もまた取っていただければいいかなというふうに思います。

TKB48のその実現には2つのクリアすべき課題があり、まずハード面、TKB48に必要な装備及び資機材が遠くない地域に常に確保する必要があります。TKB48を積極的に進めているベンチャー企業の担当者は、広域連携中枢都市圏、石川県では金沢中心にならざるを得ない。能登地区に一番近いのは高岡市で、氷見、七尾、中能登、羽咋辺りで広域連携で災害時にすぐ必要な装備資機材を供給できる拠点が必要だということ。これ、とても難しいんですが、その作業は公助、つまり自治体の責任として構築していかなければならない。国もそこが肝ということで動き始めているところだそうです。その必要性を感じた自治体が主導して取り組む先進性が必要かというふうに思います。

そして、ソフト面。いわゆる整備された避

難所の運営を誰がしていくかということです。前回質問したときは、避難所は公設・公営ということでした。私なりに視察等を経た上で、公設は自治体が責任を持つ、そして運営を民間組織で賄えないか。その辺りも詰めていく必要があるのですが、民間組織の育成もその仕掛けをしていく必要があります。

松本市の実証実験では、長野県災害時支援ネットワークという組織が担当していましたが、そのような民間組織の存在、その辺りがこの地域の課題だというふうに思っておりますが、今回少し予算をいただいた防災士連絡協議会、社協が今取り組んでいる災害ボランティアセンター組織を融合し、何か形をつくれないうふうに思っています。カルチャーセンター飛翔をTKB48をベースとした避難所運営のモデルゾーンとして特色化し、先ほど述べた民間組織、そして自主防災組織の強化を進め、その仕掛けを行う拠点として、機能させていく。また、防災にちなんだ子供から大人まで楽しめる空間、防災をコンセプトにした遊びスペース、そしてプラスして、その遊びからスポーツにつなげる。例えば、スポーツクライミング、以前お話ししたパルクール等。パルクールもそのうち必ずオリンピック種目になると僕は思っているので、今から評価に取り組むという青写真を勝手に描いております。

もう一つの拠点、鳥屋地区の社協周辺の支援拠点構想ですが、ここは先日もゆうゆうで行われている100歳体操にお邪魔しましたが、社協もあり、高齢者施設、医療施設もあり、ここは福祉・医療ゾーンであるというふうに思います。さらに、週1回、近隣の高齢者の皆さんが日常的に集まって活動されている土台がある。一般の方々が避難するカルチャーに対し、中能登中学というお話もありましたが、そこはやっぱり避難所、長期的な避難所にならないというふうに思っていて、やっぱり学校が機能しなくなってしまうので、や

はりカルチャーに、2年前も結局カルチャーのほうに皆さん集約していったというふうに思いますので、ゆうゆう周辺は子供さん、高齢者、障害者等、いわゆる要支援の方々が集まる福祉避難所的機能を持たせる医療機関もありますので、DMATやDWA Tの支援部隊の集結する拠点にするというものです。

もう一言加えると、そこにやはり入浴の設備が必要かというふうに思います。ゆうゆうの入浴施設、防災的なアプローチ、関連死をなくする手だてとして、縮小してでも復活すべきというふうに考えます。12月に合田議員が申しておられた、午前中も言っておられましたが、フェーズフリーというやつです。そのところに、いわゆるふるさと納税による自主財源が充てられると町は活気づいていく。そういうふうに考えます。

町の統合以来、多くの社会資源の見直しが進んでおりますが、この見直しには3段階の見方があるというふうに感じています。

まず、1段階、なくしていくもの。例えば旧鹿島庁舎、旧鹿西庁舎辺りになりますか、第2段階として、代替性があれば、つまり代わるものがあればなくしてもよいもの、例えば金丸体育館であったり、鹿西武道館辺りになりますと思います。

で、3段階。なくしてはいけないもの。つまり非代替性、代わるものがない、それが今、ゆうゆうの入浴施設だと思います。代わるものとして経費を使って、憩への無料送迎という取組がされておりますが、機能しているかということ、クエスチョンがつくわけであり、代わりとなるものがない。代わりとなり得てないということですね、今の送迎サービスが。ゆうゆうなじみの高齢の方もお風呂復活を待望しております。その辺りも含めて、カルチャー、社協周辺の整備をどのように考えておられるか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ゆうゆうは、非代替性、代わるものがないということに対してですが、能登半島地震では3か所あった温浴施設が被災した中、健康ハウス憩は令和6年1月21日から再開し、被災して自宅の入浴ができない町内外の多くの方々が利用されました。

地震発災後は、健康ハウス1か所で被災者の入浴機会を提供していたことから、被災時においても入浴支援の役割を十分に果たしていたと考えております。

また、ゆうゆうにつきましては、長年地域の皆様に親しまれてきた施設であり、再開してほしいという気持ちは理解できますが、しかしながら、合併当初は1日およそ70人の利用人数がありました。近年では20人程度にまで減少し、維持費や人件費等の運営収支では、毎年1,500万円近く町が補填している状況でありました。

さらに、入浴機能を再開するに当たっても老朽化し施設の設備更新に多額の費用が必要となります。

これらのことから、町全体の将来を考えて、ゆうゆうは入浴機能を停止し、令和7年4月から高齢者の集いの場として機能移転を図ることといたしました。

その代替として健康ハウス憩を利用していただけよう無料送迎バスの運行など、利便性の向上に努めていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

また、この他の再質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 それでは、三浦議員の再質問にお答えします。

ただいま、入浴施設の関係だけ町長から答弁をさせていただいております。私はそのほかの、その他の質問のほう、再質問にお答えいたします。

まず、TKB48につきましては、令和7

年9月の議会で一般質問がございました。この取組は、発災から48時間以内にトイレ、キッチン、ベッドを被災地に届け、訓練された支援者が避難所運営支援活動を行うシステムであると理解しており、画期的な取組であることは、承知しております。

しかしながら、この運営システム自体が有効な備えになるのか、現段階では実証実験中であること、また、これらの資機材については、全て町が購入する、もしくは継続的にレンタル費用を払い続ける、そういった条件があることなど、運用形態が定まっておらず不透明な部分が多くあると認識しております。

また、石川県が発表した地震被害想定調査報告書では、当町の被災者数は、最大で約6,000人を超えることから、避難が長期化となった場合を想定すると、準備する数量や人的支援が可能であるのか、そういった課題も多くあります。

そうした中、現在、内閣府のほうでは、新物資システム、B-PLOと呼びます。これを運用開始しており、さらなる支援体制の強靱化が図られる見込みもあります。

こうしたことから、よりよい選択肢を判断しつつ、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

また、防災にちなんだ子供から大人までが楽しめる空間整備などにつきましては、第3次町総合計画（案）にも関係する取組でもありますので、関係課と協議を行っていきたいと考えています。

そして、鳥屋地区の福祉・医療ゾーンの構想案につきましては、福祉避難所と同じ施設、同じ敷地に災害派遣医療チーム（DMAT）の活動拠点を配置しますと、互いに混乱を生じるおそれがあることから、現実的ではないと感じております。

今回の防災拠点・防災支援拠点における整備方針では、先ほどの町長答弁の詳細な部分となりますが、災害時に優先的に開く指定避

難所、緊急指定避難場所を今回の方針で定めており、防災拠点エリアでは、鹿島小学校、中能登中学校、道の駅織姫の里なかののと、レクトピアパークなどであり、防災支援拠点エリアのほうでは、鳥屋小学校、鳥屋体育館、鳥屋小学校のグラウンド、鹿西小学校、カルチャーセンター飛翔、アッピー広場など、指定避難所は9施設、緊急指定避難場所は5施設としており、このうち、地震や水害にリスクの少ない施設を開設していく2段階方式で考えておりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） カルチャー、TKB48、やっぱりその担当者の集まり、一つの町では難しいということで先ほど申し上げたように、広域でそういう拠点を設けていくという方向性を言っておいたので、またその辺りも含めて、他の地区と連携していただきたいというふうに思います。

ゆうゆうです。運営費1,500ですか。やっぱり厳しいかなというふうにも思いますが、せめて何かがあったときに、すぐじゃその機能を再開できるみたいな体制を整えていていただきたいなというふうに思ったりもします。

カルチャー、ゆうゆうなどをうまく活用できれば、町の特徴となり強みとなっていくと思いますので、なくすものはなくす方向でよいので、逆に生かすものは生かす方向で取り組んでいただきたいと思います。

これで2番目の質問は終わりたいと思います。

続いて、よろしいでしょうか、3番に行っても。

それでは、現在、旧励志館跡地で建設が進められている災害公営住宅ですが、すぐ横におにぎりの会の会合をする拠点があるので、よく見ているのですが、素人ながら基礎工事だけでもそりゃお金がかかるわという印象で

す。

また、ここの質問とは違うんですが、この間地元の会合で、災害公営住宅建設の近隣にお住まいの複数の方々から土日もなく毎日震動やら、もう毎日地震やということで何とかならんかというお話をいただきましたので、またその辺りお話を聞いていただきたいというふうに思います。

完成予定が8月ということで、そこからいくと、入居は9月、9月といえば最近残暑というより、酷暑の真っただ中だというふうに思います。聞くところによると、照明と空調設備は入居者負担ということで、今どき標準装備ではないのかと愕然といたしました。せめて1棟に1台、町の予算で何とかならんかということなんです。1台15万円として20台で300万円ぐらいだと思いますが、これもふるさと納税でということになるかなというふうに思うんですが、あったらいいなは、ふるさと納税ということではいいと思います。一昔前は高齢者の話のあるあるで、夏エアコンがあっても消えてなくなるものにお金は使わんと我慢した時代があったと聞いていますが、現在の気象の変化の下では、命に関わる問題になっている、つまり、憲法25条全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する、いわゆる生存権の観点からもエアコンの整備は生存権の保障に当たるものではないかというふうに考えます。ぜひ災害公営住宅に1棟1台のエアコンの標準設備を要望いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 災害公営住宅へのエアコン整備についての質問にお答えします。

石川県では、災害公営住宅の名称を、より前向きな生活再建をイメージするため、復興公営住宅と呼んでおりますので、復興公営住宅の名称でお答えいたします。

復興公営住宅整備とは、名称のとおり公営住宅整備であります。これまで町が行った公

営住宅整備では、平成31年度に川田住宅を整備し、令和6年度にはたきお住宅を整備しておりますが、この2つの住宅団地の整備時においては、エアコンの空調設備工事は行っておりません。

公営住宅においては、建物は町が整備しますが、建物内部の家具や電化製品は、入居者で用意していただくことにしており、復興公営住宅に入居予定の皆様にも、入居者がエアコンの設置を行うことで、ご説明をしております。

エアコンを町が設置すれば、維持管理費や修繕、交換に係る費用が、全て町側の負担になることから、復興公営住宅整備においても他の公営住宅同様、エアコン空調設備工事を行う予定はありません。

このため、入居者の皆様におかれましては、入居に必要な初期費用が交付されます。住まい再建・公営住宅入居支援事業を活用していただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） やっぱりこれもお金がかかるということで、難しいのかなというふうに思いますが、ただその時代は変化してきて、一昔の公営住宅も風呂場は用意するけど浴槽は各自でという時代があったそうで、やっぱり時代の流れでそのうちエアコンも標準装備というふうになっていくかと思っておりますので、その辺りまた対応のほうお願いしたいと思っております。

難しいのであれば福祉の視点から、今お話もあったように、高齢者エアコン設置補助という項目もありましたので、入居希望者の方にも丁寧に情報提供して、その枠を拡充してでもこの問題に対応していただきたいというふうに考えます。再質問はいたしません、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問行ってよろしいでしょうか。

それでは、最後、トキに関する質問で、5

月31日に能登振興のシンボルとなるトキの放鳥が羽咋の田んぼで行われます。記念式典も余喜のところで行われるということなのですが、かつてトキが飛んだ邑知地溝帯、邑知平野、そして鹿西平野、トキにとって羽咋と中能登の境界線はありません。羽咋市は大きなチャンスということで、生息環境の整備や商品開発等で5,300万円投入という報道がありました。

一方、中能登町の8年度当初予算では、中能登はトキに関する予算は260万円ということでした。町も製品の開発、観光資源開発など企画情報課を中心に一生懸命取り組んでいただいて、とっても苦勞されているのも知っております。能登半島地震の復興の大きな柱であるトキの放鳥という国・県のプランに対し、中能登町としてどう取り組んでいくのか、私たちのおにぎりの会でトカさんとコラボして、おにぎりというか、弥生時代から続く稲作文化を基に、有機JAS米でブランド米を開発中なんですけど、やっぱりそこにもトキブランドの存在は必須となっています。本日、トップバッターの土本議員がトキがすむことができる環境保全、つまり農林課系の質問をされたので、ここではそのような環境を整えながら、将来、弥生時代から連綿と続いてきたまほろばと言われた私たちのこのふるさとにトキが戻ってきてくれて、そこを訪れる人が増えるというより、この地域に生をうけた子供たちが、将来もしここを離れてふるさとを紹介するときに、トキが飛んでいる町と誇りを持って言える町を目指す、そうしたら自然と訪れる人が増え、地域が活性化していくというふうに考えます。ここは町を挙げて、例えば農林課と企画情報課とコラボして、積極的に絡んでいかないといかんというふうに思いますが、その点についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 現在、町ではトキ生息環境

整備事業に取り組んでいる農家に対し、トキが生息できる環境整備にご協力をいただいているところであります。

また、羽咋市のように商品開発支援等については、現段階では考えておりませんが、今後、お米に関しましては、農家の皆様と協議を進めるとともに、観光やその他の商品開発につきましましては、町地方創生アドバイザーの助言をいただき、関係課で連絡しながら、六次産業化の可能性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦克欣議員

○2番（三浦克欣議員） このチャンスを生かしていただきたいというふうに思います。農林課と企画情報課とのコラボというお話をしましたが、明日、合田議員、今日もオーガニックの話がありましたが、オーガニックつまり、有機の質問をされると聞いておりますが、有機的につながるという意味で、オーガナイズというのはすごい意味があって、ぜひ各課が有機的につながって、中能登の未来を築いていくオーガニックまち宣言をしてはどうかというふうに考えます。

今回の質問のキーワードは、ふるさと納税、TKB48、そして全ての面でオーガニックと叫んで質問を終わりたいのですが、少し時間があるので、昨日、私、富山へ行ってまいりまして、サッカーのカターレ富山とツエーゲン金沢の北陸ダービーですね。やっぱり熱くなって、最後富山の選手が2人退場になって、我がツエーゲンは2対0で勝ちました。それを言いたいではなくて、富山、カターレ富山、すごく今頑張っていて、富山の監督のコメントにノー・チャレンジ、ノーチャンスという言葉がありまして、ぜひうちの町も、チャレンジしてオーガニック、チャレンジ・オーガニックまち宣言をしてはどうかというふうに考えますので、よろしく願いますということで、今回、私の質問を終わり

たいと思います。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 3 時12分 散会

令和8年3月17日（火曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） 改めて、おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、欠席届が提出されていますので、ご報告をいたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は答弁を含め60分以内であります。質問回数は、質問事項ごとに3回までとなっております。また、通告以外の関連質問は控えるようお願いいたします。

以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔・明瞭で的確な答弁を求めています。

それでは、発言順に質問を許します。

5番 澤 良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） 通告に従い、質問いたします。

当町は、これまで町の将来を担う子供たちのための政策を町政の柱の一つとして掲げてきました。給食費無償化、保育料無償化など、子育て支援の充実を進めてこられたことは、私も高く評価をいたしております。

しかしながら、制度の充実と安全の確保は、またこれは別の問題でございます。どれほど支援を充実しても、その土台である給食の安全が揺らげば、理念は空洞化をいたします。

昨年4月の給食調理現場でのトング部品の混入事故並びに12月のビニール片の混入の事故、さらには炊飯業務の契約不履行による損害賠償請求等、これらは単なる個別の事案ではございません。共立ソリューションズという同一業者の下で異なる形態の不具合が複数回発生しているという事実は、業者の履行能力だけではなく、町の契約管理、監督体制、そして内部統制そのものを問い直す問題でございます。

このような状況の下、以下のとおり質問をいたします。

それでは、順に質問に入ります。

1、異物混入事故を制度問題としてどう総括するか。

①二度にわたる調理現場での異物混入事故について、時系列で簡単な経緯の説明を求める。

②本件は、単なるヒューマンエラーなのか、それとも委託事業者の監督体制、契約管理、リスク管理を含む制度上の問題という認識はあるか。

③昨年4月の事故当時、マニュアル遵守の確認及び抜き打ち検査等の実効的監督体制は具体的にどのように行われていたのか。

④事故後の原因分析結果は、文書化・手順化をされ、恒常的制度として残されているのか。

⑤再発防止策の実行策を客観的に検証する仕組み、評価の指数ですとか第三者の確認等、そうしたものは整備をされているのか。

⑥本件は、契約管理の不備及び内部統制の機能不全に起因する可能性があるのではないか。

以上6点で町長に伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 給食調理現場での度重なる異物混入事故を制度問題としてどう総括するかについてお答えします。

まず、1点目の二度にわたる調理現場での異物混入事故について時系列で簡単な経緯説明を求めるについてですが、一つは、昨年4月7日に町立こすもす保育園の給食調理の際に、盛りつけ器具のトングの留め金の一部の部品が劣化のため破損・欠落し、紛失したものであります。

トングを洗浄した食器洗浄機内、排水口、床など調理室内及び混入のおそれがあり、回収したサラダの中には破損部位は見つかりませんでした。

1歳児7名がサラダを口にしましたが、刻み食であり、職員の見守り補助があるため、口に入っていないものと考えております。

もう一つは、昨年12月15日に鳥屋小学校で児童のみそ汁にビニール片が混入されているのが発見されました。学校給食センターでの調理工程で厚揚げの袋の切れ端が混入したことによるもので、児童はみそ汁を口にしなかったため、健康被害はなかったものです。

原因は、当該業者が定める異物混入防止マニュアルと異なる方法で包装袋を取り扱ったため、混入が発生したものであります。

次に、2点目の、本件は単なるヒューマンエラーなのか、それとも委託業者の監督体制、契約管理、リスク管理を含む制度上の問題という認識はあるのかについてですが、いずれの件についても、ヒューマンエラー、いわゆる人的ミスであると認識をしており、委託業者には再発防止の徹底を指示しております。

次に、3点目の、昨年4月事故当時、マニュアル遵守確認及び抜き打ち検査等の実効的監督体制は具体的にどのように行われたのかについてお答えします。

昨年4月における保育園調理業務の監督体制につきましては、日常的なチェックリストによる確認や毎月の調理ミーティングを通じて調理マニュアルに基づいた衛生管理を把握したところであり、行政による現場で

の直接確認については十分でなかったと認識をしております。

4月以降は、委託業者の栄養士による巡回点検の際に、町の栄養士も同席して現場を確認し、必要に応じて指導を行うほか、園長は、毎月、調理器具等の点検を行い、監督体制を強化しております。

また、学校給食においては、衛生管理上、調理員以外の者の調理場への入場が制限されているため、調理場に接する会議室に場内を確認するガラス窓があることから、この窓を通して作業状況について、教育委員会職員が出向き、適宜目視で確認をしております。

次に、4点目の、事故後の原因分析結果は、文書化・手順化され、恒常的な制度として残されているかについてお答えします。

保育園では、日常のチェックリストの見直しや点検の徹底、安全調理器具への買換えなど、再発防止の徹底に取り組んでおります。

また、学校給食センターでは、従来の手順書について、改めて調理員全員に周知するとともに、研修を実施し、再発防止の徹底に取り組んでおります。

次に、5点目の、再発防止策の実効性を客観的に検証する仕組み、評価指数、第三者確認等は整備されているのかについてお答えします。

保育園調理業務、学校給食調理業務ともに、健康増進法及び食品衛生法に基づき、石川県能登中部保健所による巡回指導が2年に1回行われます。

また、先ほど申し上げましたが、園長による調理器具の確認を行っているほか、教育委員会職員が適宜目視確認を行っております。

次に、6点目の本件は契約管理の不備による内部統制の機能不全に起因する可能性があるのではないのかについてお答えします。

町としては、異物混入事故が発生してしまったことは、大変遺憾であり、申し訳なく思っております。

さきに述べましたが、本件の主たる原因は人為的ミスであることから、今後の再発防止に向け、様々な点検や確認の方法の見直しをしっかりと行ってまいります。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど町長から私の6つの質問に対してお答えがありました。

私、一つ一つ正確には聞き取れなかったんですが、一言で申し上げますと、原因の分析とかマニュアルの遵守の確認とか、それから抜き打ち検査、そうした実効的な監督体制ということについては、今お聞きする限りでは私は誠に不十分であると判断します。

直接的な確認ということについて、非常に、ここに書いてありますけど、制度問題としてどう総括するかということであって、ヒューマンエラーを原因とする、そんな趣旨ではございません。直接的な間違いは人の間違いです。ただ、問題は、それを間違えるに至るについて、制度上、仕組みとしてそこに問題はなかったのかと、そのことを事業者の作業される方の問題のようにちょっと聞こえるんですけども、それは直接的なことなんで、そのこともあるかもしれませんが、もう二度起きてるんですよ。

そうしたら、やっぱりそこに、私は12月もお話をしましたけども、そこにシステム的なとか、設計上といいますか、依頼をしている町側の仕組みというものに対して取りまなきやいかんのじゃないかというのが1番目の質問なんです。

例えば、前よりは進んでますけども、窓越しに見えるんで、そこから役場の方が確認するとか、そんなお話もありました。私は、それは、本気度からするとかなり薄いなと思っている。確認をするというのは、ここで調理の現場をやっているとすると、この横を通ることです。極端に言うたら、その辺から見るんですよ。そうすると、この人が仕事をし

にくいとか、そういうことがあるかもしれない。

だけど、そんなことを言っていると、どんどん起きますよ。その人を責めてるんじゃないですよ。本当にこのマニュアルが正しいのかどうかとやるときには、だって四六時中張りついているわけにいかないわけですから、変えたところをしっかりとやってるかな、どうかということを見るときには、窓から見てるんじゃないなくて、本当に通路があるかどうか知りませんよ。そこでやっぱり見ていることだと思う。そのことがこの人の作業する人がしにくいとか、そんなことじゃないでしょう。これは命に関わるんですよ。

トングの不具合によって部品が混入したんですよ。1歳、2歳の人が食べたんですよ、多分物は出てないんで。ただ、事なきを得た。それから、ビニール片。ビニール片は口にしてないんですけどね。万が一、口にして、それが喉に詰まって息ができなくてというようなことが起きたらどうなるんですか。

そういう万が一のことを想定した対応をやるべきだと思って、私、今お聞きしてるんですけど、正直言って、今、町長のお話は、ヒューマンエラーということを物すごく強調されました。それは間違いはないんです。だけど、ヒューマンエラーはどこでも起きてるんですよ。

でも、今回の二度にわたる大きな問題、それから損害賠償の問題もあるんですけども、そこにはやっぱり私は事業者のミス、これはありますね。同時に、私は、五分五分なのは、執行の、そこに、事業者に仕事を出している執行側の責任もあると思う。半々なんです。

過去の議会の委員会の中で、私は申し訳ございませんけども、ちょっと欠席が多かったんですけど、議事録で読む限りにおいては、執行側の失敗というかミスというか、そういうところの話はほとんどない。1月の28日の

全員協議会で、そのの所長が来ておわびをしている。読んでると、すみません、すみませんばかりなん。そのの女性の、何という方が忘れましたが、そういう担当の、管理をする担当の方からる説明がありました。それは現場の説明だけなんです。

問題は、そういうふうにしても起きてる、二度目。じゃあ、それはなぜかということを探る、そのことが大事だと思う。それで、今、私は大変町長に失礼な言い方をしてるんですけど、それぐらいの必死さ、真剣さでもってやっていかないといけないというのは私は原点だと思います。

それで、今、資料を添付してあります。議員の方も傍聴の方も見えますし、執行の方も見えると思うんで、資料をちょっと見てほしいんですが、テレビを見てらっしゃる方、すみません、資料が見せられないんで申し訳ございません。

ここで、1枚目の写真は、事故のあった昨年の4月の前半の当該工程のチェックリスト、2枚目は4月の後半のものです。ここで注目していただきたいのは、3枚目の写真です。3枚目の写真は、1枚目の前半の中の事故当日の4月の7日の部品等の破損確認項目のチェック内容が見えるように拡大したものです。横軸は、日付、4月の7日ですね。縦軸は、確認事項。確認事項の上から5行目、内容は、調理器具・ボウル・ざる等は清潔で欠損や破損をしていないかという確認項目。町長はお分かりになりますか。そういうものなんですね。それが3枚目で拡大して見える。

拡大もそうでないものも見ていただいて、これ、執行の方が全員見てほしいんです。ここにさっき町長もチェックリストを変えろということもありました。確かに変わっています。4月の後半からチェックリストに1つ項目が増えています。そういうことは、そういう改善がなされたと分かる。

ところが、4月の7日のチェックリストの、これ、全部丸なんですよね。月百何十幾つある。その中の4月の7日のところを見てほしいんですけど、丸がついてるんですよ。横にバツとあるんです、ここだけ。これ、ご覧になって、町長、どんなふうに感じられますかね。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 これ、ちょっと現場の人にも聞きましたので、給食の衛生管理のチェックリストの記載につきましては、器具の、発生した日の作業前のチェックであります、丸は。

調理器具・ボウル・ざる等は、清潔で、欠損や破損していないという点検項目のチェック欄に、初め丸をつけていて、後で丸を二重で消しました。ペケに訂正している件ですが、確認したところ、作業前に確認した時点では特に欠損には気づかずに丸をした、その後、調理後、食洗機から取り出したときに欠損を発見したため、作業前の確認が十分でなかったということでペケにしたということです。

事前確認はしたが、事後に結果として欠損が発見されたので、遡って確認が不十分であったとの判断でのペケということなんですということで、実際にはどの時点で欠損したかは分かりません。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） ちょっと前半は分かたんですが、後のところはよく分かりません。

チェックリストの目標というのは、目的というのは、これを確認することなんですよ、多分。今のこれは、これが欠けてないか、毀損がないか、破損がないか、確認をすることなんです。

4月の7日に、これ、確認してるんですよ。そのときに、これが丸がついてる。もっというと、これは全部丸。皆さん見てくださ

い、課長の皆さんも。全部丸なんです。これは、私、3月、2月、1月、知りません、見てませんから。恐らく全部丸です。

全部丸なんです。異常は全くないんです、どの項目も。改善前は19のチェックがあるんですけど、全部丸。多分、一月全部丸。その丸のつけ方も非常にきれいな丸なんです。チェックリストでは、例えばコンビニなんか一番分かりやすいんですけど、トイレのチェックリストあるじゃないですか。きちんと確認したかどうか。あれ、きれいな丸になってますか。こんなきれいな丸なんかつけてられませんよ。なぜかという、忙しいんで、本当に書き殴ったような丸ですよ。

ところが、このチェックリストを見ると、本当にきれいな清書したような丸なんです。本当にこんな悠長なことをしてチェックリストできてますかね。私は、これは、誠に失礼ですけど、このチェックリストのチェックの仕方がどんなふうにされてるかどうかを確認、誰かされてるんですかね、現場で。誰もされてないから、こんなきれいなのが行くんですよ。

もっと言うと、これは推測で誠に恐縮ですけども、本来そこでしっかり見ないかんものがひよっとしたら見落としで丸ついておるんです。先入観で、これ、間違いない、いつものとおり丸、これも間違いない、丸、丸、丸。そして、4月の7日にこんなことがあったんですよ。これはまずいなということで、後でバツがついたんじゃないかなというぐらいに私は疑っています。誠に失礼です。失礼なことを言ってます。

本当に、町長も経営者ですから、こんなチェックリスト、工場にいっぱいあると思うんですけど、こんなきれいな丸ついてますか、町長。ついてませんよ。作業している人は、そんな忙しいのに、一つ一つ、こんなゆっくりやられてられませんよ。本当にみっともない丸ですよ。

だけど、丸とバツは違うんです。そこで、もし気がついてバツであれば、すぐここを変えりゃいいだけなんです。よ。

それから、私もこのトングを触りましたけど、トングを触ったときに、あれ、抜ければすぐ分かりますよ。ばねがないときね。

ですから、今、ちょっとチェックリストのことでいうと、やっぱりチェックリスト一つにしても、つけ方にしても、制度にしても、これはその所長さんなりが責任者だから、どれだけそのことを日々毎日見てるかどうかですよ。

担当の課の方が窓越しで見るのもいいんですけど、毎日見てますかということですよ。それくらいにやらないと、ヒューマンエラーというものが起きましたで済むんですよ。ヒューマンエラーを起ささないためにはどんな仕組みを取り入れるかということでごやっているわけですからね。

だから、ぜひこのことは、再度、いろんな、今言われたマニュアルの遵守もありますし、それから抜き打ちの検査、抜き打ち、本当にされてますか。いきなり行くんですよ。多分されてないと思うんですよ。田舎の言葉で言うたらあへなくて。あへなくてもやらなきゃ駄目なんです。命がかかっていることなんです。

たとえ共立ソリューションズという預けた、委託した業者であっても、注文しているのはこの町の執行部ですから、責任を持ってやらせるときには抜き打ちで全然問題ないですよ。税務署でも、例えば悪いけど、変な申告書を出すと抜き打ちで来るでしょう。なんの失礼もないんですよ。抜き打ちでやってください。

今、ほかにも聞きたいことがあるんですけど、次、2番に移ります。

2番、契約書と誓約書の二重構造が生む法的矛盾について。

この件につき、少し説明をいたします。

本件は、令和8年1月28日の議会全員協議会にて、2件目の学校給食の異物混入事案につき、共立ソリューションズの責任者が当議会で謝罪と事案説明があった日でありました。その日の資料1の一番最後には、令和8年4月の1日から炊飯業務を確実に再開してもらうため、株式会社共立ソリューションズと炊飯業務再開に関する誓約書を締結との説明がされました。また、議員からは、万が一、また炊飯業務ができなかった場合に何かペナルティー的なことも記載をされているのかとの質問がありました。執行部からは、この誓約書については、もう確実に4月から履行するというので、4月以降のペナルティーについて記載はありません、もう4月から間違いなくということでのやり取りの内容です。また、宮下町長からも、4月の1日からは誓約書までしっかり書いておるんやから、確実に人材の把握はやってもらわんと困ると、強く要望をされました。

以上のように、このたびの間違いのない誓約書が今クローズアップされております。この点につき、質問をいたしますので、誠意のある回答をお願いいたします。

①令和8年4月1日締結予定の誓約書の目的は何で、法的位置づけは何か。既存契約の変更か、補足合意か、単なる確認書か。

②誓約書は、既存契約の条項を変更・追加する法的効力を有するのか。

③4月からは間違いなく履行するという具体的な根拠は何か。

④誓約書締結に当たり、業者の履行能力について客観的な再審査は実施したのか。

⑤誓約書にペナルティー条項を設けない合理的な理由は何か。

⑥再発時は契約違反として処理をするのか、誓約書違反として処理をするのか。法的に整理された内容を伺う。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 契約書と誓約書の二重構造が生む法的矛盾についてお答えします。

まず、1点目の令和8年4月1日締結予定の誓約書の目的は何で、法的位置づけは何か、既存契約の変更か、補足合意か、単なる確認書かについてお答えします。

この誓約書は、令和8年4月1日から炊飯業務を再開するため、令和7年12月15日付で町長宛てに提出されたものであり、1月28日開催の議会全員協議会において説明をさせていただきましたが、会議資料中の契約書を締結と記載の誤りがあり、正確には業者側からの誓約書の提出でありますので、訂正をさせていただきます。

また、目的については、現状に対する相手方からの炊飯業務の再開を確約するものとして捉えております。

したがって、ご指摘の契約内容の変更といったものではなく、あくまでも令和8年4月からの炊飯業務の再開に当たり、円滑な給食提供に支障を生じない旨について書面で表明していただいたことにすぎず、強いて言うならば確認書と認識をしております。

次に、2点目の誓約書は既存契約の条項を変更・追加する法的効力を有するのかについてお答えします。

この誓約書は、当初の契約を変更するものでなく、補完するものであり、先ほど回答にも述べさせていただきましたが、あくまでも相手方からの業務再開の意思を书面化したものであり、一定の法的効力は発生するものと認識をしております。

次に、3点目の4月からは間違いなく履行できるとする具体的な根拠は何かについてお答えします。

現在、4月からの自校炊飯スタートに向けて、調理員を確保し、2月中に炊飯機器の点検や、実際にご飯を炊く試行運転も実施していることから、履行が可能であると考えております。

また、誓約書内に、再開に当たり誠実に履行する旨の記載がありますので、これを具体的な根拠であると理解をしております。

次に、4点目の誓約書締結に当たり、業者の履行能力について客観的な再審査は実施したのかについてお答えします。

先ほどお話したとおり、調理員も確保し、準備を進めておりますので、再審査は実施しておりませんが、再開に向けた準備状況も適宜確認してまいります。

次に、5点目の誓約書にペナルティー条項を設けない合理的理由は何かについてお答えします。

前提として、締結が誤りであったことについては遺憾ではありますが、あくまでも当初契約した業務の履行を約束する強い決意を示すものであり、こちらからのペナルティー条項を求めるものではないと考えております。

最後に、6点目の再発時は契約違反として処理するのか、誓約違反として処理するのか、法的に整理された内容を伺うについてお答えします。

本件において、再発防止の観点からは、基本的に契約違反として処理するものと理解しております。

ただ、給食業務における働き手の人材不足は、当町だけに限る問題ではなく、同業種における将来的な人員確保について、相手方との協力的協議を通じてしっかり確保していかなければならないと痛感しておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今お聞きしますと、12月の15日でしたかに提出をされた云々で、締結をする4月の1日の締結ということに対して間違いがあったということが話をされました。これは間違えないようお願いしたいと思う。こんな大事なことですから。

それで、実態のお話に入りますけども、これ、ちょっと言葉は非常に不穏当かもしれま

せんけど、これは性善説に立てばこのとおりですよ。多分やってくれる。間違いない。失敗しない。ところが、2年前の9月から人員は確保されてないんですよ。2年前、1年半前。2年前の9月、すなわち1年半たっても確保されてないんですよ。その間、担当課は一生懸命に業者と早く人をそろえてくださいということをお話をしてる。

今、町長のお話を聞くにつけて、聞けば聞くほどもう全く私は信憑性がないと思います。例えば、その一つは、今、人の確保をします、当時の議事録によると、所長いわく、いろんな媒体を通して人材を確保しています、1人のところを10人も来るとか、そんなような説明もありました。だから、間違いない。だったら、1年半、何で来ないんですか。何で4月の1日まで待つんですか。

これが、12月の15日にそれを出されたとすりゃ、いや、すぐやってくれと、町長、何でおっしゃらないんですか。この町が困っているわけですよ。仕事を出した、言い方は悪いけど、外注工場が約束を守ってくれないんですよ。12月の15日に、いや、来年の4月1日からこんなん炊飯業務も間違いなくやります、その根拠は人員の確保についてはこんなふうやってやっ取るもんで間違いない、来年の4月の1日から間違いありませんと言ったら、町長、何で言わんの、じゃああしたからやってくれよと、でなけりゃ、百歩譲っても1月からやってくれよ、2月からやってくれよと。何で4月の1日なんです。考え方によれば、4月の1日は、年度替えですよ。そんな悠長なことを言ってる場合じゃないんでしょう、町長。

だから、そこに、私、本当に食の、一番最初に説明をしましたが、子育て支援ということを非常にいろんな意味で町長やってらっしゃいますよ。だけど、安全ということに対して、やっぱり目で見えるようで見えないけども、口にするものの安全って、こんな怖い

ものないじゃないですか。子供たちの登下校に対しても安全で行けるように、みんな、安全週間でみんなやってる、これも安全なんですよ。安全云々いっぱいありますよ。

だけど、口にするものの安全というのは、大人も子供も一緒ですけど、そのことの不具合が今2件あったんですよ。それに対して、私は、4月の1日から間違いなくできるということの、いわゆる何をもって4月の1日からできるということを、町長が、執行部が合点がいくのかよく分からないんですよ。人の確保ができています。

それから、誓約書なるものに、そこにいわゆる簡単に一筆書いたんですよ。そこに、これから間違いなくやりますと。それから、さっきの言葉でいったら、その誓約書の中に決意が書かれていると、その会社の、だから間違いなくというのが私の質問に対する答えなんです。全然答えじゃないですよ。そのことをよしとする、これも一つの返答ですよ、向こうからの。なぜそれを町長がよしとするのか、よく分からないんですよ。

もう一回聞きますけども、町長、4月から間違いなく履行できるという、町長が断言できる、何を担保におっしゃってるんですか。内容をお聞きします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 4月から必ずできるということで進んでますけど、一番は、人が現在15人おります、給食、今炊飯している人は、4月から今1人間違いなく来て、16人体制で炊飯業務をしていくわけですが。

その前に、先ほど申し上げたとおり、2月に炊飯業務の試験運転をしております。それで、100キロほど、110キロか20キロほどの米を炊き、試験運転をやりました。その結果、今これから春休みに入るので、2週間ほど春休みある中でもう一回試験運転をしなくちゃ駄目だということで、米を炊いて、それを稼働して、その炊いた米をどうするかとい

うことは今ちょっとこれから検討するんですが、できればその米、試験した米、炊いた米を、もったいないですから、職員が一々弁当持ってこん日もつくるかしてかって何かやっていくかということで、試験は、稼働運転は春休み中にもう一回、もう一度行いたいと思っております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 度々で、町長、恐縮ですけども、それは4月の1日から云々という、もうすぐ4月ですけども、そのことを業者も誓約書に書いておるし、それからそういう説明もあるということで町長はおっしゃってるんですよ。これは分かる。

それは、理屈としては分かるんですけど、本当に、例えば、よくないんですけど、交通事故を起こしたとしますわね。それはスピード違反だったと。一番悪いのは飲酒運転ですよ。そんな人はもういませんけどね。もうこれでやりません。私がやったとしたらね。やりません。それは何で、あんた、やりませんと言えるのと。いや、4月の1日からそういうふうに肝に銘じてスピードも出しません、もちろんお酒も飲みません、一旦停止、きちっとしますと一筆を書いた、出した、それだけのことなんです。

共立ソリューションズがそれをやったことがでたらめだということを言ってるんじゃないですよ。それを受けた執行側として、それでいいのかということです。

町長、これ、人間性の問題を言ってるんじゃないですよ。何でも疑えとか、そういう性悪説でやれと、そういうことを言ってるんじゃないですけど、やっぱりトップたるものはそういうことで、全部オーケー、オーケー、はいはい、書いたらオーケー、皆さん、担当課はしっかりやってくれよと。

ほいで今、炊飯の何とかということまで入りましたが、私はそこ入りたくないんです

けども、やってみなきゃ分かんということもあるんですよ。そうでしょう、町長。やってみなきゃ分かんことを今やればいじやないですか。4月の1日まで待たなくても、平日にやってみりゃいいんですよ。もう4月の1日からやるんですから。機械の確認、保守点検もあるでしょうね。それから、人のこともあるでしょうね。4月の1日、ゴーかけるときは、その事前にやってみればいいんですよ。それ、やってないでしょう、なぜか。うまくいくだろうということだと思うんですよ、信じてるから。それ、いいんですよ。

だけど、責任を持って、それを絶対間違いなくするという事は、信じるだけであっては駄目だと思うんですよ。私が言ってるのは、何を担保にしてやってるかといったら、こんなふうにやりましたと、炊飯の機械もこれだけ、知りませんよ、これだけ試運転をして何の問題もなかった、ご飯も炊けました、もちろんコストかかりましたよ、人も入れてやってみました、何の問題も、3回やったけど一回もない、全部チェックしておく。これがそうです。これが私が求めとるものなんですよ、町長。向こうがやってることそのまま、ペナルティーもかくかくしかじか、何の、やると言っとるからペナルティーもあります、それじゃやっぱりまずいと思う。私はそう思うんです。

このことは、町長、十分、本当はもっとあるんですけど、時間もなくなってくるんで、このことはこれ以上、あれしませんけども、ぜひやってください、町長。町長がじかにできないんだったら指示をされればいいんですよ。もちろんお金かかりますよ。だけど、責任というのはそんなもんじやないですか。二度も起きてるんですよ。

しかも、その業者は損害賠償、契約不履行で損害賠償まで起こされているんですよ。こんな業者、ないですよ。

業者を今責めてるんじゃない。そういう失

敗をした経験のある人たちなんですよ。人たちかね。それが今度、4月の1日から一筆入れたから大丈夫なんて、そんなことを信じるほうが私は無責任だと思います、誠に失礼ですけど。

ぜひ事前にチェックをされて、それを議会で報告をいただきたいと、そんなふうに思います。

次、3番、行きます。

町長の理念、子供最優先と安全確保義務の整合性。

①食育の基盤において最優先される価値は何か。単価か、栄養か、それとも安全か。

②学校給食の安全確保は、政策選択ではなく、行政の法的義務であるとの認識はあるか。

③異物混入事故が連続発生している現状について、子供最優先という理念との整合性を町長はどのように説明をされるのか。

以上3点でお伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 子供最優先の理念と安全確保義務の整合性に関する質問にお答えします。

まず、食育の基盤において最優先されるものは、食の安全であると認識をしております。

また、学校給食の安全確保については、学校給食法と学校給食衛生管理基準に示されたとおり、町が遵守すべきものと認識をしております。

今回、異物混入事案が保育園と小学校において発生したことは、誠に遺憾であり、子供たちの食の安全において大変重要な問題であると考えております。

業者に対しては、厳重に注意するなどとともに、原因究明のほか、社員に対する作業手順やマニュアルの遵守及び指導など、再発防止策の徹底を強く指示したところであります。

また、町としましては、現場との連絡体制について見直しを行い、子供たちは異物等を見つけた場合には、すぐに先生に知らせるように周知するなど、いざというときに迅速かつ適切な判断と対応が取れる体制を整えることといたしました。

また、現場で使用する調理器具についても、定期的に交換するなどにより、今後も子供たちの食の安全の確保に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今、3番の、町長、答弁ですね、③の。

町長の理念と安全確保義務の整合性ということの答弁ですか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ちょっと答弁書にはそれらしき、書いてないので、私の思いとしていきますと、子供たちを守る権利というのは、私は町長になって一番あると思います。まずは命を守って、子供たちを健やかに育てることが理念でありますので、本当にこれから将来を担っていく子供たちのために必ず食、命を守ることが大切だと思います。

澤議員も、前の6月かそこらのときに話をされましたけど、異物を混入した場合、子供たちの体の中なんだから、大人と違うと、年いった者は何でも食べても大丈夫ということは言われませんでしたけど、子供たちは内臓器官にしても軟らかく、いろんな子供の体ですから、そういうことを考えると、本当は絶対にあってはならないことだと私は思います。

先ほど言うように、いろんな面で形式的にチェックするのはまずいと思います。それが、必ず園長なりが毎日同じチェックをしていくというのは、体制づくりも今後していかなければならないということを感じますの

で、私は、第一には、子供たちの命を守り、健やかに育てていくということが私の考えであります。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） ぜひ、町長、その思いを実現して、いわゆる整合性を取れた行政運営、子供を守る、子供を中心にした、未来を担う子供たちを大切にすることを実現していただきたいと、そういうお願いをして、次に移ります。

4番、次期契約更新と業者変更時の行政の責任について。

①次期契約更新時期はいつか。

②他業者が選定された場合の引継ぎ内容とデータ帰属は、契約上どのように整理をされているのか。

③契約更新前に引継ぎ内容とデータ帰属を明確化し、議会へ報告すべきではないか。

④現場従業員の雇用は保障されるのか。

⑤包括契約方式の妥当性について、分割委託との比較検証は行われているのか。

⑥業者変更により、業務に混乱が生じた場合、学校給食の安全確保の最終責任主体は町長にあるという認識でよいのか。

以上6点でお伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、1点目の次期契約更新時期についてですが、現在の業務委託は、5年契約の4年目であります。令和8年度が最終年度になることから、来年度中に業者選定を行うこととしております。

次に、2点目の他業者が選定された場合、引継ぎ内容とデータの帰属についてですが、引継ぎとして、各業務において、契約期間内に引継ぎに要する期間を設けて円滑に業務の引継ぎを行うこととしており、仮に引継ぎが完了しなかった場合は、委託期間終了後も無償で業務を引き継ぐこととしております。また、データについては、引継ぎの必要な範囲で引き渡すこととしております。

次に、3点目の、契約更新前に引継ぎ内容とデータ帰属を明確化し、議会へ報告すべきとのご指摘ですが、仮に業者が変更となった場合、業務の引継ぎが円滑に行えるよう、町と業者間で引継ぎ内容とデータについて明確にしたいと思います。

次に、4点目の現場従業員の雇用の保障につきましては、業者選定時に現在の従業員の雇用継続が可能であるかを確認し、できる限り雇用が保障されるように努めてまいります。

次に、5点目の包括契約方式と分割契約方式の比較検証につきましては、リスク分散という観点もありますが、契約事務や管理業務の効率性や責任の一元化を図る点から、包括契約方式が妥当であると考えております。

なお、今回の業者選定においては、選定基準、配点、審査等に第三者を入れることやリスク管理の明確化など、全ての項目を見直すことにしておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、6点目の学校給食の安全確保の最終責任は、町長である私に責任があるものと認識をしております。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 最後のほうの部分で、全てにおいて見直しをするということを私は、ここはいいことだなと思いました。ぜひやっていただきたいと思います。

これは、去年の12月の私の一般質問のときに、町長もそのことについてやっていくということでございましたので、今改めて、私、幾つか質問したんですけど、その中の一つにそういうこともありました。これは、本当に難しいんですけど、第三者を入れてやる、第三者委員会という言葉も12月にありました。これはすぐやっていただきたいと思います。

ただ、私が今お聞きする中で、包括契約についての妥当性について、分割委託との比較検証というところについてちょっと聞き取れ

なかったんですけど、いわゆる数字的な比較というものは必要だと思うんです。そこまでやられたかどうか、ちょっと今のお話の中では分からなかったんですけども、総合的に判断をされているように思います。今日現在の包括契約をやっているうちに。

もちろん包括契約のいいところはございます。ただ、今回の共立ソリューションズという会社に14か15の事業をお任せしているわけですね。別に給食だけじゃないんですよ。バスもそうですし、図書館もそうですし、もろもろいっぱいあるんですよ。それが、包括が切れるということになったら大変、大変というか、本当に今、私お聞きしているのは、引継ぎの内容、データ、私は今お聞きしている中で本当にA社からB社へ替わったときにA社はもう終わったんで、例えば今度はB社になったときにAとBが本当に引継ぎをうまく、これ、民間ですからね。そこまでやれるのかどうか、私の経験上では非常に難しいことだと思う。十幾つの事業を替わるというようなことになると、例えば給食だけでもそうですけどね。

ですから、今、町長がお話しされた、そういうことになっているということをおっしゃったんで、これは非常に重たいものであり、6番目に聞いた最終責任主体は町長にあるということ、もちろん町長なんです。ですから、このことが1年後に、約1年後に契約更新が来るわけですから、極めて私は現実的な問題だと思います。1年後にそういうこともあり得るという前提でこの事業を、事業というか、データの帰属がどこまで町にあるのか、業者にあるのか、本当に精査しなきゃ駄目だと思うんです。

契約書にどんなふう書いてあるか知りませんよ。速やかに引継ぎを行うものとするぐらいのことしか書いてないと思うんですよ。普通、そんなもんなんです。だけど、実際になったときに民間同士はそんなうまくいき

ませんよ。

ですから、これは、中に入っている執行部がきちっとそのことを議会に事前に報告すべきだというのは、議会も責任があるんですよ、執行だけじゃなくて。そういうことを承認しているわけですから。

そのためにも、間違いのないデータ、引継ぎも含めて、私はデータの帰属と言いますが、データがどこに、ここまではどこに帰属して、ここからは今現在の会社の責任範囲のいわゆるノウハウといいますか、そういうものだからもうできませんという場合もあり得るんでね。だけど、ここについてはきちっとやってくれということを実前に言っておかないと駄目だと思ってこういう質問をしております。

ここで、再度質問いたしますけれども、契約更新まであと、町長、1年なんですけどね。1年しかない状況において、包括契約方式の妥当性を、今現在、これからも包括契約、いろいろ結ばれると思うんでね。これだけじゃなくて、今、私はこのことを言ってるんですけども、その妥当性をきちっと検証することが今後の——今日の新聞にも出てましたけどね。今度新たな包括契約を結ぶという記事もありました。

ですから、包括契約、もちろんいいところはいいんですけど、そのことを今回の経験に照らして、再度きっちり町長が責任者として納得できる、そういう検証をすべきだと思うんです。それが町長の管理責任、それから統治責任として避けては通れない喫緊の課題であると思います。あと1年ですから。

そういうことに対して、町長の今説明されたこと、それから私が申し上げたことを含めて、町長がこのことに対して決意といいますか、それに対して不転の決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 来年度にプロポーザルとい

うか、何社来るか分かりませんが、その中には、実際に私は審査の中に入ってませんので、各課担当者が、職員がそれをいろんなチェック項目があつて審査するわけですが、その内容を本当に十二分に精査した上で、本当にこれでいいのかということを確認してみたいと思いますし、議会のほうにもこういうことでということで、それは全部は情報的に開示されないところもあるかもしれませんが、出されるところは出して、皆さんとまたご相談しながらやっていきたいなということを思います。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） ちょっと最後のところが気になるんですけど、議会に出せるところと出せないところがあるかもしれないけどということなんですけども、私は極力出していただきたいと思います。隠すことは、今のこういうことに対してほとんどないと思います。

なぜか。誠に失礼ですけど、去年の6月からいろいろ、私、このことについては質問してきました。情報公開もしました。でも、やっぱり黒塗りもありました。黒塗りは、私、分かりません。でも、それほど黒塗りにしなきゃならないほど、そんな大きな問題かと思ったら、こんな大きな、町長、恥ずかしい問題が起きたわけですよ。それを二度と起こさないために、今度、今、町長がおっしゃったチェック項目を全部見直すと。私は、チェック項目の見直しよりも、それを評価する人たちの、課長が全員のことの評価員であることとか、それからチェック項目を見直すことも大事ですけど、チェック項目に対して正しい答えをその業者がしているかどうかの裏を取るとか、そういうことを真剣にやるべきだと私は思います。

チェック項目がそんなにおかしいことは、私はないと思います。ただ、町長がおっしゃる見直すことはいいことなんで、見直しはし

てほしいと思います。だけど、それにゴーがかかったときに、本当にそれが実効性のあるデータを基にして評価をしたのか、その評価をした人たちが課長だけでやっていく、そういうような内輪でやるようなことで満足するのではなくて、第三者を入れて、第三者の目で厳しく見てもらう、そういう改善を含めた取組を今回の共立ソリューションズで起きた不具合、賠償請求も同じです。そのことに対して行政のトップとして取り組む、そういう姿勢を示していただきたい。

この後も議会もございますから、町長、ぜひそういうことを一遍にはできなくても、今こういうところまで行ってますよというようなことで説明をして、議会と執行が共にそういう課題に取り組むということで進めていただきたいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） ここで、11時10分まで休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、1番 木下智治議員

〔1番（木下智治議員）登壇〕

○1番（木下智治議員） それでは、通告に従いまして質問します。

厳しい寒さもようやく和らぎ、春の訪れを感じる季節となりました。この時期は、卒業や進学、就職といった人生の大きな節目が重なり、社会全体が希望に満ち、活発に動き出す時期でもあります。そのような観点から、今回は2点、一般質問してまいりたいと考えます。

まず、1点目です。

ポケモンマンホール導入による創造的復興

についてです。

令和6年能登半島地震の発生から2年余りが経過しました。当町においては、先月末をもって公費解体のめどが立ったとの報告を受け、生活基盤の復旧は節目を迎えています。

しかし、真の復興とは、震災前の状態に形を戻す原状回復にとどまるものではありません。将来にわたる人口減少や地域経済の維持を見据え、新たな価値を付加する創造的復興こそが、今、私たちに課せられた使命です。

震災後、観光客の減少と、それに伴う地域経済の停滞が懸念される中、当町が選ばれる目的地として再生するためには、ハード面の安心感とソフト面の魅力が融合した新しい地域の顔を創出する必要があります。

当町の道の駅織姫の里なかのとは、広域的な防災拠点として機能する防災道の駅に認定されています。

能登半島の中央部に位置し、南北を結ぶ交通の要衝である当町において、この拠点は、発災時の避難や物資輸送の中継点として極めて重要な役割を担っています。

今年の夏、のと里山空港において、株式会社ポケモンとの大規模なコラボレーションが予定されていますが、この世界的なコンテンツを単なる通過点として見送るのではなく、当町の防災拠点としての存在感を広く知らしめる好機と捉えるべきです。

空港から奥能登へと向かう観光客が足を運んでいただける安全と安心の結節点として当町が機能しなくてはなりません。そのため、強力なフックとして、世界に一枚だけのデザインマンホール、いわゆるポケふたの誘致を強く提案します。

これは単なるキャラクター施策ではなく、以下のとおり、防災道の駅の価値を最大化させる戦略的施策です。

1点目として、非常時におけるデジタル避難誘導の基点です。

ポケふたは、スマートフォン向けゲーム

「ポケモンGO」のポケストップとして登録されています。これは、世界共通のデジタル地図上に当町の拠点恒久的に刻まれることを意味します。

平時は観光客を呼び込む道しるべとなりますが、有事の際には不慣れた土地にいる観光客や外部支援者を安全な防災道の駅へと自然に導くデジタルな避難誘導サインとして機能します。

2つ目、能登初のブランドによる広域避難路の認知向上です。

現在、県内には金沢市に1枚あるのみです。能登初のポケふたが防災道の駅にあるという事実は、国内外への強力な発信力を持ちます。これにより、観光客の立ち寄りを促すだけでなく、いざというときに頼れる拠点がここにあるという認識を多くの人々の記憶に植え付けることができます。

3つ目、最小限の公費負担と持続的な集客です。

ポケふたは、寄贈されるため、自治体負担は設置工事費等に限定されます。東日本大震災の被災地での実績が示すとおり、設置後は聖地巡礼として数年にわたる継続的な訪問が見込まれます。これは、一過性の復興イベントを繰り返すよりもはるかに投資対効果が高い事業です。防災道の駅織姫の里なかのにと設置することで、滞在時間の延長、特産品の消費喚起、さらには防災の重要性を子供たちや若い世代に楽しく伝えられる教育効果も期待できます。

そして、さらに金沢駅から中能登町へのポケふたを経由し、のと鉄道のポケモン列車、そしてのと里山空港へとつながる石川ポケモン周遊ルートを構築すべきです。金沢から能登への入り口としての役割を中能登町が担うことで、能登全体の復興を加速させるかけ橋となることができます。

ポケふたは、震災という困難を乗り越え、新しい時代へ歩み出す私たちの決意を世界に

届ける希望のしるしです。そして、それを防災道の駅に設置することは、本町が最も安全で最も温かく人を迎え入れるまちであることを宣言することにほかなりません。ただ、しかしながら、現在、残念なことに新規受付は停止されている状況にありますが、しかし、本事業は、震災からの復興を象徴する極めて重要な施策であると考えます。

つきましては、被災地の特殊性を鑑み、国や県に対して特例措置の適用を強く要望する、あるいは町独自での弾力的な運用を検討するなど、再開に向けた道筋をつけられないでしょうか。見解を伺います。

のと里山空港の動きに呼応し、中能登町が能登復興のフロントランナーとして早急に協議・誘致を進めるべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 ポケモンマンホール導入による創造的復興についてのご質問にお答えします。

ポケモンマンホール、通称ポケふたは、株式会社ポケモンが全国各地の魅力とポケモンの魅力を同時に発信する目的で、ポケモンがデザインされたマンホール蓋の設置を進めながら誘客につなげる効果的な取組として全国展開していると聞いております。

しかしながら、現在は、各自治体の要望が多く、運営会社で新規要望の受付を停止していると聞いております。

当町では、昨年音楽イベントにおいて、ポケモン・ウィズ・ユー財団と連携し、ポケモンのキャラクターと触れ合う企画を実施したところ、多くの親子連れが訪れ、効果的な取組であったと実感しております。

また、8年度当初予算において、能登復興の機運を高めるため、のと里山空港を活用したプロジェクトが決定しており、必要経費を計上しております。この事業は、石川県とポ

ケモン・ウィズ・ユ一財団が連携し、ポケモンコンテンツを活用して空港内外の装飾や周遊スタンプラリー等を企画し、能登一羽田便を利用しながら能登の9市町へ訪れていただくもので、能登復興の機運をはじめ、能登のにぎわいの創出や地域経済への波及効果の期待も高まります。

議員提案の世界的にも人気あるポケモンを活用したポケふたも、旅の目的になり得ることから、町の今後の創造的復興の起爆剤として、道の駅や観光施設の来訪者を獲得できるよう、受付が再開される際には設置について進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 前向きな姿勢として聞いていました。

ちなみになんですけど、お隣の福井県は、全ての自治体にポケふたが設置されております。中能登町の姉妹都市である三重県の紀宝町にも道の駅にポケふたが設置されております。費用対効果というのは、多分すごいことになっているなと思っております。中能登町、そして石川県も後れは取ってはならないと思っております。

そこで、一つ提案なんですけど、石川県全自治体とタッグを組んで設置について動いてみるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 6市町でポケふたができるということが、これ、決定したんけ。決定したんか。ちょっとそのほう、分からんがですけど、被災地ということで6市町であるので、今、何とかして本当は全部の市町でしていただくように県のほうへも要望、働きかけをしていきたいなと考えております。話してみます。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） しっかりやっ

ってほしいなと思っております。

私、先月、2月の15日だったか、富山市に3か所あるポケふたを見てきたんです。3か所のうち、特に印象に残ったのが環水公園にあるんですね。もともと環水公園というのは人が多く来る観光地なんですけど、そこにもマンホールがあって、そのマンホールに長くは滞在しなかったです。夕方行ってちょっと寒かったの。それでもそこに多くの人々が来られておったんですわ。やっぱりそれだけ魅力のあるコンテンツなんです。

あと、ちなみになんですけど、今日、僕、このネクタイ、ポケモンのネクタイをちょっとつけてきました。これだけこのコンテンツというのは、いろんな商品とか魅力がたっぷり詰まったものなんです。これが、世代や国境、立場を超えて人々を引きつける世界の圧倒的なコンテンツだと僕は考えております。だから、このコンテンツをうまく利用して、当町が復興のまた最前線に立ち、有効活用して欲しいなと思っております。

これを単なるはやりじゃなく、確実な未来の投資と捉えて賢明なご判断をして進めていただきたいと考えております。

それでは、次の質問に参りたいと思えます。

春になれば、人だけではなく、野生動物も活動的になる時期になります。そこで、次の質問に参ります。

鳥獣被害対策について、3つ質問いたします。

1点目です。

現場の負担に見合った予算配分とコスト補填についてです。

鳥獣被害対策は、地域の基幹産業である農林業を守るための投資です。しかし、現在の予算配分が現場の苛酷な実態と乖離しているのではないかと危惧しております。

現在、防護柵設置や捕獲活動への支援が行われていますが、その積算に捕獲後の搬出や

処理にかかる実費と労力は十分に反映されているのでしょうか。近年は、中山間地域のみならず、居住地近くまで鹿や熊の出没域が拡大しており、対応は急務と考えます。

大型化した鹿や危険を伴う熊の捕獲・運搬には多大な労力を要します。猟友会の方々の高齢化が進む中、数百キロに及ぶ個体の搬出やその後の処理にかかる費用を実質的にボランティア精神という名の自己負担で賄っているのが現状ではないでしょうか。

捕獲報奨金だけでは賄い切れない搬出・処理コストを直接補填する仕組みの構築について、町の認識を伺います。

2点目、環境負荷を抑えた出口戦略と広域連携についてです。

捕獲個体の処理体制について伺います。

現状、多くの現場では、埋却、穴掘り処理が主ですが、今後予想される鹿の増加に伴い、適切な場所の確保に苦勞されていると考えます。また、熊など大型個体の埋却は重労働であり、不適切な処理による土壌汚染や野生動物による掘り返しなど、環境負荷や公衆衛生上の懸念も拭えません。

近隣の七尾市においては、能登島有害鳥獣処理施設を核とした焼却による効率的で適正な処理体制が確立されています。当町がいつまでも個人の努力や集落ごとの埋却に頼り続ける体制には限界が来ていると言わざるを得ません。

今後は、広域連携による焼却処理を軸にしつつ、捕獲個体を資源化するジビエ利用も見据えた衛生的な搬出・流通ルートの構築に踏み出すべきです。

野生鳥獣の食肉利用には厳格な衛生管理が不可欠であり、個人の判断で食用に転用することは極めて困難です。安全・安心な出口戦略を町としてどう描くのか、伺います。

昨日、土本議員と三浦議員にはトキに関して、古玉議員からは猫に関して、命の守る質問がありましたが、今回の場合、命を奪うか

らにはそれを無駄にしない、あるいは最後まで責任を持って衛生的に処理する出口戦略が不可欠です。

今後、町としてどのような処理体制を目指していくのか、具体的な展望を伺います。

3つ目、持続可能な対策に向けた支援拡充の提言です。

以上の観点から、現場の担い手の意欲をそがないための具体的な支援拡充策を伺います。

まず、捕獲報奨金とは別に運搬・処分経費としての直接的な助成、または燃料費や消耗品費の補助制度を新設すべきです。

あわせて、個人の軽トラ等への依存を減らすため、町による保冷車や運搬用クレーン等の資機材の導入支援、あるいは収集・運搬を専門的に担う民間委託の検討など、物理的な負荷軽減をセットで行うべきと考えます。

鳥獣被害対策の最前線に立つ方々が負担ばかりが重いと離脱してしまえば、町の農林業、ひいては町民の安全は守れません。町として現場に寄り添った実効性のある予算措置と広域的な処理体制の参画に、実現する考えがあるか、伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 鳥獣被害対策、現状を踏まえた今後の施策について、ご質問にお答えします。

初めに、猟友会の高齢化に伴う負担軽減策についてであります。現状、当町では、イノシシに代表される有害鳥獣からの農作物被害防止のため、地域及び猟友会並びに七尾鹿島鳥獣被害対策協議会と連携し、捕獲、防護柵設置などの対策を展開しております。

このうち、捕獲の取組については、地域ぐるみの捕獲推進のため、捕獲者及び地区への報奨金制度を実施しております。

制度では、捕獲おりの見回りや餌の手当て、捕獲後の埋設処理に対し、捕獲個体の大きさごとに報奨金をお支払いしており、これ

には搬出・処理コストも含まれております。

また、埋設処理については、地域の協力を得ながら適切な処理をお願いしております。現状、地域や捕獲者からの搬出・処理も含め、新たなシステムの導入、地区支援の要請・要望はいただいているものと承知をしております。

今後も被害の拡大推移の状況を見極めつつ、地域並びに捕獲者の意見も踏まえた対応を検討したいと考えております。

次に、2点目のイノシシなどの個体処理の今後の処理方針及び3点目の支援拡充について併せてお答えいたします。

当町における代表的な処理・処分については埋設処理ですが、七尾市では能登島向田町地内の有害鳥獣処理施設を活用し、焼却による処理・処分を令和3年度から行っております。

町内における捕獲頭数は、平成30年度で320頭をピークに年々減少し、今年度は先月末までに65頭の捕獲実績となっております。このような状況から、地域からは喫緊の個体処理に関する要望がないものと認識をしておりますが、近年、農業被害額は横ばいで推移しており、今後、個体の増加によって被害発生・拡大も懸念されることから、議員ご指摘の対策について内部で検討を重ねているところであります。

このため、今後の方針及び支援拡充については、現状の制度や体制を確保しつつ、捕獲者や地域の実態について関係者と議論を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、議員より具体的な支援のご提案もありましたが、その取組に関しましては担当課長より答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 前田農林課長

〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 それでは、具体的支援

拡充策についてのご質問にお答えいたします。

町長からの答弁にもありましたとおり、現在の制度では、埋設処分や管理も含め、一体として奨励金をお支払いしております。

ご質問で、地域の負担軽減につながる資器材導入支援や運搬等の民間委託検討などの物理的なご提案がありましたが、まずは埋設場所の状況や、捕獲者や地域における負担の実態について把握した上で、どの部分が負担となっているか、課題抽出と検証を踏まえ、将来的な捕獲者の確保も含めて研究を重ねていきたいと考えております。

特に、捕獲者の確保につきましては、優先的な課題として認識していることから、まずは捕獲のための具体的な支援について検討していきたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 先ほどの答弁の中で、人材確保、捕獲者確保が優先課題とおっしゃられましたが、当町でも地域を守りたいという志を持つ若手に対し、最初の一步を町が後押ししてあげることはできないでしょうか。

例えば高額な猟銃の所持許可費用やわなの購入費への助成はもちろんですが、何より捕獲後の重労働への負担軽減など、先ほど提案した運搬の省力化資機材の導入など、若手支援パッケージを検討していただけないでしょうか。

また、現在は埋設処分が主であるということですが、現場を担う方々のお話を伺うと、奪った命をただ土に埋めるのは本当に忍びない、本当はおいしく食べてあげたいが、個人では衛生管理の壁が高くてどうしようもないというやるせない声も耳にします。

こうした命を無駄にしたくないという現場の純粋な思いについて、どのようにお感じになりますか。単なる廃棄物処理という捉え方ではなく、命への敬意を込めた出口戦略が必

要ではないでしょうか。

そして、イノシシの捕獲頭数が減少した一方で、鹿の生息域拡大や熊の出没が深刻な社会問題となっています。これらは、従来のイノシシ用防護柵では太刀打ちできず、遭遇時の危険性も格段に高いのが実情です。

現状、町の啓発活動は、いまだ農作物被害の防止という枠組みにとどまっているのではないのでしょうか。今後は、町民の命を守るという視点に立ち、鹿・熊に特化した注意喚起や最新の出没情報をリアルタイムで共有するシステムの構築など、一歩進んだ安全対策を講じるべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 前田農林課長

○前田吉光農林課長 木下議員の再質問にお答えいたします。

若手捕獲者の支援につきましては、繰り返しとなりますけれども、さらなる検証を踏まえて研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

今ほども若手支援パッケージというふうなご提案もいただきましたので、そういったものも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、命への敬意を込めた処理・処分の方法、さらに熊やニホンジカなどに対する住民周知と対策についての再質問についてですけれども、動物の愛護・福祉の視点から、有害鳥獣駆除に対する倫理的側面からの多様な意見や考え方については承知しているところでございます。

町といたしましても、命への尊厳も念頭に、引き続き法令を遵守した駆除を実施していきたいというふうに思っております。

次に、ツキノワグマにつきましては、昨年、東北地方を中心に各地で人身被害が発生し、連日大きく報道がされたことは記憶に新しいところであります。当町においても、昨年1年間で7月と10月の2件、目撃情報が寄

せられておりますが、痕跡等は発見されておらず、人的被害や農作物の被害についても確認はされておられません。

また、ニホンジカについては、目撃情報はありますが、ツキノワグマ目撃情報を受け設置した監視カメラにおいて、鹿とおぼしき動物の映像を今年に入り確認をしております。

町といたしましては、全国で多発するツキノワグマ被害の状況を踏まえ、その対応方針、加えて昨年9月に施行された緊急銃猟制度への体制と対策等を盛り込んだツキノワグマ等出没対応マニュアルを石川県や警察等の関連機関との連携により、策定を進め、間もなく公表する予定としております。

マニュアルでは、ツキノワグマ出没発生時の連絡体制と安全確保と対策を中心に、迅速な周知と安全対策実施のための連携、体制責務等を定めております。特に、周知に関しましては、町民の皆様安全確保を最優先に、各課が連携し、防災行政無線や広報車による巡回、SNSなどあらゆる手段を活用してお知らせするとともに、警察や石川県など関係機関との連携により、交通規制などの必要な対策を講じることとしております。

さらに、これから出没に備え、目撃時の対応や、ツキノワグマを引き寄せない、出会わないための対策を中心に、町ホームページなどを通じて啓発と広報を引き続き展開していきたいと考えております。

また、最新出没情報をリアルタイムで共有するシステムの構築や通学路等における具体的な遭遇回避マニュアル等の安全対策についてもご提案がありましたが、石川県では、リアルタイムではないものの、目撃、痕跡情報を県のサイトで公開し、注意喚起を行っております。他県でも同様の情報共有を行っております。

町での同様システム導入は、コスト面を考慮すると不可能であり、既存の情報手段を効

率・有機的に機能させ、情報発信を行いたいというふうに考えております。

さきの答弁内容と繰り返しになりますが、熊に遭遇した際の対処方法などの啓発・周知に努め、広く町民の皆様が知識が浸透するよう、さらなる啓蒙普及を推進していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 限られた財政の中でいろいろなことをやっていくのは大変かと思いますが、まずはできることから1つずつしっかりとした体制をつくっていただきたいなと思いました。

現場で汗をかいている方々が求めているのは、物理的な支えと納得感だと私は思います。命を奪うことの重み、そしてこれからますます増えるリスク、これらを個人のボランティア精神に委ね続けるのは、行政として持続可能性を放棄することにはかなりません。あのとき動いていけばよかったと後悔する前に、しっかりとした体制の構築、そして若手が希望を持てるような、そんなまちにしていってほしいと思いますので、また一步踏み込んだ決断をしていただくよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、3番 合田 宏議員

〔3番（合田 宏議員）登壇〕

○3番（合田 宏議員） それでは、一般質問、最後の一般質問を行いたいと思います。

通告に従い、2点お伺いします。

まず、1点目、オーガニックビレッジ宣言による100%地元産有機米給食と持続可能なまちづくりについて質問します。

まず、オーガニックビレッジ宣言とはになります。これは、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組む市町村が有機農業の生産から流通、消費まで一体となった取組を進めることを表明するものです。これは、農林水産省が

進めるみどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷の少ない持続可能な農業の実現を目指す取組の一つであり、市町村が有機農業実施計画を策定し、その推進を宣言することで進められます。この取組では、農業者だけでなく、流通業者、学校給食、地域住民なども関わり、地域全体で有機農業の拡大と消費の促進を図ることが特徴です。

全国では、農林水産省の支援の下、オーガニックビレッジに取り組む市町村が年々増加しており、令和6年度には全国で124市町村が取り組むまでに拡大しています。

また、全国初の事例としては、北海道の旭川市と大阪府の泉大津市が令和6年7月に、生産地と消費地が連携する形でオーガニックビレッジ宣言を行っております。石川県内でも有機農業の推進に向けた取組が進んでおり、羽咋市がオーガニックビレッジ宣言を行っております。羽咋市では、有機農業の生産拡大や学校給食での活用などを通じて、地域全体で有機農業を推進する取組を進めています。

このように、オーガニックビレッジ宣言は、環境に配慮した農業の推進だけでなく、地域ブランドの確立や農業者の所得向上、さらには地域活性化にもつながる取組として全国で広がりを見せています。

また、千葉県いすみ市では、行政が主導して農家の不安を解消し、僅か数年で学校給食の全量有機米化を実現しました。その結果、豊かな生態系が復活し、子育て世代の移住者が増えるなど、目覚ましい成果を上げています。また、山形県高島町など先進自治体では、食の安全を核とした地域再生が着実に進んでいます。

一方、我がまちの現状はどうでしょうか。担い手不足や米価の不安定性、そして失われゆく田園風景、今こそいすみ市等の事例を参考に、農林課と教育委員会が強固に連携し、学校給食を出口とした有機のまちづくりにか

じを切るべきではないでしょうか。

次に、有機農業への転換において農家が最も懸念するのは、栽培技術への不安と販路拡大だと思います。町としてオーガニックビレッジ宣言を行い、国の交付金を活用して施設整備や技術習得支援を強化するべきと考えますが、町長の見解を伺います。

また、熟練農家と若手農家でつなぐ有機農業推進会議協議会を設置し、失敗しない有機稲作を支援する考えはありますか。

農家が安心して作付できるよう、町が学校給食を100%買い取る仕組みを構築すべきです。農林課が流通を管理し、農家を売る苦労から解放することで生産意欲を高める施策について町長に伺います。

さらに、給食は、単なる空腹を満たすものではなく、生きた教材です。教育委員会として地元有機米を100%導入するとの意義をどう捉えていますか。単なる給食費の多寡ではなく、子供の健康と郷土愛を育む教育的な投資として取り組むべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

また、田んぼで生活・生き物調査や農作業体験を教育課程に組み込み、自分たちの食事が地域の自然を守っていると実感させる本物の食育を推進する考えもあるか、伺います。

最後に、有機農業の推進は単なる農業振興にとどまりません。化学農薬を減らすことで地下水や河川が浄化され、生態系が復活します。また、住み続けたいまちとしてのブランド価値を高め、子育て世帯の流入、ひいては地域経済の循環を生み出します。

いすみ市の成功は、行政が農家にリスクを負わせないと決断したことからはじめました。当町においても、農林課が農家の希望となり、教育委員会が子供たちの未来を育む、この両輪で自然と共生する持続可能なまちをつくり上げるべきと考えますが、町長の力強い判断を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 オーガニックビレッジ宣言による100%地元産有機米給食と持続可能なまちづくりについてのご質問にお答えします。

まず、1点目の有機のまちづくりにかじを切るべきではないかとのことですが、有機のまちづくりにかじを切ることは、時期尚早と考えております。

現在、有機農業に取り組んでいる農家は、特に米農家については町内3農家だけであり、有機のまちを宣言する状況ではありません。

農業者の減少や高齢化により、地域の農地維持が困難になっていることや、化学肥料・農薬を使わない分、害虫や雑草対策が大変であり、収穫量も少ないといった課題も多いため、有機農業に取り組むことは農業者にとっては負担が重く、敬遠されているのが現状であります。

日本では、オーガニック農産物に対する理解や認知が世界に比べて遅れている状況であります。子供によいものを食べさせたいという要望も多くなり、学校給食をオーガニックにする活動が全国で少しずつ広がりを見せております。

国においても、12月8日を有機農業の日として制定し、農林水産省の食堂で有機食品を使ったメニューが食べられるフェアを開催しており、全国の自治体へ学校給食での有機農産物の提供について呼びかけも行っております。

町としては、すぐに有機農業に取り組むことはハードルが高いため、環境に配慮した取組を段階的に進めていけるよう、生産者や地域、農協と協力しながら推進していきたいと考えております。

次に、2点目の農林課の主導によるオーガニックビレッジ宣言と支援体制及び公共調達による全量買取りにつきましては、有機農産

物が生産分野で大きく広がり、町内の多くの方の理解が深まった状況となれば、検討していくべきものと考えております。

なお、支援体制については、令和8年度、トキ放鳥を契機に実施するトキめく能登の未来米づくり認証制度の関連施策として、化学肥料・農薬3割以上の削減とトキの餌場環境整備、江の設置や水張り水田、畦畔の除草剤の不使用などの取組に対し、10アール当たり1,000円の農家支援を予定しております。

次に、3点目の学校教育課との連携による未来への投資について100%地元産有機米給食の実現及び体験型学習と人づくりにつきましては、教育長より答弁をさせます。

最後に、4点目の自然共生型の地域ブランド構築に向けた取組についてお答えします。

能登地域は、里山・里海に恵まれた優れた自然環境、多様な生物資源及び生物多様性が守られた伝統的な農法などの営みが評価され、世界農業遺産に認定されております。

また、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨から復興のシンボルとしてトキが半世紀ぶりに能登の上空を舞うという夢の実現に向けた取組も進められております。

自然共生型の地域ブランドについては、今年行われるトキ放鳥を契機に、能登地域において、化学肥料や農薬の削減に加え、江の設置などトキの餌場づくりに取り組み、トキめく能登の未来米づくり認証制度を開始しております。この制度は、能登地域の米作りに新たな付加価値を創出し、能登地域の農業の発展に資することを目的としております。

こうした取組を広く地域住民に広めていくことが有機農業の周知につながり、ブランド化への土台につながると考えております。これには、行政だけでなく、農業者や学校、教育委員会、農協、保護者等、様々な方の協力を必要不可欠となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 3点目の学校教育課との連携による未来への投資について100%地元産有機米給食の実現及び体験型学習と人づくりについてお答えいたします。

議員ご提案のとおり、農林課と連携しながら、地元中能登町産有機米で学校給食米の全量を担うことが可能となれば、大変理想的であると思っております。

現状をお伝えいたしますと、学校給食のお米は、石川県学校給食会を通じてJ A能登わかば管内で収穫されたコシヒカリで全量を賄っており、うち一定量について地元産の特別栽培米を使用しております。こうした現状から、ご提案の給食米全てを地元中能登町産有機米に切り替えるためには、まずは安定した供給元の確保や調達コストが課題になると認識しております。

また、米の価格は増加の一途をたどっており、議員ご提案の全量有機米を導入する場合、コスト高となることは避けられず、町の財政負担と持続可能性の観点から、実現するにはハードルは高いものと考えられます。まずは、可能な範囲で段階的に導入量を増やしていく方法が現実的なアプローチと考えています。

また、体験型学習と人づくりについては、教育委員会としても重要なテーマであると思っております。これまでも各小学校においては、地元農業者の方の協力を得ながら、田んぼでの農業体験を実施してきております。

今後も、教育課程全体のバランスや学校現場での負担を考慮しながら、無理のない形で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 答弁ありがとうございます。

時期尚早という、しょっぱなからそういう答弁をいただきました。そう来るかなという

思いもありました。どうすればいいのかなということもちょっと考えながら、考えておりましたので、それを含めながら再質問していきたいと思います。

まず、時期尚早ということではありますが、町が主体となり、有機農業転換への障壁を特定し、支援策をデータで裏づけるための意識実態調査アンケートのようなものを速やかに実施するべきと考えます。

特に、農家の生の声を施策に反映させるアンケートをつくれればいいのではないかと思います。そのアンケートの内容としては、現状の課題として、除草の負担、収量低下への不安、周辺への影響などが挙げられると思います。また、転換の条件として、町が全量を買収するならば転換するのか、技術指導や機械補助があれば取り組むかといった行政の支援とセットにした意向調査も必要かなと思います。さらに、農家さんの思いとして、自分の作った米が学校給食に使われることへの意欲など、まず現状を把握し、農家と共に歩む姿勢を示すべきではないかなと思います。

そのアンケートを基にして、今後、オーガニックビレッジ宣言まではいかななくても、先ほど町長が言われましたトキの餌場、10アール当たり支援金を支払うとか言っていましたので、そういうことにつなげていけばいいかなと思いますし、昨日の一般質問の答弁の中で、なかのと有機栽培研究会だったと思うんですが、そこで若者4人が研修を受けているとありました。その方たちも含めて、今後、若い人たちがこのまちへ来て、有機栽培をやって、有機米を作っていきたいということも増えるのではないかな。

実際に、近隣でもそういう東京からご夫婦で来られた方が羽咋市で有機米を作っております。前職はIT関係だったそうですが、子供のためにということで、羽咋市へ来て有機米を作っています。そういうことも考えられると思いますので、まずアンケートから進め

ていければいいかなと思いますが、その辺をもう少し具体化したものでアンケート調査していただきたいなと思いますが、いかがなものでしょうか。

それと、先進地へ農政と教育合同研修視察のようなものをセッティングして、農林課だけでなく、学校教育課、あるいは栄養教諭や調理師、JAの皆さんとの合同視察を提案したいなと思います。その先として、先ほどもちらっとお話ししましたが、千葉県いすみ市、ここはオーガニックビレッジ宣言を行い、オーガニック給食を全量やっています。以前にも教育長にもお話ししたと思うんですが、そこへ行って、その現場を見ることによって栄養士さんが、有機米がおいしいとか、子供たちの残食が減ったとかということが実感できると思いますので、そういうことも併せてできないかということでお伺いしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） お昼の時間ですが、会議を続けます。

前田農林課長

○前田吉光農林課長 再質問にお答えいたします。

いろいろなご提案をいただき、ありがとうございます。

まず、アンケートですけれども、いろんなアンケート、これまでもしてきておりますけれども、深く入った部分で、またご提案いただいた内容も含めてアンケートができるのか、また私、進めたいと思っているのは、若手の皆さんの方々との話し合うというか、そういった場を今提供したいというふうな形で今段取りしていこうというふうに思っておりますので、そういったものも含めていろんな意見は聞いていきたいというふうには思っております。

2つ目の先進地の視察につきましてですけれども、これにつきましても、実際に見るといふようなことがいいかなと思うので、無理

な部分もあるかもしれませんが、できるだけ進めていきたいというふうには思っております。よろしく願いいたします。

○議長（南 昭栄議員） 林教育長

○林 大智教育長 再質問にお答えいたします。

やはり町として、農林課と教育委員会、それから農協の方、3者の方で話をして進めていければというふうには思っております。その話、1月に聞いておまして、また来年度に向けて話を進めながら、前向きに考えてまいります。

○議長（南 昭栄議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 最初から比べれば少し前向きになったのかなと感じました。ぜひ農林課長がおっしゃられた、若手農家さんと話をする場を設ける、そういうことも大切だと思いますので、今後、少しでも前向きにいけるような形で。

私も、オーガニックビレッジ宣言は早急にできるものとは思っていませんので、順番にというか、ゆっくりでもいいので、そういう宣言をしていく、まだ石川県内では3市町しか宣言してませんので、早めに。早めにつて、こういうことも取り組んでいくことによって町の意識を醸成できるのではないかなと思います。

田んぼの生き物が豊かになれば、子供たちの心も豊かになります。そして、農家の暮らしも潤うと思います。この循環こそが私たちの目指す持続可能なまちの姿だと思います。

では、次の質問に移ります。

外部人材の活用であります。

本町においても、人口減少や担い手不足など地域課題が複雑化しております。その中で、町執行部におかれましては、移住・定住政策や地域振興施策に継続して取り組んでおられることにまず敬意を表します。その上で、外部人材の活用という観点から質問いたします。

私は、これまでも地域おこし協力隊の活用をしないかという質問をしてきましたが、2月25日の北國新聞の記事に、七尾市が地域おこし協力隊の積極的な募集を行いましたとの記事を見て、大変残念に思いました。20人です。20人というすごい数の、数というか、地域おこし協力隊を集めるということでした。既に6人かな、活躍されておるので、実際には14人かなと思うんですが、14人だと思います。

これは、各自治体がそれぞれの戦略の下に取り組んでいるものと理解しておりますが、当町としても今後の方向性を整理する時期に来ているのではないかと感じております。

昨日も、ふるさと納税の件で三浦議員の答弁で、ふるさと納税の関連した地域おこし協力隊の募集をしたいというような答弁もありました。それは、とてもいいことだと思いますし、ぜひお願いしたいと思います。

当町における地域おこし協力隊の活用について、現在の基本方針、今後の活用拡大の可能性、課題認識について、当町のお考えをお聞かせください。

私は、単に人数を増やすだけでなく、地域課題を明確にした上での受皿が重要であると考えております。

そこで提案です。町がテーマ別の地域活性化協議会のようなものの立ち上げをし、支援をし、その協議会を受皿として地域おこし協力隊を配置するモデルを検討できないでしょうか。例えば里山資源活性化協議会や空き家利活用活性協議会、農業担い手育成協議会、子ども・子育て環境充実協議会など、協議会が地域課題を明確にし、その実行人材としての地域おこし協力隊を配置する、こうすることでミッションが明確になり、地域との摩擦が減る、任期後の定着につながると考えます。

地域おこし協力隊の制度は、任期が最長で3年です。重要なのはその後であります。協

議会が法人化や事業化を視野に入れて入れれば、任期後の雇用、起業支援、地域内定住まで一体化で設計できます。本町として、任期後の定着までを見据えた制度設計を検討する考えはないでしょうか。

地域おこし協力隊は、総務省制度であり、隊員1人当たり最大、ついこの間もホームページ見ましたら、最大520万円程度が特別交付金対象、報酬水準は近年は300万前半から中盤が主流、活動費、住宅費も対象とされております。大部分は特別交付税措置の範囲で対応可能と理解しておりますが、当町の財政見通しについても伺います。

私は、七尾市と競合するというような、競争するというような発想ではなく、当町の規模に合った持続可能なモデルを構築することが重要だと考えております。数より質、配置よりも設計ではないでしょうか。お伺いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 まず、1点目の地域おこし協力隊の活用につきましては、地域おこし協力隊は、総務省の制度で、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住し、地域ブランドの向上や地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこし支援や農林水産業などの従事、地域協力活動を行いながら定住・定着を図る移住施策です。

当町でも、まちの地域活性化や定住につなげる取組として、平成27年度から地域おこし協力隊の制度を活用し、これまで8名の方を採用し、任期満了の方が3名、中途退任の方が3名、現在は2名の隊員が活動しております。

これまでの活動内容といたしましては、農業、特産品、農家民宿、観光振興、林業、どぶろく造りに、そして現在は宿泊業とおにぎりによる地域振興など、いずれも中能登町の地場産業の魅力の底上げを目指し、他の地域からの視点や感覚で町を見ていただき、地域

活性化につながる活動に携わっていただいております。

これらの活動を経て定住につながったのは1名であります。引き続き、町の地域活性化や定住施策として制度の活用をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の地域活性化協議会の立ち上げを支援し、地域課題を明確にし、その実行人材として地域おこし協力隊を配置するモデルを検討できないかにつきましては、現在、町では隊員の募集段階で地域課題として取り組んでほしい活動などを示した上で、応募していただき、面接を実施し、該当者に委嘱をして活動していただいております。その後も隊員が活動しやすいように、職員が定期的にコミュニケーションを取り、任期後のなりわいや定住につながるようサポートしております。

ご提案いただきました地域活性化協議会などの立ち上げについては、現時点では考えておりませんが、隊員が地域に溶け込みやすいよう、引き続きサポートをしていきたいと考えています。

次に、3点目の地域おこし協力隊の任期の定着を見据えた制度設計を検討する考えにつきましては、現在、町では任期後の定着を見据えた制度はありませんが、総務省より、能登半島地震による被災地における隊員の任期の特例延長等の措置として、3年を超える地域協力活動を希望し、かつ受入れ自治体が当該隊員の任期の延長を認める場合には、1年を上限として任期を特例的に延長することができるかとされております。当町の隊員も、能登半島地震により、当初計画していた活動に影響が出ていると聞いており、隊員の任期後の定着への後押しは重要であると認識しております。

現行の総務省の制度を活用し、隊員ともに協力して定住につながるようサポートしてい

きたいと考えております。

次に、4点目の当町における地域おこし協力隊の財政見通しについてですが、地域おこし協力隊に要する経費は、活動費や住居費など、上限額の設定はあるものの、その大部分が特別交付税により措置されております。

このことから、町といたしましては、引き続き制度を有効に活用したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 1点目の質問に対しては、何度も聞いているので、分かりました。

2点目、3点目なんですけど、地域課題を解決するというのは、やっぱり大切なんじゃないかなと思います。

昨日のふるさと納税の件に関しても、地域課題を解決することにより、納税額が増えるんじゃないかなということでもあります。トキ米でしたっけ、それをふるさと納税にすることであれば、その情報発信をしてもらおう、それがとても大事だと思います。

それと、協議会を立ち上げることによって一つ一つの課題を専門的に解決できるんじゃないかなと思います。七尾市でも、いろいろな協議会が、地域活性化協議会に配置することが書かれてました。まねするわけじゃないんですけど、地域課題を解決する協議会をつくる、これが大事だと思います。

そこで、協議会の立ち上げについて、予算・人的支援について当町の支援策、あるいは事務局経費とかを、支援をするための事務局経費やコーディネーター経費を計上する考えはないか、また部局を横断的にした協力隊推進チームみたいなものを設置して、農業、福祉、建設など課題が多岐にわたるものを、担当課任せをするのではなく、企画課が司令塔となって全町的な課題を吸い上げ、戦略的な隊員を配置する、横串を通すような仕組み

をつくるのが必要ではないかなと考えますが、支援というか、その件について何か、支援体制をどう構築するかについて、この意見についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 支援体制については、今後検討していきたいと思ひます。

地域協力隊は、先ほど、七尾で協議会が立ち上がって20人も来るというのは、各市町、本当にいろんな問題、課題があるんで、その辺のことを含めてしてるのだと思ひます。

うちの町でもそういう話が出ておりますので、できれば、私は、一番これからののは農やと思うんで、農でしてくれるような地域協力隊をしてほしい。

それは、ころ柿作り。ころ柿を作っていたけど、今、後山地区はころ柿農家がいっぱいありますが、事業継承でなかなか難しいんで、ころ柿をやってくれるような、要するに地域協力隊、そして中能登町の企画とも携わっていただいて、その中でふるさと納税も考えて、ころ柿の販路を開拓していく、そしてふるさと納税にも使っていくという中で、一番は、本当はころ柿、後山の人は結構担い手がないんで弱っているんで、それをうまく利用されて、今しか覚えるときがないと思うんですよ。今でないで、皆年寄りで、柿の木もあるし、そういうころ柿を納屋というか、そういう施設もあるんで、それをぜひ地域協力隊の人に来ていただいてやってほしいし、そこで移住をしてほしい。中能登町の人でもそれだけをやってほしいということは思ひます。

それと、もう一つは、能登上布の麻織物です。麻を作る。覚醒のない麻を作るということで、麻織物をぜひやっていただきたい。

昨年11月1日かに麻フェスティバルという全国大会開かれましたけど、あれはもう麻の全日本麻織物組合が開催してくれたので、ぜひ中能登町に能登上布という麻が、チョコ麻

なんですけど、そういう麻織物があるということ、ぜひ中能登に。覚醒のない麻ですよ。

耕作放棄地いっぱいあるんで、麻のほうが一歩作る、単価不利、麻のほうがいろいろ活用できるので、いいらしいです。できれば、そういう人に地域協力隊が入っていただいてやってほしい。

ただ、地域協力隊も変のが来てかって、覚醒じゃないやつを持ってきて一緒に植えるということ、そんなのもあったんですよ。長野県のほうとか、そういうところにあつたので、それは絶対してはいけないということで、その辺、ちょっと目を光らせていないとなかなか難しい問題であります、これに対しては、麻織物は、やっぱりそのような覚醒的などころがあるんで、石川県の許可をもらわないとできないので、これはこれから県とも話をしてかって、本当にそれが実現できるのかどうかということ、今やろうとしている人がいますので、ぜひそういう地域協力隊も含めた、そういうところの中に入れて、麻というのはまだまだカーボン繊維という、カーボンの中にも、そういう自動車産業とか、いろんなところでも使っていく。花火でもそうです。花火でもケシ炭で花火を上げた、去年上げたのではケシ炭を、麻の炭を使ってやったということで、かなりいろんな面で分野的にも稼がれる農業の一端だと思いますので、そういうところも含めて、これから中能登町の課題がいろいろ見えてきますので、農業を含めて、ほかの産業もこれから検討していきたいと思えます。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 話を聞くと、課題が見えてきて、その課題を解決するためにはやっぱり地域おこし協力隊が必要なのかなと思いました。

協議会をつくるのでなくても、それに似た組織づくりでもいいんじゃないかなと私は思

います。

最後に、これは私の最後のビジョンというか思いなんですけど、地域おこし協力隊が何人か来て、地域おこし協力隊が3年後、任期を満了した時点で中能登町の議会の議員になってもらえればいいなど。全国的にもそういう地域おこし協力隊が議員になったという事例もありますので、そうすることによって議員の成り手不足も解消できるのではないかなと思って、私はそういうことで最後考えておりました。

そういうことをお伝えして、もう時間も時間なので、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後0時25分 散会

令和8年3月19日（木曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第4号）

令和8年3月19日 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第54号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 中能登町職員の旅費に関する条例の全部改正について
- 議案第57号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 中能登町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 令和7年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第61号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第62号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第63号 令和7年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第64号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第65号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第66号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算
- 議案第67号 令和8年度中能登町一般会計予算
- 議案第68号 令和8年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第69号 令和8年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第70号 令和8年度中能登町国民健康保険特別会計予算

- 議案第71号 令和8年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第72号 令和8年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第73号 令和8年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第74号 令和8年度中能登町下水道事業会計予算
- 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
(高齢者グループホーム「しあわせの里」)
- 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
(在宅複合施設「ほのぼの」)
- 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
(デイサービスセンター「ひまわり」)
- 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
(中能登町保健センター「すくすく」)
- 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
(能登上布会館)
- 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
(姫塚いきいき公園)
- 議案第81号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

- 議案第82号 第3次中能登町総合計画について
- 議案第83号 物品購入契約の締結について
(令和8年度スクールバス購入)
- 議案第84号 工事請負契約の締結について
(中能登町防災行政無線(同報系)更新工事)
- 議案第85号 工事請負契約の締結について
(令和8年度中能登消防署改修工事)
- 議案第86号 工事請負契約の変更について
(令和6年災 鳥屋グラウンド 法面災害復旧工事)
- 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

(追加日程第2)

- 発議第5号 外交による中東地域の早期事態収拾と国民生活を守る支援策を求める意見書

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） ご苦労さまです。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、欠席届が出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は11名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（南 昭榮議員） 日程第1

これより、本定例会議から付託をしております議案第54号から議案第81号までを一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 甲部昭夫委員長、報告願います。

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案6件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました案件6件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、教育民生常任委員会 古玉いづみ委員長、報告願います。

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案7件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑の主なものについて申し上げます。

議案第59号 中能登町長寿祝金条例の一部を改正する条例について、委員から、条例の一部改正に至ったきっかけについて質疑があり、執行部からは、事業の効果から条例見直しについては検討していた、高齢化が進む中で社会保障費が増加していることに加え、能登半島地震の被害で町の財政負担も大きくなった影響もきっかけの一つであると回答がありました。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案7件については、全会一致で可決となりました。

今回、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、予算決算常任委員会 笹川広美委員長、報告願います。

〔予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案7件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

た。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第60号 令和7年度中能登町一般会計補正予算について、歳出、第2款総務費、結婚推進事業の結婚新生活支援事業補助金404万7,000円の減額について、10組の見込みに対し4組の実績だったのは要件や制度の周知について課題があったのではないかと質疑があり、年齢や収入の要件から該当者は限定的となる、周知については毎月発行の広報なかのとに掲載していると回答がありました。委員からは、要件を緩和するなど実績が上がるよう努めてほしいと意見がありました。

次に、第8款土木費の被災宅地等復旧支援事業補助金1,017万9,000円の減額について、実績の説明を求めたところ、7件の申請があり、2,805万9,000円の補助をしたが、当初の見込みから減額となったと説明を受けました。委員から、十分に周知された結果であるかと質疑があり、周知した上で結果であると回答がありました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された補正予算に係る議案7件では、議案第60号、議案第62号から第66号の6件は全会一致で可決、議案第61号は賛成多数で可決いたしました。

続いて、令和8年度当初予算に係る審査について、3月9日、10日の2日間にわたり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など主なものについて申し上げます。

まず、議案第67号 令和8年度中能登町一般会計予算、歳出、第2款総務費、財産管理費の財産管理事業、旧鹿島庁舎解体事業において、旧鹿島庁舎と分館を解体するものであるが、分館に入っているシルバー人材センターとケーブルテレビ映像室の今後について説

明を求めたところ、シルバー人材センターは移転を視野に入れ協議をしており、ケーブルテレビ映像室は総務庁舎への移転について協議をしていると回答がありました。

また、分館横の車庫の解体及び今後の活用について質疑があり、解体はせず、保育園バス等を駐車しているため、現行のまま活用すると回答がありました。

次に、同じく総務費、地域づくり推進費、地方創生推進事業、能登の魅力発信移住・関係人口推進プロジェクトで保育園留学を継続して実施しているが、その成果について質疑があり、令和5年度からの継続事業で、3年間で28件の実績であるが、定住にはつなげていない、なお、この事業以外では令和4年度からの県外からの移住者の実績は42人であると回答がありました。

次に、第3款民生費、老人福祉費、在宅福祉対策事業の高齢者エアコン購入費助成事業について、1世帯当たり5万円の補助でエアコンを購入しても電気料金が高くなるとの理由からエアコンを使用しない方がいると思われるが、電気料金を補助する考えはないか、また、省エネタイプのエアコンが購入できるような補助も考えてほしいと質疑があり、電気料金の補助は考えていない、補助金の額についても検討はしたが、まずは事業を進めながら、町民のご意見を踏まえて見直しが必要であれば行っていくと回答がありました。

次に、第9款消防費、防災対策費の中能登町防災行政無線同報系更新事業11億2,274万8,000円について説明を求めたところ、町防災行政無線について、現行システムのサービスが終了することに伴い、最適な無線システムへの更新を行うもので、設備更新では親局設備などのほか、戸別受信機設備6,700世帯分も見込んでいる、これに伴い、スマートフォン向けの防災アプリの登録者を増やし、防災情報は防災アプリからも受信できるような体制に構築していくと説明を受けました。委

員からは、音声告知端末の製造が終了しているため、撤去していく方向とのことだが、町民の生活に直結していることから、防災アプリの登録も含め、町民への周知の徹底と強化を行っていただきたいと意見がありました。

次に、第10款教育費、社会教育施設管理運営費のカルチャーセンター飛翔整備基本構想策定業務において、屋内公園整備はカルチャーセンター飛翔を整備することで決定したのかと質疑があり、カルチャーセンター飛翔は他の生涯学習施設と差別化を図り、屋内遊戯施設などを配置した複合施設にすると考えていると回答がありました。

また、検討委員会のメンバーの構成についても質疑があり、検討委員会のメンバーは未定であるが、保護者やスポーツ推進員などのメンバーで検討委員会を立ち上げ、基本構想をつくっていきたいと考えていると回答がありました。

さらに委員からは、カルチャーセンター飛翔のみの整備であるならば、鳥屋や鹿島地区の子供たちの移動方法なども検討するのかと質疑があり、子供たちの移動方法については検討委員会でもどこまでできるか分からないが前向きに考えていくと回答がありました。

また、新たな場所での遊び場をつくるのかと質疑があり、遊び場については、カルチャーセンター飛翔以外では現在のところ考えていないと回答がありました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された当初予算に係る議案8件については、全会一致で可決いたしました。

最後に、当初予算全般について申し上げます。

予算書の委託料において、詳細な内容を今後は説明資料で作成していただきたいと要望がありました。

町の財政状況は、物価高騰や社会情勢の変化により、依然として厳しい状況が続いております。

予算の執行においては、事業の統廃合など行政経営の効率化や、事業の財源確保などの諸課題に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、今後も持続可能なまちづくりの実現のため、各事業を的確に遂行されることを望みます。

なお、今回、報告しました結果は、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 以上で、各常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑の方、ご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、議案第54号から議案第81号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第54号から議案第59号までの条例関係の議案6件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり

り可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

澤議員は立ち上がりにくいものですから、挙手をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第54号から議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第60号から議案第66号までの補正予算関係の議案7件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号から議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第67号から議案第74号までの令和8年度予算関係の議案8件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号から議案第74号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第75号

から議案第80号までの公の施設の指定管理者の指定についての、議案6件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第75号から議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第81号中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について採決をします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（南 昭榮議員） お諮りいたします。

ただいま、宮下町長から、議案第82号から議案第86号、同意第3号から同意第6号までの議案5件及び同意4件がそれぞれ提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めま

す。

よって、議案第82号から議案第86号まで並びに同意第3号から同意第6号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午後3時20分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 追加日程第1

議案第82号から議案第86号まで並びに同意第3号から同意第6号までを一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、議案第82号 第3次中能登町総合計画についてであります。

第3次中能登町総合計画につきましては、令和8年度から10年間におけるまちづくりの理念や基本的な方向性について取りまとめたので、中能登町議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第83号 物品購入契約の締結についてであります。

令和8年度スクールバス購入につきましては、3月2日に4社による指名競争入札を執行した結果、1,067万円でナガト産業株式会社に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第84号及び議案第85号の工事請負契約の締結についてですが、まず議案第84

号の中能登町防災行政無線（同報系）更新工事につきましては、3月3日に2社による事後審査型制限付一般競争入札を執行した結果、10億4,500万円で米沢電気工事株式会社に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第85号の令和8年度中能登消防署改修工事につきましては、3月11日に1社による事後審査型制限付一般競争入札を執行した結果、6,226万円で株式会社杉本工務店に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第86号 工事請負契約の変更につきましては、令和6年災鳥屋グラウンド法面災害復旧工事において、グラウンドの敷きならし工事等の増工により、1,157万7,500円の増額変更の仮契約の締結をしたものであります。

次に、同意第3号 教育委員会委員の任命についてであります。

今回、教育委員会委員に山田義嗣氏を最適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

任期は、令和8年4月1日から令和11年6月29日までであります。

次に、同意第4号から同意第6号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。任期満了に伴い、3名の方を委員に選任するもので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

委員として、宮崎一女氏、町口秀一氏を再任し、福井清研氏を新たに選任するものであります。

任期は、令和8年4月28日から令和11年4月27日までの3年間です。

以上、追加提案いたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれま

しては、慎重なるご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） 初めに、議案第82号から議案第86号について一括して質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第82号から議案第86号までについては、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第86号までは、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、議案第82号から議案第86号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第82号から議案第86号までについて一

括して採決を行います。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第82号から議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、同意第3号から同意第6号までを一括して議題とします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営に関する申合せ事項第23項の規定により、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決をいたします。

これより、同意第3号から同意第6号までを一括して採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号から同意第6号までについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後3時28分 休憩

午後3時49分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程

○議長（南 昭榮議員） お諮りいたします。

ただいま、三浦克欣議員及び賛成者1名から、発議第5号 外交による中東地域の早期

事態收拾と国民生活を守る支援策を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午後3時49分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 追加日程第2
発議第5号を議題とします。

発議第5号について、提出者の三浦克欣議員から趣旨説明を求めます。

2番 三浦克欣議員

〔2番（三浦克欣議員）登壇〕

○2番（三浦克欣議員） 外交による中東地域の早期事態收拾と国民生活を守る支援策を求める意見書を中能登議会として国に提出したいというふうに私は考えております。

2月28日からアメリカ合衆国とイスラエルによるイランへの大規模攻撃が始まりました。

私は、アメリカ合衆国、イスラエル、そしてイランという国がどうかこうとかということには分かりませんし、判断ができません。ただ、報道による事実として、この3週間余りで子供たちや何の罪のない多くの人々が犠牲となっております。人間にとって、これ以上の不幸はありません。武力による戦争、紛争に勝者はありません。何の正義

もなく、何の解決にもならないというふうには私は考えます。

私が望むのは、戦争、紛争が起きたらどうするのかではなく、戦争、紛争が起これないためにはどうするかというところに力点を置く姿勢を支持したいというふうに思います。

私たちは、このような出来事はどこか遠くのところで起きているのではなく、自分事として考えなければならないと思っています。実際、ホルムズ海峡の事実上の閉鎖状態のため、原油価格の高騰により、地元事業所、そしてガソリン代等のさらなる高騰に苦しんでおります。

日本政府に対し、この現状を早期に收拾されるよう働きかけるとともに、国内事業者と国民生活への適切な支援策を講じることを求めたいと考えます。

私たちは、議員として今できる精いっぱいのことを行っていきたいというふうに思いますので、ぜひご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） これより、発議第5号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） この意見書に書かれております懸念として、当町の地場産業である繊維業界では既に生産停止に追い込まれている事業所もあるという断定的な文言に関して伺います。

この事業所というのは、どのぐらいの数で、どういった金額の被害が出ているというふうに判断されるのでしょうか、お聞きします。

○議長（南 昭榮議員） 2番 三浦克欣議

員

○2番(三浦克欣議員) 事業所に関してですけれども、私も具体的に事業所の方から聞いたということではなく、報道、ニュース番組で中能登町の繊維業者の方が中東への繊維を輸出するところが滞っていて大変困っているというお話を聞きまして、こんなところにもそういう影響あるんやという、そういうのを知って、具体的にというのは私は分かってはいませんが、とにかくそのことよりも、まず戦争を早期に収拾させることが大事、そうすることによって今の事業所の部分も緩和されていくのではないかなというふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(南 昭榮議員) 古玉議員

○6番(古玉いづみ議員) 分かりました。当町の当事者から直接聞いたのではなく、そういったニュースを見聞きしてそういう判断になられたというのは分かりました。

それでは、お聞きするんですけれども、地方自治法第99条の規定により意見書を出すのであるんですけれども、99条による意見書というのは、やっぱり公的な当該自治体に不利益を被る、そういったときに出されるものであって、例えば金沢市議会が出したような決議、より自由な政治的な意見を求める決議ではないんですね。その辺、なぜ決議ではなく意見書として出されたのか、今、当事者からの声ではなくニュースという話を聞いてちょっとお聞きします。

○議長(南 昭榮議員) 三浦議員

○2番(三浦克欣議員) 決議というか、そこまでの思いというまではいってなくて、その事実も把握しておりませんので。

でも、今議会で、ここで我々の意思を表明するということがとても大事だというふうに思いましたので、これを3月逃すと次5月、6月になってしまうので、今しなければいけないということで、意見書ということで提出させていただきました。

○議長(南 昭榮議員) 古玉いづみ議員

○6番(古玉いづみ議員) 分かりました。

そうしましたら、意見書と決議で当該自治体の事業者から聞いたのではないけれども意見書として出されるということですよ。

もう一点、私が気になっている部分につきまして伺うんですけれども、冒頭にあります2月28日に米国とイスラエルが開始したイランへの大規模攻撃により、中東各地の死者は2,000人を超えたとあります。

戦争というのは、どちらかが始めて、どちらかが受けるという形にはなるかと思うんですけれども、これ、一方的にどっちが悪いんだ、どっちが、両方悪いという部分ももちろん含まれてはいるんですけれども、この内容に関しては、我々、本日見ました。初めて確認しました。その内容に関して精査し、皆さんの意見を取り入れて、もう少し修正するというようなことは考えておられなかったんでしょうか、伺います。

○議長(南 昭榮議員) 三浦議員

○2番(三浦克欣議員) 私、文章が少し一方というのは感じておりまして、説明で、アメリカ、イスラエル、イランというのを、すみません、これ、報道だけで。報道だけで2月28日にアメリカとイスラエルがイランに攻撃したという映像を見て自分なりに判断して、じゃあイランがどういうふうなことを今までできて、現在どういうことをやっているかというのは把握しておりません。

でも、今の事実を踏まえて、何回も言っているように、戦争、紛争が行われて罪のない市民の皆様が犠牲になっていると、そこだけを私は何とかしたいという思いでありますので、よろしくをお願いします。

○議長(南 昭榮議員) 古玉議員、一応3回ということになっておりますので。

○6番(古玉いづみ議員) 分かりました。もう質疑はしません。

○議長(南 昭榮議員) まだたくさん言い

たいこともあると思いますけれども、またお願いします。

○6番(古玉いづみ議員) もう質疑ではなくて、今し方、皆さんに確認を取った上で修正をするつもりはなかったのかという質疑に対しての回答が得られなかったとっておりますので、それに関して再度答えていただいでよろしいでしょうか。

○議長(南 昭榮議員) 三浦議員、もう一度お願いします。

○2番(三浦克欣議員) 先ほども申しましたように、今が大事ですので、修正するとまた次になるので、この時点での意見書でご判断いただければいいと思います。

○議長(南 昭榮議員) 古玉議員

○6番(古玉いづみ議員) 分かりました。

私としては、戦争に対して、こういった終息に対しての強く意見を求めるという点についての意見が異なっているというわけではありませんので、確認として質問させていただきました。

以上です。

○議長(南 昭榮議員) 三浦議員、ご苦勞さまでした。

ほかに質疑等ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(南 昭榮議員) ないようであります。

ここで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長(南 昭榮議員) これより、発議第5号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

古玉いづみ議員

〔6番(古玉いづみ議員)登壇〕

○6番(古玉いづみ議員) 私は、発議第5号 外交による中東地域の早期事態収拾と国民生活を守る支援策を求める意見書に反対の立場から討論いたします。

内容に対して、我々は、本日、この意見書に対して初めて触れることになりました。そして、その中身に関して熟議をする時間もなく、これを議会の総意として少し偏った考えがあるのではないかという思いを持ったまま賛成するということはできません。

そういった意味でも、やはり皆さんの意見を広く聞いた上で内容を精査して、しっかりとしたものを出すという形を取りたいという思いです。

そういった意味で、私は、この発議に対して反対させていただきます。どうぞ皆様のご理解、よろしく願いいたします。

○議長(南 昭榮議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

笹川広美議員

〔9番(笹川広美議員)登壇〕

○9番(笹川広美議員) 私は、この意見書に対して賛成をさせていただきたいと思っております。

とにかく今このときにしっかりと世界に起こっている、阻止しなければならない戦争をしっかりと私たち議員として、また様々、中能登町民の皆様の中にもこの戦争に少なからず関係をしている方もおられます。そうした皆様の声をしっかりと議会人として発信していく責務が私たちにはあると思っております。

この後、じっくり協議をしてとか、そういうことではなく、今この時点でしっかりと世界の平和に向かって声を上げていくということが何よりも大事なことではないかと思っております。

まだまだ内容を細かく精査するというのを先ほども古玉議員のほうから述べられておりましたが、そういう必要があると述べられておりましたが、とにかく文章、いろいろ指摘されるところもあるかとは思いますが、この意見書が訴えている内容は、とにかく今の悲惨な戦争を止めていく、その方向へしっかりと声を上げていくという内容であ

るので、そのことに重点を置いて皆さんの賛同を得たいと私は思っております。よろしくお願いたします。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、発議第5号について採決を行います。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本定例会議に付議をされました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年度中能登町議会3月定例会議を散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 南 昭 榮

署名議員 合 田 宏

署名議員 角 久 子